HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	平和創出観光に関する研究 ： パレスチナにおけるコミュニティ・ベースド・ツーリズムを事例として
Author(s)	高松, 郷子
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(観光学)
Dissertation Number	甲第14223号
Issue Date	2020-09-25
DOI	https://doi.org/10.14943/doctoral.k14223
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/79889
Type	doctoral thesis
File Information	Kuniko_Takamatsu.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

平和創出観光に関する研究
パレスチナにおける
コミュニティ・ベースド・ツーリズムを事例として
A Study of Tourism as a Force for Peace through Community Based Tourism in Palestine

2020 年度
高松　郷子
Kuniko Takamatsu

目次

序章 1

1. 問題の所在 1

2. 研究目的 2

3. 研究の意義 3

4. 研究方法 4

5. パレスチナ観光に関する先行研究と用語の整理 7

(1) パレスチナ観光に関する先行研究 7

(2) オルタナティブ・ツーリズム 9

(3) コミュニティ・ベースド・ツーリズム（CBT） 10

(4) パレスチナのコミュニティ 11

(5) 平和創出か平和構築か 11

6. 調査対象・地域 13

(1) 対象地域 13

(2) 地理的範囲 13

(3) 調査対象 16

7. 本論文の構成 18

第 1 章「観光を通じた平和」をめぐって 20

1. 「観光を通じた平和」の「肯定派」と「否定派」 20

2. 「観光を通じた平和」の主なツーリズム形態と研究アプローチ 22

3. 「観光を通じた平和」における平和概念の変遷 25

第 2 章パレスチナ観光の展開と CBT 28

1. 中東和平（オスロ合意）以降のパレスチナ問題 28

2.　パレスチナ観光の展開と観光資源 30
(1) パレスチナにおける観光資源 30
(2) 世界遺産登録 32
3.　観光業とパレスチナ問題..... 32
(1) パレスチナ観光統計の現状 34
(2) ネガティブなイメージとの闘い 35
(3) パレスチナ C 地区における観光資源 36
(4) パレスチナにおける観光業の担い手と問題点 37
4.　新しい観光戦略の模索　オルタナティブ・ツーリズムから CBT ネットワークの形成へ..... 39
第 3 章　パレスチナにおけるコミュニティ・ベースド・ツーリズムの展望 被占領地の境界侵食に抗して..... 42
1. パレスチナにおける様々な境界..... 42
(1) A・B・C 地区..... 43
(2)「分離壁」による分断 45
(3) 入植地建設 50
2. コミュニティ・ベースド・ツーリズム(CBT)の事例 53
事例 1：オルタナティブ・ツーリズム・グループ（ATG）「世界地図にない」パレスチナの「正確な現状」を伝えファンをつくる 54
事例 2：バッティール村ランドスケープ・エコミュージアム　観光による分離壁建設の阻止 56
事例 3：ロザナ・アソシエーション　観光による文化・伝統の保護 63
事例 4：アブラハム・パス　周辺国とつなぐ三つの宗教に共通したホスピタリティ 66

事例 5:パレスチナ体験型ツーリズム・ネットワーク(NEPTO)　ネットワーク化による連携と競争力の強化 69
3. パレスチナにおける占領地の境界と CBT 71
(1) CBT の目的と活動内容 71
(2) CBT は住民が受ける境界侵食からのインパクトを軽減できるか 71
(a) 観光によるスケール・ジャンプ 72
(b) 分断された空間の再構築 73
(3) どのような活動内容が効果的であるか 73
第 4 章　観光を通じた平和創出の可能性　パレスチナにおける日本人現地体験ツアー参加者の調査から 80
1. 調査の背景・目的・方法 80
2. ツアー客回答に見られるパレスチナ観光体験の特徴 81
3. ツアーによる効果 85
(1) ネガティブなイメージの払しょく 85
(2) 観光を通じた平和の担い手の創出 86
4. 観光プログラムに求められる「公正さ」 86
第 5 章　観光と平和:コミュニティ・ベースド・ツーリズム（CBT）における主体「コミュニティ」についての考察 パレスチナの事例から 90
1. 本章の目的 90
2. CBT 運営主体の事例分析 90
(1) アブラハム・パス 91
(2) ロザナ・アソシエーション（ビルゼイト・ヘリテージ・ウィーク） 92
(3) ホーリーランド・トラスト 93
3. CBT の主体としての「コミュニティ」 96

(1) 「信条・信念の縁」でつながるコミュニティ 96
(2) 「民族・伝統文化の縁」でつながるコミュニティ 97
(3) 「入植地・分離壁の縁」でつながるコミュニティ 97
(4) 「自然・環境の縁」が結ぶコミュニティ 97
(5) 「経済の縁」が結ぶコミュニティ 98
4. 考察..... 98
(1) CBT 活動の担い手：パレスチナ NGO 98
(2) パレスチナにおける CBT の役割と効果 99
(3) パレスチナにおける CBT 主体としての「コミュニティ」の再考 103
第 6 章　結論..... 104
引用・参考文献 110
聞き取り調査（実施順）※肩書はすべて調査時 127
資料 1　パレスチナ・ユース・ウィークに関する参加者アンケート質問項目 129
資料 2　パレスチナ訪問と帰国後の支援意識に関するアンケート 134
資料 3　パレスチナ観光のための行動綱領 139

図表リスト

図 1 パレスチナ周辺図..... 15
図 2 観光を通じた平和の輪 24
図 3「観光を通じた平和」における平和概念の変遷 27
図 4 パレスチナにおける宿泊客の推移（1996 年 - 2018 年） 33
図 5 パレスチナの多様な観光資源 37
図 6 パレスチナ観光における行動綱領パンフレット 41
図 7 パレスチナにおける A・B・C 地区の分布 44
図 8 分離壁建設と住民への影響 45

図 9 住宅地を囲むように建設されている分離壁 46
図 10 ベツレヘムの分離壁前に建てられた「ザ・ウォールド・オフ・ホテル」 48
図 11 分離壁を見学する観光客①..... 48
図 12 分離壁の歴史と建設範囲等を説明する「ウォール・ミュージアム」 49
図 13 分離壁を見学する観光客② 49
図 14 西岸における入植地と入植者による暴力行為の分布 52
図 15 村の半分以上に入植地が建設されているベツレヘム県フサン村 53
図 16 バッティール村を走る鉄道路線 62
図 17 バッティールの段々畑と鉄道線路 62
図 18 水路の水で野菜を洗う村の女性 63
図 19 ロザナ・アソシエーションが拠点とするキリスト教の街ビルゼイト市 64
図 20 ヘリテージ・ウィーク開会式 65
図 21 ソロモン王が建設した古代貯水池「ソロモン・プール」 68
図 22 アルタス村の語源ホルトゥス・コンクルスス（＝閉ざされた楽園）修道院 69
図 23 クネイビ氏の自宅に間借りするチェコ人ウォジコウスキ氏 75
図 24 訪問前のパレスチナについてのイメージ(n=19) 82
図 25 パレスチナ訪問で最もよかった経験（n=19） 83
図 26 帰国（１年）後におけるパレスチナへの関心・関わり（n=12） 83
図 27 ツアー4 日目にアッバース大統領(中央)に招かれた日本人参加者 85
図 28「アブラハム・パス」中東諸国をつなぐ 1,078km のルート 92
図 29 ヘリテージ・ウィークの様子 93
図 30 住居を再建するボランティア観光客 96
図 31 自宅の後ろに建設されている入植地を指さすホームステイ・ファミリー 100
図 32 CBT によりもたらされる効果と留意点..... 107

表 1　CBT によりもたらされる効果..... 3
表 2　歴史的パレスチナに興亡した主な王朝・帝国等年表 14
表 3　パレスチナの各都市に所在する NEPTO 加盟団体（調査時） 16
表 4　 NEPTO 加盟団体活動カテゴリー 17
表 5　所有 ID と通行可能な地域の関係 39

表 6　オルタナティブ・ツーリズム・グループの活動概要 56
表 7　バッティール・ランドスケープ・エコミュージアムの活動概要 61
表 8　ロザナ・アソシエーションの活動概要 66
表 9　アブラハム・パスの活動概要 68
表 10 NEPTO の活動概要..... 71
表 11 NEPTO 加盟団体・設立年・ツアーリスト（調査時） 77
表 12 パレスチナ・ユース・ウィーク・プログラム旅程 88
表 13 占領による弊害・侵害と CBT による対抗手段 102

序章

本論文は，パレスチナ住民によるコミュニティ・ベースド・ツーリズム（CBT）と呼ぶことのできる諸活動を事例として，平和でなければできない観光ではなく，観光を通じた平和の創出を検討するものである。

1. 問題の所在

国際観光の発展が加速する中，「平和でなければ観光はできない」と言われていた従来の視点を見直し，近年紛争や占領が継続する地域において，観光振興により政治的安定をもたらすための研究が必要であると説く研究者が増えている（Webster & Ivanov, 2014）。

Blanchard & Higgins-Desbiolles（2013）は，世界各地の 20 人の観光研究者によって執筆された *Peace through Tourism Promotion of Human Security through International Citizenship* において，人権侵害や存続の危機が見られるにもかかわらず，多くの観光研究は中立的な提言をするに留まり，当該地域の政治体制・情勢に言及する研究が稀有であるとして，従来の研究姿勢に対するアンチテーゼを提起した。特にパレスチナ[1]のように現在でも国際法上違法な軍事占領が継続している地域においては，地域住民が人権侵害の危機に晒されず，権利と自由が保障される「peace with justice（＝公正な平和）」の実現に向け，観光がどのように貢献しうるかという点について，公正さ，人権，公平性を研究の視点に取り入れ，現地の事情に一歩踏み込んだ研究をする必要性を説いた（Blanchard & Higgins-Desbiolles: 2, 260）[2]。

上記の研究視点を発展させ「責任ある観光(responsible tourism)」に着目した Isaac（2014: 93）は，責任ある観光客により，紛争地域におけるモラル的規範や住民の存続等についての問いが提起され，観光体験に基づいた現地の正確な状況について知識の生産が行われる事（normative and existential knowledge question and production）が，平和創出に貢献する可能性を提起している。なお，ここで言う「責任ある観光」とは，1980 年代以降，マスツーリズムへの批判と反省から，自然環境にかかる負荷を軽減し，観光を通

[1] パレスチナの地理的範囲については第 1 章において後述するが，本論文では，現在のヨルダン川西岸地区およびガザ地区を指す。

[2] 「公正な平和」については高松（2019）でも引用したが，本論文では，Blanchard & Higgins-Desbiolles（2013）の「公正な平和」の概念発展の経緯について，本論文の第 1 章節「『観光を通じた平和』における平和概念の変遷」で掘り下げている。

じて地域社会に貢献することを追及するオルタナティブ・ツーリズムの一環として行われるようになった観光形態を指す（Isaac 2014）。

先述の通り先行研究において観光は，安定した地域でなければ実施できないと結論づける論調が従来の考え方であるが，実際のところはどうなのだろうか。紛争が継続している地域に観光を通じて安定をもたらすことは可能なのだろうか，そうだとすればそのような観光とはどのようなものか，本研究はこのような疑問が出発点となっている。

2. 研究目的

パレスチナについては長期に亘る占領により，疲弊した社会経済的状況と分離壁や入植地建設などにより著しく分断され阻害された住民の生活について，各種の報告がなされているが，近年，その状況はさらに悪化していることが懸念されている（UN ECOSOC 2019; UNICEF 2020）。このような中，住民の主導により地域に観光活動を興す，コミュニティ・ベースド・ツーリズム（CBT）を手段として，外部の人を招き入れパレスチナについてのイメージをポジティブなものへと変換し，占領状態についての理解を得ることや，住民の土地への自覚や独自の文化に対する誇りを促し，ゲスト（観光客＝外界）とホスト（受け入れコミュニティ＝パレスチナ）の関係を対等な関係に是正することで，パレスチナ住民への公正と平和を獲得しようとする試みが見られる。（CBT については後述の序章 5 節「用語の整理」を参照。）

本論文では，パレスチナの CBT によりもたらされる効果は下記の表 1 のようなものがあると考えている（詳しくは 3 章～5 章の事例参照）。このような考え方を基本に，本研究では，これまであまり知られることのなかったパレスチナ住民による CBT と呼ぶことのできる諸活動を検証した上で，それら活動にはどのようなものがあるのか，具体的な事例を通じて検討し，中東和平におけるパレスチナ・イスラエル問題の解決の一助として，パレスチナにおける観光(CBT)が平和の創出に果たしうる役割とは何かについて明らかにすることを目的としている。さらに本論文では，上記のような住民主導の CBT を研究することから得られた知見を，パレスチナ，イスラエルのみならず，紛争が要因となり観光の発展が阻害されることが多い中東地域においても,観光を通じたコミュニティの自律的な発展,さらには安定をもたらすためのヒントとして、適用するこができるのではないかと考えている。

表 1　CBT によりもたらされる効果

- 外界とのつながり
- パレスチナ人の声の発信機会の創出
- 遺産・地域文化・伝統価値の存在の認識
- 遺産破壊に対する抑止（抑制力）
- ポジティブなアイデンティティの再構築
- 経済効果・雇用・収入源の多様化
- 人材育成・地域づくり促進（C 地区含む）
- 住民のエンパワーメント
- パレスチナ・ブランドの構築
- 占領弊害への対抗手段
  - 国家・ローカル間のスケール・ジャンプ
  - 分断された空間の（再）構築

出典：筆者作成

3. 研究の意義

前述のように，パレスチナでは，住民主導による観光（CBT）を興し，土地への自覚や誇りの回復を住民に促しつつ，外部の人を招き入れ，通常メディアが取り上げない自然の美しさや豊かな文化と歴史，そして占領下で暮らす住民の様子を彼らに伝えようとする試みが見られる。このため本論文では，まず第 3 章から第 5 章においてパレスチナの CBT 事例を使い，占領下における形成される物理的・制度的な境界が住民生活にもたらす負の影響とそれに対抗する観光の姿を解明し，パレスチナを訪問する観光客や CBT を興すコミュニティについて検証する。

従来の観光研究と比較した本研究のユニークさは，「平和だからできる観光」ではなく，「平和をつくり出すための観光」に視点を置いていることである。したがって，分析対象事例はいずれも，その目的を自覚して観光開発に取り組んでいる事例を取り上げた。本研究のもう一つのユニークさは，パレスチナにおける住民主導の観光活動が軍事占領などによる弊害や物流などの阻害を含む境界形成への対抗ツールとなりうる可能性を提起し，住

民主導の平和創出の観点から，これまで情報の少なかったそうした取り組みの具体事例を提示する点にある。これに付随して，現地での詳細な調査に基づき，政治的に不安定な地域や占領が継続している地域における観光活動を対象にした研究は極めて少ないことから，本研究ではパレスチナにおける当該データの整理を行っていることもユニークな点であると言える。

またCBT研究の観点から本論文では，パレスチナにおける5つのCBTの主体「コミュニティ」の分析から，従来の地縁型ではない拡張したコミュニティの概念を提示している。今後パレスチナ以外での，紛争地域や情勢が不安定な地域において， CBTを研究する上で重要な考え方になることを指摘し，従来的な概念の下での主体性を持ったコミュニティを捉えることが困難な状況にある社会に対し，このようなコミュニティの捉え方が有効であると考えられることを示している点は，本研究のユニークな点であると言える。

4. 研究方法

本研究においては，パレスチナにおけるCBTの状況を調査するため，2012年5月から2019年6月にかけて9回の現地訪問による合計約20週間の調査をヨルダン川西岸地区9県[3]において実施した。

本論文の中心になっている事例について，第3章と第5章で扱う事例は，2014年3月，および6月から8月の期間に西岸地区を訪問し，CBTの催行主体である19のNGOが形成する「パレスチナ体験型ツーリズム・ネットワーク (NEPTO: Network for Experiential Palestinian Tourism Organization)」の各団体を訪問し，代表者（または事業担当者）を対象に半構造化インタビューを行い得られたデータを使用している。調査ではCBT活動の目的と内容，そして境界の侵食から受けるインパクトとの関係，そしてどのようなコミュニティがCBTの基盤となっているのかついて事例の分析を行った。またこれらのデータのフォローアップとして2016年10月（現地訪問），2018年6月（電話および電子メール），そして2019年6月（現地訪問），2020年5月と6月（電子メール）に実施した追加調査により，情報のアップデートを行った。

[3] 国外調査にはパレスチナ観光遺跡庁，地方自治体，イスラエル観光省，ヨルダン観光遺跡省，各国旅行業者が含まれている。ヨルダン川西岸地区で調査を行った9県(Governorates)は北からジェニン，トゥルカレム，ナブルス，カルキリヤ，ラマラ，ジェリコ，エルサレム，ベツレヘム，ヘブロンである。

第 4 章の事例については，パレスチナ自治政府が 2013 年 11 月 11 日から 15 日にかけて西岸地区で実施した観光企画「パレスチナ・ユース・ウィーク」に参加した日本人参加者の参与観察を行うため筆者も同行し，参加者へのアンケート調査（無記名，年齢，性別，職業，回答は選択型，意見感想は自由記述式フォーム）を，①ツアー実施直後（回答 19 名）と②帰国 1 年後（回答 12 名）の 2 回行い，そこから得られたデータを使用している。

なお本論文では，文献資料，観光統計などの資料を使用しているが，パレスチナにおけるデータの収集には制約があることを付言したい。第 2 章のパレスチナ観光統計の部分で述べているように，パレスチナでは，国境の管理がすべてイスラエルにより行われていることから，外国人の出入国に関する情報がないため，観光統計などの集計が困難になっている(PCBS, 2013b)。イスラエルに入国した観光客がパレスチナに行く場合は，イスラエル軍が管理するチェックポイント（軍事検問所）を通過しなければならない。チェックポイントでは，外国人は兵士がビザやパスポートの確認をするだけで，基本的に問題なく通過することができる。観光客が兵士にパレスチナに入ることは危険だと警告され，パレスチナへ行くことをやめるよう言われることがあり，それがパレスチナ観光発展の妨げとなっているという指摘はあるが（Ghodieh, Abahre & Huang 2019），チェックポイントの出入りからパレスチナに来訪する観光客の数を把握することはできない。

このためパレスチナ観光遺跡庁は，ベツレヘムやジェリコなとの主要な観光地にツーリズム・ポリスを配置し，観光入込客数をカウントし四半期ごとにまとめるという方法を取っている。しかしこれには東エルサレムとガザにおける入込客数が含まれておらず，同じツアーグループがベツレヘムとジェリコを訪問した場合，重複してカウントされてしまう可能性があるため，実際の観光客数を把握するには適さないという指摘がパレスチナ内においてもなされている[4]。

パレスチナの観光統計には，アラブホテル協会（AHA :Arab Hotel Association）が四半期ごとにまとめている宿泊客数の統計があり，こちらは長年パレスチナの観光動向を知るためのデータとして研究者に使用され，本論文でも第 2 章でパレスチナの観光動向として使用しているが，同協会に所属するホテルにおける宿泊者数のみの傾向しかわからないという難点がある。同協会にはガザと西岸の主なホテルはほぼすべて所属していると言われ，宿泊客数であるため観光地の観光客の数をカウントするよりは，比較的信頼できるなデー

[4]ファトヒ・ファラシーン，パレスチナ中央統計局観光統計局長への聞きとり（2013 年 11 月 13 日）より。

タだと言われているものの，対象がマスツーリズムを中心とした団体観光客と一部の個人観光客であるため，CBT などのオルタナティブ・ツーリズムで来訪する観光客の動向を把握するには使うことができない。このような状況から，本研究では NEPTO に加盟する NGO に実際に聞きとりを行うことにより，データを収集した。しかし，CBT の実施団体はスタッフの不足などから，データ収集や管理が徹底されていないため，データがない月，データはあるが，まとめていない，またはドナーからファンドを受けた年だけのデータはあるが，それ以外の年はないなどの状況が見られる。他方，CBT 団体の中には，ロザナ・アソシエーションのように 4 万人近くの参加者を募る「ヘリテージ・ウィーク」をほぼ毎年やっているような団体の場合は，イベント開催時の参加者数の情報は警察からデータをもらうようにしているケースもある。NEPTO 加盟の CBT 団体を見ても，活動内容，規模，やり方などは多様であり，データの収集・管理についても，様々なやり方をしている。この点は，パレスチナ CBT の多様性を理解し，今後の発展を検討する上で重要なポイントだと言える。

調査はイスラエルでもパレスチナでも地域の人々や訪問先から，感謝してもしきれないほどの多大な歓迎と協力を受け，本研究の調査に対して，豊かで深い視点を忌憚なく語っていただく幸運に巡り合うことができた。また事例分析の基礎となっている 2014 年 6 月から 8 月の期間は，イスラエル軍によるガザ地区への大規模な空爆が行われ，それに対抗するハマスの花火のようなロケット弾がテルアビブ付近に頻繁に飛んできていた時期（7 月 8 日 ～8 月 26 日）と重なっている。筆者が調査で滞在していた東エルサレムと西岸地区では，イスラエル軍により，難民キャンプ住民やモスクの礼拝者の ID チェックが行われパレスチナ人の罪状不明の逮捕者が続発していた。そのためチェックポイントが混雑し交通への影響はあったが，外国人観光客を含む外部からの訪問者の滞在にはほとんど影響がなく，筆者についても調査日程を問題なく終え日本に帰国した。これは，ガザ攻撃のような大きな紛争が発生していても，外国人は通常通り生活することができるが，パレスチナ人は，差別され，抑圧される“二級市民”扱いを受ける「アパルトヘイト」（佐々木,2019）があることを示している。ガザ攻撃の影響は甚大で，2000 人を超える死者を出し，壊滅的な打撃を被った。西岸とイスラエルの観光客数は 2018 年ごろまで落ち込み，経済的にも多大な損害が生じた。しかしこのような環境のなかでも，パレスチナにおける CBT を含む観光は継続し，再び成長するという展開がパレスチナでは繰り返されている。この傾向はイスラエル観光についても同様に言うことができるが，経済的ダメージはパレスチナの方が

大きいと言えるため，本論文では，このような側面をパレスチナの占領と紛争の下に展開するパレスチナ観光が持つ特徴として捉えていきたい。

5. パレスチナ観光に関する先行研究と用語の整理

(1) パレスチナ観光に関する先行研究

観光学においては，政治的に不安定な地域や占領が継続している地域における観光活動を対象にした研究は極めて少ないと言われているが（Webster & Ivanov 2014），パレスチナ観光に関する研究はさらに少ない状態にあった（Isaac 2010a）。しかしベツレヘムのベイト・サホール出身でオランダとイギリスで観光学を学び現在はオランダの大学で観光学を教える Rami Isaac と，同じくベツレヘムのベイト・サホール出身[5]で，オルタナティブ・ツーリズムや公正なツーリズム，巡礼観光を催行する NGO,オルタナティブ・ツーリズム・グループ（ATG）の代表を務めながらイギリスの大学で観光学修士号を取得し，観光活動と研究を同時進行で続けている Rami Kassis により，2000 年前後から，パレスチナの住民が行う CBT を含む，オルタナティブ・ツーリズムについての研究が進められ，パレスチナにおける多角的な観光研究の必要性が論ぜられるようになった。彼らの研究には，以下のような研究が見られる。

Isaac(2010a)は，「オスロ合意」により，占領が継続したままパレスチナ暫定自治政府が成立した 1993 年から，ベツレヘムにローマ法王が訪問した 2000 年までに，観光遺跡庁の設立を経て，訪問客が 100 万人を超えるまでに成長したパレスチナ観光の発展の経緯を研究し，パレスチナ経済や社会がイスラエルの厳しいコントロールにより「De-develop＝

[5] パレスチナの観光関係者については，第 2 章で述べるが，パレスチナの観光大臣にはベツレヘム出身者のキリスト教徒がなることが慣習となっているように，観光事業にはキリスト教徒が従事していることが多い。パレスチナには，イスラム教徒のツアーガイドや観光業者もみられるが，長年続いてきた巡礼観光との関係から，パレスチナ・キリスト教徒と観光業のかかわりは深い。観光事業が集中しているエルサレムやベツレヘムは，従来キリスト教徒が居住する地域であり，また海外のキリスト教団体とのつながりから，巡礼観光客やキリスト教徒の観光客を受け入れてきた歴史を持っている。このためパレスチナではマスツーリズムのみでなく，CBT 団体もキリスト教徒が中心となり設立し，運営されているのがよく見られる。本論文で取り上げている NEPTO の事例においても，バッティール村を除いたすべての団体はキリスト教徒が中心となり設立され運営されているが，スタッフやガイドにはイスラム教徒もいる。これは宗教による派閥や独占があるというのではなく，パレスチナにおける巡礼観光の歴史の中で形成された観光事業の発展の形であると言える。観光活動においてはキリスト教徒とイスラム教徒の協力や連携も見られ，エルサレムの昇天教会でキリスト教各派内の争いを避けるため，同協会の鍵の管理を数百年以上の間，イスラム教徒の一族が行っていることは，ガイドブック等でも紹介されている例である。一般的にはキリスト教の休息日である日曜日とイスラム教の休息日である金曜日を尊重しスタッフ同士でシフトをカバーしあい事業を行う様子が観察されている。

開発されない状態」に置かれながらも，住民が分離壁で分断された自宅を観光名所とするため「ピース・ハウス（平和の家）」に改装したエピソードなどを用いて，情勢が不安定な地域において観光を振興させることの可能性とそれにより住民にもたらされる希望の重要性を論じた。また，希望についてIsaac & Platenkamp (2010)は，ボランティア・ツーリズムの参加者と住民の間に創出される希望の重要性と住民へのエンパワーメントの可能性について論じている。

Kassis（2006; 2008; 2012）は，従来のマスツーリズムにおいては，イスラエルに利益のほとんどが独占されているパレスチナの観光事業の状態に対して，観光客と受け入れ側が同等の立場で利益に見合ったサービスを交換するフェアトレードの概念から，パレスチナ人の視点で作る観光「もう一つのツーリズム（＝オルタナティブ・ツーリズム）」を提起し，パレスチナに対するネガティブなイメージを改善し，観光市場を開拓していくことの可能性を示唆している。Isaac（2009）も，政治的に不安定な占領下に暮らすパレスチナの住民の姿を見せ伝えることを観光の一形態とするオルタナティブ･ツーリズムについて，パレスチナが占領下の状況であることを逆に利点として観光とする形態として発展の可能性を指摘した。Kassis (2013)は，自身で提起したパレスチナにおけるオルタナティブ・ツーリズムの概念を発展させ，観光客が訪問先のコミュニティの環境や住民生活を侵害から保護し，デモクラシーや人権，また公正な平和が達成されるために観光を通じて貢献する「公正なツーリズム」の重要性を論じた。

Isaac（2010b; 2014）は，責任ある観光(responsible tourism)」に着目し，責任ある観光客により，紛争地域におけるモラル的規範や住民の存続等についての問いが提起され，観光体験に基づいた現地の正確な状況について知識の生産が行われる事（normative and existential knowledge question and production: Isaac & Platenkamp 2010)が平和創出に貢献する可能性を示唆している。

これらの研究の影響もあり，近年は，パレスチナの観光は，イスラエルおよびそのほかの国々との関係において，またパレスチナの主権決定権の観点からも重要な位置付けを占めているとして，観光発展の可能性のみならず，観光政策提言，マーケティング戦略の観点を含めた多角的な視点からパレスチナで行われている多様なツーリズム形態を研究する必要性が説かれている（Isaac, Hall & Higgins-Desbiolles 2016）。

上記の研究は，パレスチナの観光における困難な状況と問題を分析し，「公正なツーリズム」や「責任あるツーリズム」を，パレスチナの新しいオルタナティブ・ツーリズムと

して提起し，理念を開拓したことにより，パレスチナの観光への国際的・学術的な注目を集め，パレスチナにおける観光研究を飛躍的に発展させた。これらの研究は，今後のパレスチナ観光と研究を発展させることに貢献しており，研究の質とともに非常に高く評価できる。しかし，後述する「観光を通じた平和」」研究で指摘されている問題と同様に，事例研究が依然として少ないため，可能性の示唆にとどまり，実証的な分析が蓄積されていない。しかし，パレスチナにおいては，すでに触れたように観光統計や経済指標などの集計が困難であるため，実証研究を行うための環境が十分だとは言い難いことから，実証研究をするには，独自でデータを集めるしか方法がない（パレスチナの観光統計の現状点については，第 2 章で説明する）。このような点を考慮しながら，本研究と上記の先行研究との違いを二点挙げる。一点目は本研究は本章 4 節「研究方法」に書いた方法で，現地調査を行い，CBT に特化した事例分析を行っているという点である。二点目は，第 1 章で論じる平和創出おける観光の果たす役割と可能性について展開し,平和研究という点からも,実態研究に基づき理論的に掘り下げた考察をしているところである。本論文ではこのような点を念頭に，事例を研究していきたい。

本論文で議論を進める際に必要な基本的用語の整理を以下で行う。例えば，「〇〇ツーリズム」や「平和」という言葉は，日常でも使用されているが，その意味は普遍的なものとはなっていない。そこでここでは，大まかな方向性と概念を整理するとともに，本論文における基本的用語を位置付けることにする。

(2) オルタナティブ・ツーリズム

1980 年代に森林保護の手法として導入されたエコツーリズムが世界に広まり，マスツーリズムへの批判と反省が観光客と受け入れ側の双方に充満した結果，マスツーリズムに取って替わる「もう一つの（alternative）観光」を意味する言葉としてオルタナティブ・ツーリズムという言葉が使われるようになった（高寺 2004）。本論文で取り上げるパレスチナのオルタナティブ・ツーリズム団体である Alternative Tourism Group は，観光客（ゲスト）と受け入れコミュニティの住民（ホスト）にフェアな利益をもたらす，マスツーリズムに対抗するもう一つの観光という意味でこの用語を使用しており，本論文もそれに従うこととしたい。

(3) コミュニティ・ベースド・ツーリズム（CBT）

本論文においてCBTは，上記で述べたオルタナティブ・ツーリズムの一形態であり，その定義は，山村ら（2010）の定義による「コミュニティを基盤とし，コミュニティ が主体性を持ち，自律的に観光振興を進めていくあり方」としている。ここで言う「コミュニティ」とは「共属感情を持つ地域社会」を意味し，それは人々の自律的な観光活動の実施・参加を可能とする「国家よりも小さな単位の場や社会」として捉えている。

本研究におけるパレスチナNGOにより実施されている観光は様々な名称で呼ばれている。例えば，パレスチナでの体験をすることを主体の活動として観光に取り入れている「体験型ツーリズム(experiential tourism)」や，環境を守りながら，住民の経済を支援し，社会的･政治的に住民をエンパワーすることを目指す｢連帯ツーリズム(solidarity tourism)」や公正なツーリズム（justice tourism）（Kassis 2006）などが見られる。

これらのツーリズムについては，住民が必ずしも活動当初から「○○ツーリズム」であると決めて活動を始めたわけではない事例もよく見られる。活動を開始してしばらくたってから，運営委員会のリクエストや代表の変更で組織の活動目的を刷新したなどの多様な理由で，ツーリズム形態を目指す方向に修正・転換することもある。どのような場合であるにせよ，これらの活動は地元コミュニティの出身者が観光開発において自らを主体として位置付け，自律的な活動を展開していると見る事ができるため，本論文ではこれらはCBTのカテゴリーに含めている。

また，パレスチナのように住民が支障なく動き回ることが困難な地域においては，CBTの主体となるコミュニティは必ずしも，地理的な領域に縛られず，国境や市町村などの物理的・地理的境界を越え，信条や経済支援などを背景としてCBTを興す「コミュニティ」を形成することもあることから，本論文におけるコミュニティは必ずしも，地縁に縛られるものではないと考えている。なお，コミュニティについては，近年デランティ（2006）を代表として，単なる地縁社会を指すものではなく，脱伝統的な「異議申し立てのコミュニティ」（デランティ 2006: 155）などのように多様なコミュニティの形態とコミュニティに関する概念の変化について言説および研究がなされている。このような多様なコミュテティについての観点は本論文で扱うパレスチナCBTの事例にも深くかかわる議論であるため，パレスチナのCBT事例から見えてきたコミュニティの姿をみながら，第5章3節「CBTの主体としての『コミュニティ』」および4節「考察」でより深く検討を加えていきたい。

(4) パレスチナのコミュニティ

CBT の実施基盤となるコミュニティについては，パレスチナにおいては共属感情を持つ地域社会を考える上で一般に親族や部族（アイーレまたはウスラ）を基盤として構成されていると言われている。しかし，これまでの調査において観察した CBT の活動は，パレスチナにおけるバラディーヤ，つまり市や村を単位とした地方自治体が，住民参加を募る場合の地理的範囲となっており，活動を計画する際の基本単位となっている状況が見られることから，本論文では試験的にそれらを地域（＝コミュニティ）の自律的な活動が可能となる範囲としている。

パレスチナにおいては占領からくる弊害や自治基盤の脆弱さなどの様々な状況が組み合わされ，それらは住民が CBT 活動を興す背景となっている。そこには親族や部族，または宗教の枠を超え，一つの目的意識を持った地元の有志が親族のつながりを超え，暫定自治政府の力が及ばない地域においても住民と連携し CBT 活動を実施する様子が見られる。これは CBT を通じて一種の連帯感や共属感情を作り出している状況があると考えられるが，この点は本論文の論旨から外れるため割愛する。なお 20 世紀に入ってからパレスチナのコミュニティには数々の変化が起こっている。それらにはイスラエル建国・占領開始による伝統的な人口構成の崩壊や，難民キャンプのように周囲から隔離されたコミュニティが形成され，また 90 年代の暫定自治政府開始以降，湾岸戦争などの影響で海外から戻ってきたパレスチナ人の流入が起こり，また近年の都市部での人口増加や近隣地域のベットタウン化などによる変化があったことなどが含まれる。このようなことから本論文では，パレスチナの伝統的コミュニティを形成する親族や部族の関わり，および社会的な人々のつながりにも考慮しながらコミュニティをとらえるが，その一方で現代のパレスチナにおける CBT の実施において，地理的活動単位とされる市・村についてもコミュニティと見なしている。しかしそれは市や村の住民のすべてが CBT 活動に関わっているという意味ではない。

(5) 平和創出か平和構築か

観光を通じた平和について論じるため，平和を達成するためのアプローチを捉えておきたい。平和学の基礎を築いたガルトゥングは，平和を達成するためのアプローチとして「平和維持（Peace keeping）」「平和創造（Peace making）」「平和構築（Peace building）」の 3 つの概念を打ち立てた。これらの概念によれば，「平和維持」は，対抗する社会勢力を物理的に切り離し，中立的な第 3 者を調停の役割として設定するというものであり，「平

和創造」は紛争解決(conflict resolution)を通じて紛争の原因となる要素を取り除くことを示す（Galtung 1976）。そして「平和構築（Peace building）」については，1992年，当時の国連事務総長であったブトロス・ガリが，ガルトゥングの研究から国連による平和維持機能について議論を発展させ，『平和への課題』を発表した。ブトロス・ガリは，「平和構築」とは，「紛争終結後，紛争の再発を避けるために平和を強化し堅固にする諸構造を特定し，支えるための取り組み」であると定義した。また，予防外交が紛争勃発前に機能させることができれば，平和創造と平和維持は紛争中，または紛争停止後に実施するもの，また「平和構築は長期にわたって紛争後に機能させるもの」であると論じた（Butoros-Ghali 1992: paragraph 55-57）。

一般に，平和をつくるという意味で「平和を構築する」と表現することがあるが，実際に，「平和構築」は，「平和維持」「平和創造」と同様に，国際政治と安全保障の枠組みにおいて使用される用語である。特に「平和構築」は，紛争後，国際社会のアクターが国家間の取り決めを通じて，戦争から平和への移行期にある国や地域を，国連軍などの兵力を伴い行うことを指す。その活動には，難民の帰還や社会統合，選挙の監視，戦闘員の武装解除や動員解除，社会復帰などが含まれる（国連広報センター）。

一方，『観光学辞典』によれば，「観光による平和創出効果」における「平和創出」とは，「観光を通した国際親善の促進が世界の平和に対し，大きな貢献をなすことを意味する」とある（長谷編著 1997: 230）[6]。この定義を見ると「平和創出」は，観光という軍事力を伴わない民間の手段によって平和を達成していくことを指しており，「平和構築」とは性質が異なると言える。このような視点から，本論文では，国際安全保障の場で武力や国家間のパワーバランスを通じて行われる「平和構築」と，住民がCBTを通じて非暴力で平和を目指す方法=「平和創出」との区別を明らかにすることが重要であると考える。このため，住民がCBTにより平和を達成することを望むなどの表現をする場合は，「平和創出」を使用することにとしたい。しかし，それは両者が対立し，相容れないものではなく，状況により組み合わせ，地域住民による市民レベルで行うCBTによる「平和創出」が，国際

[6] 「観光の平和創出効果」については，「しかし，一方で国際観光往来の増大がただちに国際的相互理解の高まりと結びつき，平和が達成されるわけでもないことにも注意が必要である」（長谷編著,1997, p.230）とあり，観光=平和の図式があるわけではないことが指摘されている。本論文ではこの点を含め，第1章1節「『観光を通じた平和』の『肯定派』と『否定派』」で本概念についての研究視点を展開している。

社会が行ってきた中東和平プロセスに代表される「平和構築」の進展に一部貢献できる可能性を検討できるのではないかと考えている。

6. 調査対象・地域

(1) 対象地域

本研究が対象とする地域は，パレスチナで起きているコミュニティ・レベルの観光活動を観察し，分析することを目的としているため，パレスチナ人が多少の困難を伴いながらも行き来ができ，かつ観光客が立ち入り可能な地域，すなわち現在のヨルダン川西岸地区を対象としており，ガザ地区は入っていない。

ガザにおいては，2006 年の選挙によりハマス政権が発足し，それ以降，陸，海，空の領域すべてにおいて封鎖状態が続き，一般人については許可なしでの立ち入りが困難となっている。外国人の立ち入り許可については，イスラエル軍関係の調整機関を通じて申請するのだが，手続きは複雑で困難であるため，国連・開発援助機関や外交機関，メディア関係者を除き，一般観光客や西岸パレスチナ人およびアラブ人の立ち入りはほとんどできない[7]。このため，今回の研究対象からは除外している。しかし観光商品としてガザの協同組合や女性団体が作成した手工芸品を観光客用に販売する事業などは，本研究の対象に含まれている。

(2) 地理的範囲

パレスチナに関わる用語や地理的範囲に関する記述については，常に政治的な要素を帯びることが指摘されている(錦田 2011)。本論文も例外ではなく，個々の名称や地域の捉え方について，視点・立場の違い，背景，歴史的経緯を踏まえ，事実に基づき研究を行う事が重要であると考えている。本論文のパレスチナの定義は、注 2 で述べたように、現在のヨルダン川西岸地区およびガザ地区を指すこととするが，これとは区別してすぐ後で説明するように「歴史的パレスチナ」という概念もある。この歴史的パレスチナは宗教，政治，文化の「クロスロード（交差地点）」と呼ばれるように，多種多様の文明が絶え間なく興亡した地であり，古代エジプト王朝からペルシャ，ギリシア，ローマ，そしてイスラム王

[7] パレスチナにはイスラエル人の立ち入りが禁じられているため、観光客にはイスラエル人は原則含まれていない。しかし各国のユダヤ教徒やイスラエル国籍を持つパレスチナ人は本論文で取り上げる CBT のツアーにも多数参加している様子が見られている。

朝などの，歴代王朝や帝国が一万年以上にわたり絶え間なく興亡したことから，その時代ごとに名称や地理的範囲にも変遷が見られた(歴史的パレスチナに興亡した主な王朝・帝国等は表 2 の年表を参照のこと)。

表 2　歴史的パレスチナに興亡した主な王朝・帝国等年表

年代	時代区分	年代	時代区分
10,000 – 3000 BC	先史時代	661 – 749	ウマイヤ朝
3000 – 1850 BC	カナン人村落、古代エジプトからの影響	749 – 877	アッバース朝
1850 – 1500 BC	アモリ人、ヒクソス王国らによる統治	877 – 906	トゥールーン朝
1500 – 1200 BC	新王国エジプトによる支配、アビル族、シャス遊牧民の流入	906 – 935	アッバース朝
1200 – 1020 BC	ペリシテ人、イスラエル人らによる統治 イスラエル統一王国(1000-926 BC)	935 – 969	イフシード朝
926-586 BC	北イスラエル王国(-721 BC)、南ユダ王国(-586 BC)	970 – 1079	ファティマ朝
721 – 538 BC	新アッシリア帝国 バビロニア帝国 （バビロン捕囚586-538 BC)	1079 -1098	セルジューク朝
		1098 – 1187	十字軍時代
538 – 332 BC	アケメネス朝ペルシア帝国	1187 – 1260	アイユーブ朝
332 – 140 BC	ギリシャ帝国	1260 – 1517	マムルーク朝
140 – 63 BC	ハスモネアン王国	1517 – 1917	オスマン帝国(帝国廃止は1922年)
63 BC – 300	ローマ帝国	1918 – 1948	英国支配 (委任統治は1920年から)
313 – 611	東ローマ帝国	1948 – 1967	イスラエル、ヨルダン、エジプト
611 – 628	ササン朝ペルシャ帝国	1967 – 現在	イスラエル
628 – 636	東ローマ帝国	西岸	1994-現在:暫定自治政府
636 – 661	正統カリフ時代	ガザ	2007 – 現在:ハマス政府

出典：Britannica Procons.org ″Israeli-Palestinian Conflict, Historical Time Line″[8]より筆者和訳・加筆

20 世紀に入ってからは,オスマン・トルコ帝国の解体に伴い,イギリス委任統治領が 1920 年に成立し，さらに 1948 年の第 1 次中東戦争により，イスラエルが建国した。1967 年の第 3 次中東戦争により，イスラエルが東エルサレムを併合し，占領地を現在のヨルダン川西岸とガザ地区に拡大した。その後に続いた 1993 年のオスロ合意以降，パレスチナの自治や独立をめぐり 30 年近くに及ぶ和平交渉の場などで，地理的範囲について協議がなされてきているが，イスラエルを含めて未だに国境線が定まっていない（PASSIA 2011）。

歴史上では様々な名称で呼ばれてきているが，現代において広義の「パレスチナ」を指す場合は，イギリス委任統治領でパレスチナと呼ばれていた地域，すなわち現在のイスラエル，東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区，およびガザ地区を合わせた指し(Tamari, 2011, p. 13; Smith, 2007, p. 41),それら地域は,「歴史的パレスチナ Historic Palestine」と呼ばれている（PASSIA 2011: 314）。それに対して，狭義の「パレスチナ」は，第 3 次

[8] Britannica ProCon.org https://israelipalestinian.procon.org/historical-timeline-pre-1900/ (2020 年 8 月 5 日閲覧)

中東戦争により 1967 年以降イスラエルに占領・併合されている，東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区を合わせた地域を指す（PASSIA 2011：326）。本論文では断りのない限り，「パレスチナ」と言った場合これら狭義の地域を指す。ただし，1948 年以前のパレスチナ地域を指す場合は，「歴史的パレスチナ」を指す。

2012 年になり国連は，安保理決議[9]により，東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区を，「パレスチナ国（State of Palestine）」の地理的範囲とし，その代表を PLO(パレスチナ解放機構)と定め，国連における，「非加盟国オブザーバー国家」として承認した。このような承認を受ける前は，PLO は「非加盟オブザーバー組織」としての地位しか認められていない状態であったため，格上げされた形となった。この決議には，世界の 138 ヵ国以上が承認し，日本政府も賛成票を投じている。これらのプロセスを経て，現在「パレスチナ」とは，東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区を合わせた地域のことを指すようになっているため，本論文でも同様としている。

図 1 パレスチナ周辺図

ラマッラはパレスチナの事実上の首都になっている。

出典：外務省「パレスチナ」[10]より，筆者による地名加筆

[9] UNGA Resolution 67/19

[10] 外務省ホームページ「パレスチナ」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html（2020 年 4 月 21 日閲覧）

(3) 調査対象

前述の研究方法部分で，半構造化インタビューの対象とした19のNGO（調査時）が形成する団体NEPTOに対し，CBT活動の目的と内容，そして境界の侵食から受けるインパクトとの関係について事例分析を行った（NEPTO加盟NGOリストは表3を参照）。

本論文では，パレスチナ内で活動し，占領からの離脱や分離壁などの占領政策への対抗手段として観光を活用したNEPTOが，団体ネットワークとして組織化した過程が研究の上で重要な意義を持つと考え，分析で取り扱う対象は，NEPTOに加盟しているか，またはこれから加盟予定の団体としている。なお第3章～第5章の事例研究部分では，NEPTO加盟のNGOから5つの活動事例（第3章）を選択して分析する。そして上記5つの事例から，主体コミュニティの状況がよくわかる2つの事例を再度選定し，そこに1事例を追加した3事例（第5章）について検証する。

表 3　パレスチナの各都市に所在する NEPTO 加盟団体（調査時）

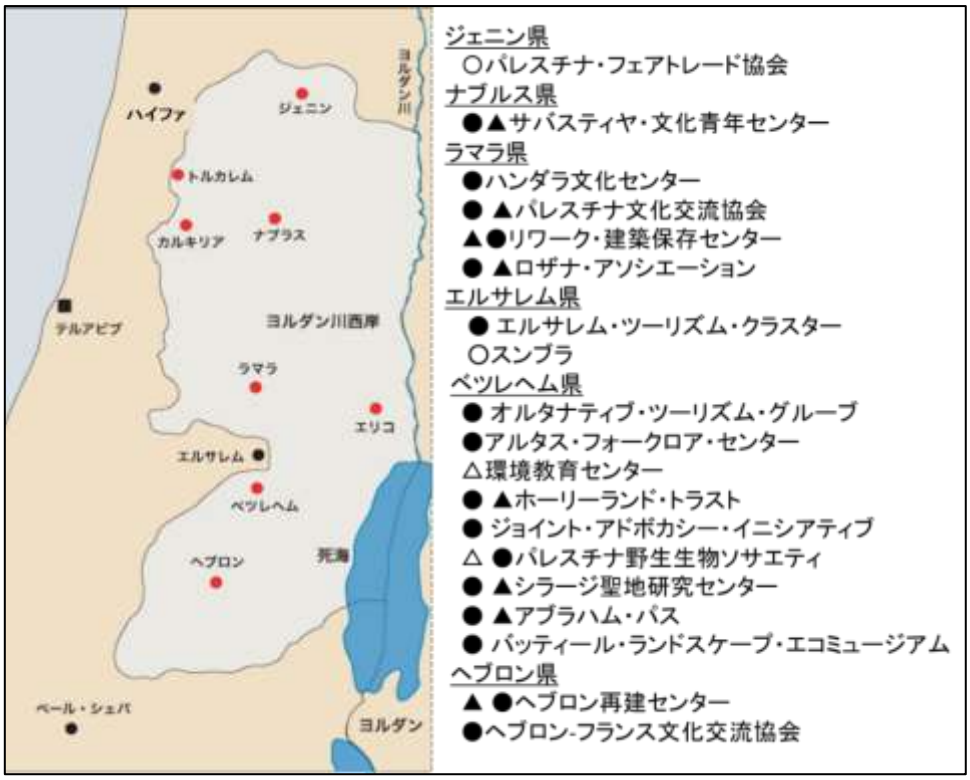

出典：筆者作成

●=ツアー・体験プログラム実施，○=文化産品生産販売，▲文化・伝統・遺跡・保存・修復・フェスティバル実施，△=環境保全・保護　(NEPTO 加盟 NGO より筆者作成。記号の順番はメインの活動を先に，副次的な活動を次に表示している。)

パレスチナとイスラエルには，本論文で取り上げる団体以外に，事実に沿ったイスラエル・パレスチナの状況をツアーにより観光客に伝えようとしている団体がある。それらは例えばイスラエルとパレスチナの両方を見せるプログラムを組んでいるMEJDI Tours（Schneider 2019）や，イスラエル人，エジプト人，パレスチナ人，ヨルダン人の旅行業者代表によって，イスラエル・パレスチナ問題の観光による解決を話し合うTourism4Peace Forum（Moufakkir 2010)のような団体である。このような団体を含め，イスラエルとパレスチナでオルタナティブ・ツーリズムを行う団体は，ATGなどのNEPTO加盟団体とも連絡を取り合い連携し，観光客がより広くイスラエルとパレスチナの両方について見聞できるよう各種の工夫をしている[11]。

パレスチナとイスラエルの両方でCBT活動を行う団体が複数ある中，NEPTOを選択した理由は，NEPTOにおいては観光関係のNGOが一つのネットワークを形成し，活動内容に一定の方向性と一貫性が見られるという点である。そしてそれらの活動は，北のジェニン県から南のヘブロン県までを網羅し，観光ツアーの催行から，地域開発を目指したイベントやフェスティバルの実施，そして土産物となる手工芸品や農産物の生産・販売までを含んでいることから，パレスチナにおけるCBT活動の広がりについても観察することが可能になると判断したためである。NEPTOの加盟団体は，活動別に以下の4つのカテゴリーに分けることができる（表4参照）。

表4　NEPTO加盟団体活動カテゴリー

① 観光ツアー・ホームステイ，パレスチナ理解促進ための体験プログラム ② パレスチナ文化・伝統保存・保護，遺跡・伝統建造物・旧市街修復，フェスティバル ③ 手工芸品・ 農産物の生産・販売，フェアトレード ④ 環境保護・保全

出典：筆者作成

なお，第1回目の事例の調査を行った2014年（6月～8月）と比較すると，現時点の2020年6月では，第3章の事例として扱っているバッティール・ランドスケープ・エコミュージア

[11] ラミ・カシス氏からの聞きとり（2014 年 6 月 19 日）および，サミ・アウワド氏からの聞きとり（2014 年 7 月 2 日）より。

ムおよび，長年オーラルヒストリーの観点からパレスチナの文化を研究し，年間2000人以上の外国人観光客を受け入れていたパレスチナ文化交流協会(Palestine Association of Cultural Exchange: PACE)の2団体が加盟から外れた[12]。バッティール・ランドスケープ・エコミュージアムは運営資金が継続せず，2018年末に事務所を閉じることになったが，観光客も継続して訪問していることから，村の有志がエコミュージアム事務所とゲストハウスを再開しようと活動している[13]。パレスチナ文化交流協会については，2015年に同協会の代表であり，パレスチナのオーラルヒストリー研究者のアデル・ヤヒア博士（Dr. Adel Yahya）が亡くなり，しばらくは傘下団体や地域の女性たちが運営を継続していたが，活動を継続することが難しくなり，現在は活動を停止している[14]。NEPTOには，新たに2団体が加わり現在，加盟団体数は19団体と変わらず活動している。新たにNEOTPに加わった団体は，ベツレヘムを中心に伝統的建造物や旧市街の修復を行うCentre for Cultural Heritage Preservation(CCHP)，およびベツレヘムでフェアトレード活動を行うBethlehem Fair Trade Artisans(BFTA)の2団体である[15]。

また新たに加わった2団体は，伝統的建造物や旧市街の修復やフェアトレード活動が活動の中心となっており，本論文の第3章から第5章で扱う事例にみられるようなツアー活動を行っていないことから，本研究の分析対象としては含めていない。本論文におけるNEPTOの活動については，2014年（6月～8月）の調査からその後2019年6月の現地訪問まで調査を続け得られた19団体のデータを基本とし，事例研究の基礎としていきたい。

第5章で後述するが，パレスチナのNGOについては，自治政府が行うことができない機能を，自治政府の力が及ばないB地区やC地区で活動し，社会福祉的なサービス，教育・人材育成，貧困者や寡婦の支援などを行っている側面がある。しかし，そのようなNGOの活動は資金や人材確保の面で多大な困難に直面している。これはCBT団体についても同様であり，本論文ではこのような点についても考慮し，事例の分析を行っていきたいと考えている。

7. 本論文の構成

本論文は，以下の 3 部の構成になっている。まず序章において，本研究における問題の所在，研究目的，研究方法および用語と先行研究の整理を行い，第 1 章では「観光を通じ

[12] 2020 年 5 月筆者による追加調査より。
[13] 2019 年 6 月筆者による追加調査より。
[14] 2020 年 5 月筆者による追加調査より
[15] 2020 年 5 月筆者による追加調査より。

た平和」をめぐる研究アプローチと平和の定義の変遷をレビューし，本論文の独自性として「公正な平和」の提起により観光を情勢が不安定な地域で興すことの意義を主張した後，第2章においてパレスチナ問題と暫定自治政府成立以降のパレスチナにみられた政治的変化と平和構築プロセスの失敗およびその中で発展していったパレスチナ観光の動向を説明する。次に第3章から第5章までは，現地調査をもとに，事例研究から，占領下のパレスチナにおいて住民が興すCBTの様々な効果や観光客の役割，そしてCBTコミュニティの形態や背景を検証し，そして第6章において分析結果の考察と論理展開により得られた成果から，今後の課題や新たなCBTに関する示唆を得る。

第3章では，占領下において形成される物理的・制度的な境界が住民生活にもたらす負の影響とそれに対抗するCBTの活動を解明し，CBTは住民が境界の侵食から受けるインパクトを軽減しうるのか，またそれらインパクトの軽減にはどのような活動が効果的であるかという点を明らかにすることを目的としている。

また第4章では，実際にパレスチナ観光に参加した観光客を対象に調査を行い，これにより，第1に観光客のパレスチナに対する意識の変化が見られるのか，第2に観光客が紛争地域を訪れることでその地域に平和や安定をもたらすことにつながるのか，という点について検証することを目的にしている。

そして第5章では，CBTの主体となる「コミュニティ」とはどのようなもので，それらのコミュニティにおけるCBTはどのような形態で行われているのかについて分析する。

本論文は，以上の分析を通じて，これまであまり知られることのなかったパレスチナ住民によるCBTと呼ぶことのできる諸活動を検証した上で，住民によるCBT活動にはどのようなものがあるのか，またパレスチナにおいて観光(CBT)が平和の創出に果たしうる役割とは何かについて明らかにすることを目的としている。

第 1 章「観光を通じた平和」をめぐって

本論文のテーマは，観光により地域の安定化を図ることができるかについて研究をするものであるが，同分野においての研究は発展途上であり，研究者の中でも観光が平和を達成することができるのかという，観光と平和を結び付ける捉え方自体について意見が分かれている。このため，まず第 1 節では「観光を通じた平和」という概念について，「肯定派」と「否定派」の見解をレビューし，第 2 節では.「観光を通じた平和」の主なツーリズム形態と研究アプローチを整理する。次に第 3 節では，観光を通じた平和によりもたらされる平和概念の変遷をレビューし，整理した上で，「観光を通じた平和」における可能性を考察するという，3 部構成で先行研究を整理していきたい。これら一連の先行研究のレビューを通じて，観光により，地域の安定化を図るための新たな視座を提示し，本論文のオリジナリティを明らかにする。その上で，実証分析に必要な視点や要件を提示する。

1. 「観光を通じた平和」の「肯定派」と「否定派」

現在では，観光により平和を創出するという概念は，頻繁に使用され，観光と平和の関係を研究する研究者は多数見られるが，研究の視点は時代を経て変遷している。1980 年代後半には観光と平和の関係を疑いなく支持する主張が主流であったが，1990 年代に入ると，観光による平和創出に対する懐疑的見方が浮上し，観光と平和の相関関係については，理想論であり実態のないものとして否定する見解が多く見られるようになり，2000 年頃から再び，観光の平和への貢献に関する関心が復活し，実例や統計を用いて，観光と平和の関係の立証を試みる研究が見られるようになった（Causevic & Lynch 2013; Mofakkir & Kelly 2010: xxii; Salazar 2006: 324）

それら「観光を通じた平和」の研究における見解は大きく分けて，「否定派」と「肯定派」の 2 つに分けることができる[16]。「否定派」の主な見解は，地域が安定していない場合には，事実上観光を催行すること自体ができないことから(Neumayer 2004)，観光と平和の間には相関関係がなく，観光が平和を創出するのではなく，平和があるからこそ観光が可能になる（Pratt & Liu 2016）という見解に代表されるものである。または「観光を通じた平和」は，実態がないにもかかわらず，マスツーリズムの振興を正当化し，外貨を獲得

[16] 滝（2014）は，「楽観論」と「慎重論」という分類をしている。

するためのキャッチフレーズとして使われてきた（Bechmann Pedersen 2017）[17]という見解などが見られる。

これに対して「肯定派」の見解は，「観光を通じた平和」は，観光の平和に貢献する可能性を肯定し，観光客の増加は地域の安定に対して効果があり，平和創出の可能性が高まるというもの（Becken & Carmignami 2016）である。それに加えて実例が少ないため，観光と平和の直線的な関係があるとは結論づけられないが，「調和や調和的な関係」の創出や，ユネスコが推奨する「平和の文化 」や，後述する「積極的平和」の創出に貢献する側面があると論ずるものである（Mofakkir & Kelly 2010; Wohlmuther & Wintersteiner 2014; Webster & Ivanov 2014 など）。「肯定派」の研究には，観光の平和に貢献する可能性の中で，従来の観光研究の在り方や平和の捉え方の改善や是正を提案する研究などが含まれる（Blanchard & Higgins-Desbiolles 2013）。（「観光を通じた平和」の「肯定派」が説明する具体的な観光活動については，第 2 節「『観光を通じた平和』の主なツーリズム形態と研究アプローチ」で展開する。）

「観光を通じた平和」の「否定派」は，地域が安定していなければ，観光自体を実施することができないと言うが，すべての安定していない地域において，観光が実施されていないのだろうか。地域の「安定」と観光の実施はどの程度関係しているのだろうか。このような疑問について先行研究においては，例えば領土や主権問題が発生している，キプロス（Musyck, Jacobson, Mehmet, Orphanides & Webster 2010）や，インドンのカシミール地方（EQUATIONS 2013），そして軍事政権時代のミャンマー（石森 2005），または東ティモール独立以前のインドネシア（Moufakkir 2010）などの事例が研究されているが，それらの国や地域では，国内各所でのマスツーリズムは問題なく継続されていたことが伺える。つまり国内において領土や主権問題に関する不安定要素が存在していたとしても，情勢が安定している地域では，観光は実施が可能であり，実際にそうされてきてた。このような側面を見れば，地域が安定していなければ，観光自体を実施することができないという見解は，必ずしも妥当だとは言えないだろう。無論，地域の安定については，本章 3 節で後述するガルトゥングの言う構造的暴力が社会に存在する限り，いつ不安定化するかわ

[17] Bechmann Pedersen (2017) は，「観光は平和のパスポート」というフレーズは戦間期に発展した国際主義にルーツを持ち，それが第 2 次世界大戦後から冷戦時代にかけて米国，ヨーロッパ，および当時のソ連などで，観光振興が，経済発展や外貨獲得の手段となっていたことから，キャッチフレーズ的に頻用されたケースが見られたことを指摘している。

からないという問題が残されている。しかし,このような点について言及している観光研究は少ない。

また不安定化の要因を観光事業関係者が作ることもある。滝(2014: 93)は,池田(1996)が報告した,1994 年のメキシコで発生したサパティスタ国民解放軍の武装蜂起が発生した当時，政府観光局が紛争とは無関係の現地の魅力を繰り返し宣伝し，あたかも紛争がないかのように，紛争の存在そのものを無視していたことを引用し，観光業の従事者が地域の紛争に的確に対応しないことも，地域が不安定化する要因となる可能性を指摘している。地域の安定化に観光業者の対応も密接に関わっていることを示す事例であろう。

一方，「観光を通じた平和」の「肯定派」は，観光が平和創出に直接貢献するとは断言しないものの，観光により「調和や調和的な関係」の創出や，ユネスコが推奨する「平和の文化[18]」や，後述する「積極的平和」へ貢献をする側面があると論じている（Mofakkir & Kelly 2010; Wohlmuther & Wintersteiner 2014: Webster & Ivanov 2014 など）。これらの研究には，観光を通じたの平和の可能性に言及し，従来の観光研究の在り方や平和の捉え方の是正を提案する研究なども含まれる（Blanchard & Higgins-Desbiolles 2013）。観光を通じた平和とは，どのようなものを指すのか。以下第 2 節では,「観光を通じた平和」の主なツーリズム形態および，「観光を通じた平和」における平和概念の変遷についてみていきたい。

2. 「観光を通じた平和」の主なツーリズム形態と研究アプローチ

「観光を通じた平和」と言った場合，ツーリズムの形態としては，「平和観光（ピース・ツーリズム）」を思い浮かべる人は多いのではないだろうか。広義では「観光を通じた平和」も「平和観光」も，ともに平和を目指して行う観光という意味で，同義で使われる場合があるが，狭義では性質が異なるものを指している場合が見られる。

まず，平和観光（＝ピース・ツーリズム）とは，歴史上平和に貢献した人物や出来事にゆかりの場所，記念碑，博物館，戦場跡や戦没者墓地などを訪問し，エピソードを聞き，活動に参加することで追体験するためにそれらの場所へ旅行するという観光形態を指し，

[18]「平和の文化」は、ユネスコ憲章の「平和の思想」における「人間が求める身近な平和、安心・安全」を考え方の慣習＝「文化」にしようというものである。1997 年の国連総会で「平和の文化の宣言」が採択され,2000 年を「平和の文化国際年」と定め，2001 年～20100 年を「平和の文化と教育のための国連の 10 年」とし，「平和の文化」を広めるための各種活動が行われた（「平和の文化東京ユネスコクラブ」https://www.heiwa-unesco.jp/cont5/main.html 2020 年 5 月 24 日閲覧）。

代表的な訪問地として，ベルリンの壁跡，広島・長崎平和記念公園，ホロコースト博物館，ベツレヘム・ピースセンター（Lollis 2014: 294），また日本では沖縄の戦跡ツアー（Suzuki 2012）や，ピースボート（Yoshioka 2013）などが平和観光として知られている。

一方，観光により平和を達成する可能性について，15の研究から概念と理論の整理を行い，事例検証を行った*Tourism, Progress and Peace*の編集者のMoufakkir & Kelly（2010: xviii）は，観光と平和の関係に関する研究は，限定的で，研究分野として確立されておらず，研究には，すべてではないが，仮説的で個人的意見に基づくものが散見されると，分野としての蓄積の浅さを指摘した。その後オーストラリアのクラーゲンフルト大学のCentre for Peace Research and Peace Education と世界観光機関（UNWTO）の協力により作成された*International Handbook on Tourism and Peace*の編集者であるWohlmuther & Wintersteiner（2014）も，Moufakkir & Kelly（2010）の見解を引用し，「観光を通じた平和」は1980年代から盛んに研究が行われているが，観光が平和を創出したという実例に欠けるため，研究分野として確立されていないことが懸念されると指摘している。同ハンドブックでWohlmuther & Wintersteiner（2014: 20）は，「観光を通じた平和」は，ユネスコが推奨する「平和の文化」の達成に貢献するものとして捉え，観光は「平和を創出するためのツール（instrument）」ではなく，平和の文化に向けた歴史的に大きな社会変革の一環として「平和を意識した観光（peace sensitive tourism）」とする方が，「より現実的で控えめな態度（more realistic and modest attitudes）」であると提起している。

観光と平和の関係に関する研究は，限定的で，学問的分野として蓄積が浅く，研究分野として確立されていないという立場を維持しながらも，Mofakkir & Kelly（2010: xiii; 2014: 278-9）は，「観光を通じた平和」によりもたらされるものは，「調和や調和的な関係」の創出や，貧困や格差の縮小，デモクラシー（民主主義）の達成や紛争解決，また偏見や不平等の解消，地球温暖化の解決などにつながる可能性を示唆し，このようなツーリズム形態により，達成が可能だと考えられるものを，各種のツアー形態と活動の延長線に描いた「観光を通じた平和の輪」を提示した（図2参照）。

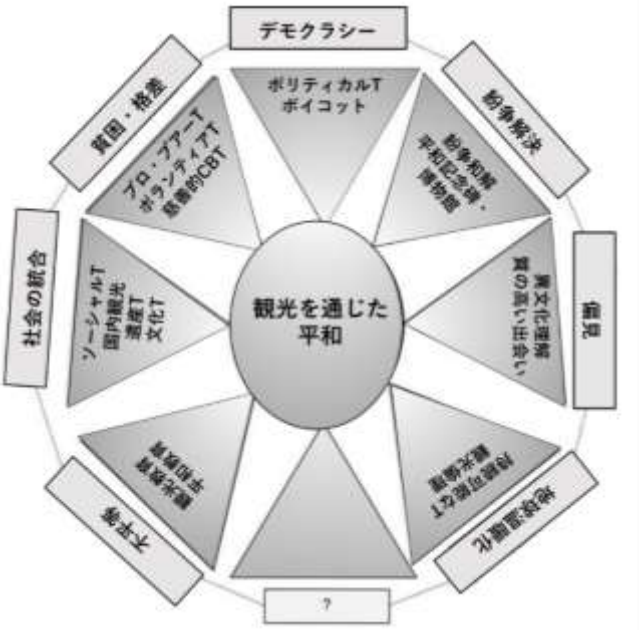

図 2 観光を通じた平和の輪

出典：Moufakkir O. & Kelly (2014: 274) “The peach through tourism circle” より転載、筆者による和訳。「T」=ツーリズム，「?」＝今後の可能性を示す。

Blanchard & Higgins-Desbiolles (2013: 2) は，観光によりもたらされる「平和」は，「調和や調和的な関係」であるとする Mofakkir & Kelly (2010) の見解は，ビジネス利益の追求のために，観光市場を維持・拡大するという命題に過度の重みを与え，人々の生存の危機と環境侵害の上に成り立つような観光ビジネスのやり方が「開花し」継続している状況を問題視せず，観光が引き起こす経済的，政治的，社会的問題について批判的議論をできなくしてしまうものだと指摘し (Higgins-Desbiolles & Blanchard 2010: 45)，今後の「観光を通じた平和」研究は人権，公正性，および国際市民権の文脈で捉えていかなければいけないと論じた。これに対し，Wohlmuther & Wintersteiner (2014) は，Blanchard & Higgins-Desbiolles (2013) の研究は，観光が生み出す経済的・政治的な力関係に対する明確な批判がなされているが，それが「観光を通じた平和」研究を行う際の，前提条件のようになっていることを批判し，観光と平和の関係を研究するには，ポストコロニアル研究や批判的文化研究の視点を含めた，より学際的なアプローチをとるべきだと述べている。

本章においてはここまでで，「観光を通じた平和」研究において見られる主なツーリズム形態と研究アプローチについてレビューした。研究アプローチについては，「観光を通

じた平和」は，「調和や調和的な関係」や「平和の文化」の達成に貢献し，観光は「平和を創出するためのツール」ではなく，「平和を意識した観光」とする保守的と言えるアプローチが主流の立場を占めている。これに対して,Blanchard & Higgins-Desbiolles(2013)は，人々の生存の危機と環境侵害の上に成り立つような観光ビジネスのやり方を批判し，人権，公正性，および国際市民権の文脈で捉えていくべきだとする，革新的アプローチを提起した。これが「公正な平和」を追求する「観光を通じた平和」と言われるものである。この新しい研究アプローチは，これまでの観光の在り方や形態，そして研究姿勢に対しても，人権や公正性を求める批判的視点が出てきたことを示している。

このような批判的な視点は，序章 5 節 5 項「平和構築か平和創出か」で指摘した「平和構築」と「平和創出」の関係に新しい展開をもたらす可能性があると言える。すなわち，「観光を通じての平和」という，いわば地域社会に根差した「平和創出」のための新しい観光の形態が，国際社会が推進する「平和構築」のプロセスに積極的な貢献をするという可能性を見出すことができる。具体的には,公正な平和の実現を妨げている構造的暴力(パレスチナの場合は,国際法的に違法とされている占領体制)を新しい観光の形態を通じて，旅行者が体験を通じて学習することにより，国際社会による平和構築（パレスチナの場合は，中東和平プロセス）に対して，部分的にでも影響を及ぼすという可能性があると言える。（観光客による紛争地域におけるモラル的規範や住民存続についての問いについては第 4 章で展開する。）

次節では,「観光を通じた平和」における「平和」概念の変遷についてレビューしたい。

3. 「観光を通じた平和」における平和概念の変遷

平和学の基礎を築いたガルトゥングは，「平和＝戦争のない状態」だとして，それを「消極的平和（negative peace）」と呼んだ（Galtung 1964）。それに対して 1968 年，インドの平和学者である Dasgupta は，途上国では，貧困や格差などの戦争以外の様々な問題があるため，戦争が終わったからと言って，すぐに平和は訪れないことから，平和の対極にあるのは戦争ではなく，「平和がないこと＝非平和(peacelessness)」であると，途上国の側からの平和の概念を提示した（Dasgupta1974；日本学術学会 2002：18）。ガルトゥングはこの指摘に対して，平和が存在しない「非平和」の状態を作り出す，暴力や貧困，飢餓，差別，支配，搾取，弾圧，占領などの，社会構造に根差す暴力的要素（＝構造的暴力）を概念に取り込み「構造的暴力」と名付けた。また，構造的暴力をなくした状態を「積極的

平和（positive peace）」であるとして，持続的に平和を維持していくには，積極的平和を達成するべきだと説いた（Galtung 1972）。

Moufakkir & Kelly (2010)は，ガルトゥングの 2 つの平和の概念を発展させ，平和が持続的に機能するためには，人々の参画が重要だと論じ，「参画型平和（participatory peace）」の概念を提案した。Moufakkir & Kelly(2010)は「民主主義の達成に人々の参画が重要であるのと同様に，人々が世界市民として，自主的に協力し，率先して平和を選択(＝参画)する生き方」により作り上げる平和は，消極的平和と積極的平和が達成された後に達成される平和であるとして，ガルトゥングの 2 つの平和の概念の上に参加型平和を位置づけ，3 層から構成される「平和の階層（peace hierarchy）」(Moufakkir & Kelly 2010: xiii)を提案している。

一方，Blanchard & Higgins-Desbiolles (2013: 253)は，観光は，従来の認識をはるかに上回る規模で世界を形づくる力を持ち，その重要性が高まっていると述べ，観光を実施する際，「人権，公正性(justice)，公平性(equity)を尊重する文脈に置かれなければ，観光を行うことは有害となる」と述べた。また Blanchard & Higgins-Desbiolles (2013: 13, 260)はパレスチナにおける公正なツーリズムを研究した Kassis & Solomon (2013)の研究から，パレスチナのように占領下にある地域で行う観光は，公正性（justice）との関わりなしには成立できないことを指摘し，そのため「平和創出観光における『平和』は，『公正な平和(peace with justice)』へ転換しなければならない」と論じている。Blanchard & Higgins-Desbiolles (2013: 3)はまた，Rees(2003)の視点を引用し，公正な平和(peace with justice)について，「人々の間の敵対的な関係を終わらせるだけではなく，社会および経済と政治に平等と（均等な）機会がもたらされ，市民社会をつくる過程においても公平性がもたらされること」であると定義している。

上記のように「観光を通じた平和」の先行研究においては，戦争のない状態を指す「消極的平和」から，社会構造に根差す構造的暴力のない「積極的平和」，そして人々が参画することにより生まれる「参画的平和」から，社会・経済・政治に平等と均等な機会，公正性と公平性がもたらされることにより生まれる「公正な平和」へと，平和概念の変遷が見られている。図 3 はそのような観光研究における平和概念の変遷を図に示したものである。

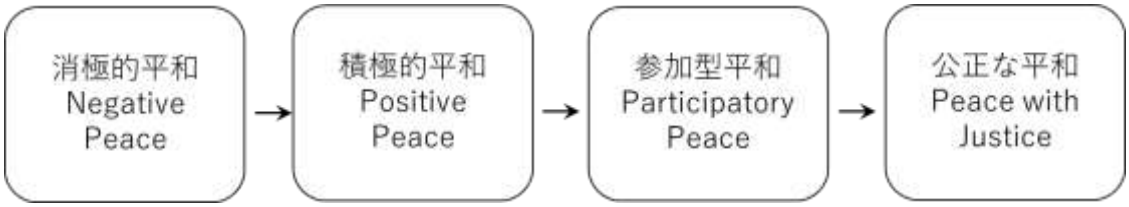

図 3「観光を通じた平和」における平和概念の変遷

出典：筆者作成

これまでに本章では，第 1 節で「観光を通じた平和」という概念について，「肯定派」と「否定派」の見解をレビューし，第 2 節では「観光を通じた平和」の主なツーリズム形態と研究アプローチを整理し，次に第 3 節において観光を通じた平和によりもたらされる「平和」の概念の変遷をレビューし，整理した。上記レビューから出てきたポイントは，一時的に安定しているように見える地域においても，軍事政権や少数民族に対する圧政，またはパレスチナの占領などの，構造的暴力が存在し，そのような地域は再び不安定化する可能性が大きいということである。そのような地域で，観光がおこなわれている，または行う可能性があるのであれば，「公正な平和」を求める観光を実践することにより、地域の構造的暴力に対抗する可能性を見出すことができるのではないだろうか。また，観光形態については，外部から持ち込むことや，上からの押し付けではないやり方で，住民が自律的な観光活動の実施・参加を可能とする環境を守りながら，住民の経済を支援し，社会的・政治的に住民をエンパワーすることを目指した CBT のような平和創出のやり方が重要になってくるだろう。本論文では，このような視点をもとに，平和創出のために CBT がどのようなことができるのか，パレスチナの事例を捉えて検討していきたい。

第 2 章パレスチナ観光の展開と CBT

第 1 章においては，「観光を通じた平和」において，求められる平和は，社会・経済・政治に平等と均等な機会，公正性と公平性がもたらされることにより生まれる「公正な平和」であるべきだという，新しい議論が先行研究の中で出てきた点をレビューした。このようなツーリズム形態を，一見安定しているように見えながら，不安定要因となる構造的暴力を抱えている地域において，観光を通じて住民や民間の力で行う非暴力の平和創出の可能性について論じた。

第 2 章では，まずパレスチナ問題の展開について概観するとともに，CBT を含め，暫定自治政府の成立により，パレスチナ人自身による観光業の実施を可能にしたオスロ合意（1993 年）以降の中東和平の進展とその問題点を説明する。それに続いて，パレスチナ観光と CBT の発展について述べ，パレスチナ CBT による平和創出の可能性について検討したい。

1.　中東和平（オスロ合意）以降のパレスチナ問題

序章 6 節 2 項「地理的範囲」で述べたように，20 世紀に入ってから，パレスチナには度重なる政変が起こっている。オスマン・トルコ帝国の解体に伴い，イギリス委任統治領が 1920 年に成立し，1967 年の第 3 次中東戦争により，イスラエルが東エルサレムを併合し，占領地を現在のヨルダン川西岸とガザ地区に拡大した。1968 年以降はイスラエルとパレスチナの全域（＝「歴史的パレスチナ」）でイスラエル政府の主導の下，観光が行われていた。1993 年のオスロ合意以降，1995 年に発足したパレスチナ暫定自治政府の下に，パレスチナ観光遺跡庁が設立された。パレスチナ人による観光と言える活動が始まったのはこの時期からである。

1993 年のオスロ合意は，長い対立関係にあったイスラエルと，当時のパレスチナ人民の代表機関として位置づけられたパレスチナ解放機構（PLO）が，パレスチナの暫定自治について合意し，双方を承認し合い，和平交渉を開始させた。この和平交渉の枠組みは，第二次世界大戦で戦争の惨禍を経験した国際社会が目指した「武力による領土の獲得は容認しない」という国連憲章をはじめとした国際的な規範に則ったものであり，「大イスラエル主義者」が目論む「西岸併合」や「占領地のパレスチナ人追放」を許さず PLO 強硬派やハマスなどの「イスラエル破壊」も退け，パレスチナとイスラエルが共存し，パレスチナ国

家の樹立を視野に入れた「二国家共存」を目指すものであった（船津 2011: 67）。パレスチナとイスラエルだけでなく，世界がこの交渉開始を歓迎し，オスロ合意を承認したアラファトとラビンがノーベル平和賞を受賞するなど，和平の機運は高まっていった（船津 2011: 65）。1994 年にはガザとジェリコの「先行自治協定」（カイロ協定）が署名され，イスラエルは両地区から撤退し，PLO はパレスチナ暫定自治政府を設立した[19]。しかし，イスラエル，パレスチナの双方における和平反対派による妨害やイスラエルの入植地の建設などにより，オスロ・プロセスに陰りが見え始めたころ，1995 年，オスロ合意を推進してきたラビンが暗殺され，その後に首相になったネタニヤフにより，入植地建設が加速する中，和平交渉は停滞し，エルサレムの帰属，パレスチナ難民問題，入植地・国境等の問題を含むパレスチナ最終的地位交渉の開始といった，交渉課題も基本的な問題を棚上げ状態のまま，オスロ合意で設けられた 5 年間の暫定自治の期限は終了した（今野・鶴見 2015: iii）。和平プロセス停滞が続く中，2000 年 9 月 28 日にイスラエルのシャロン・リクード党首が，1000 人の警官を伴い，イスラム教徒の聖地でもあるエルサレムの「神殿の丘」を訪問し，これらがそれまで不満を抱えていたパレスチナ人のへの反感を買う挑発行為となり，投石が始まったことを契機に大規模な衝突がイスラエル・パレスチナ間で始まり，第 2 次インティファーダ（民衆蜂起）へと発展していった（広河 2002）。

2002 年になると「テロリストを防ぐ」と言う名目で，分離壁の建設が始まる。分離壁は 67 年戦争以前の停戦ラインであるグリーン・ラインに深く食い込んでパレスチナ自治区側に建設され，壁とグリーン・ラインに囲まれた人々の移動が制限される等生活に悪影響を与えている。（現在パレスチナ内部で見られる分離壁や入植地などの物理的境界については，第 3 章で述べる。）2002 年 3 月，ベイルートでのアラブ首脳会議において「アラブ和平イニシアティブ」が発表された。「アラブ和平イニシアティブ」はイスラエルが 67 年戦争以前の停戦ラインまで撤退し，国連決議 194 に基づくパレスチナ難民問題の公正な解決を行い，東エルサレムを首都とし，西岸・ガザ両地区に主権を有するパレスチナ独立国家樹立を受諾すれば,アラブ諸国はイスラエルと和平合意を締結するという内容であったが，PLO はこれを受容したがイスラエルは拒否した[20]。その後 2004 年アラファトが亡くなり，2005 年からパレスチナの政権はアッバースに委ねられた。2006 年 1 月に行われた第 2 回

[19] 外務省ウェブサイト「パレスチナ概況」https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/kankei.html（2020 年 5 月 21 日閲覧）
[20] 同上。

パレスチナ立法会議では，オスロ反対派のハマスが過半数の議席を獲得したが，2000 年以降米国が掲げてきた「対テロ戦争」と歩調を合わせていたイスラエルはハマス政権を認めず交渉を拒否し，ガザに対する経済封鎖を開始し，ハマスもイスラエル領内にロケット弾を撃ち込むようになっていった（今野，鶴見 2015: iii-iv）。その後，イスラエル軍はガザへの空爆を 2008 年，2012 年，2014 年と繰り返し，多くの人命が失われる大惨事を生み出した。このように中東和平を目指したオスロ合意は，平和構築の機能を果たせないままに，完全に破綻した「和平破綻プロセス」となってしまった（田中 2003）。そして，その間和平という名とは裏腹に，イスラエルとパレスチナの間の力の不均衡を維持したまま占領の制度的固定化を図る政治過程と化し（錦田 2012），パレスチナの経済・社会状況はドナーに依存度の高い弱体化の道をたどっている。

オスロ合意を破綻させたような状況が，パレスチナの経済・社会に影響を与え，観光についても同じことが言える。そのような状況で観光も展開している。オスロ・プロセスの破綻はいわば国際政治の場での平和構築プロセスの破綻である。このような中，観光という一般の人々が行う活動において，平和創出を検討することはできるのだろうか。このような視点を念頭に，以下では，パレスチナの観光について見ていきたい。

2. パレスチナ観光の展開と観光資源

(1) パレスチナにおける観光資源

パレスチナの人口は西岸地区の約 299 万人とガザ地区の約 198 万人を合わせて 497 万人[21]が，西岸地区 5,655 平方キロメートル（三重県と同程度）とガザ地区 365 平方キロメートル（福岡市よりやや広い）を合わせた約 6,020 平方キロメートルの土地に暮らしている[22]。パレスチナは，宗教，政治，文化の「クロスロード（交差地点）」と呼ばれるように，多種多様の文明が絶え間なく興亡した地であり，それぞれの時代において来訪者を受け入れてきた。観光資源として，エルサレムやベツレヘムで知られる宗教遺産のほか，古代エジプトからペルシャ，ギリシア，ローマ，そしてイスラム王朝の建造物，歴代王朝や帝国が持ち込んだ文化遺産があることで知られている。大地は地中海から死海，砂漠と山を囲

[21] パレスチナの人口は西岸地区が約 299 万人（298,6,714 人）ガザ地区が約 198 万人（1,989,970 人）を合わせて 497 万人となっている(PCBS(2019) Population Indicators 2019, http://www.pcbs.gov.ps/site/lang__en/881/default.aspx#Population(閲覧日：2020 年 5 月 29 日)

[22] 外務省「パレスチナ」https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html（2020 年 4 月 21 日閲覧）。

み，地球の最も深い溝である大地溝帯へと広がり，エルサレムやラマラなどの海抜約 1,000 メートル以上の丘陵地帯から，ヨルダン渓谷やジェリコなどの死海周辺の海抜マイナス 400 メートルの低地まで，一挙に 1,400 メートル以上も降下する稀有な地形を形成している（ATG 2008: 17）。ここには数千種の動植物が生息する豊かな自然（Shahin and Azar 2007: 34）を含む，世界でも類いまれな観光資源が存在する(JICA & MOTA 2014)。

パレスチナにおいては 4 世紀ごろからエルサレムへの聖地巡礼が始まったと言われている（Hunt 1982）。それがオスマン・トルコ時代，19 世紀になるとヨーロッパやアメリカから巡礼の名を借りた観光が盛んに誘致されるようになった（Cohen-Hattab & Katz 2001; Nance 2009）。19 世紀後半，イギリスやアメリカから多数の文学作家が巡礼に同行して聖地（Holy Land）パレスチナを訪問し，その体験を紀行文にしている。中でもアメリカの小説家マーク・トウェインが 1867 年にパレスチナを訪問した際の紀行文 *The Innocents Abroad* は，当時のベストセラーとなり，現在でも西側社会のパレスチナのイメージに影響を及ぼしている[23]。トウェインは，訪問前にパレスチナについて読聞したことと，実際に訪問して見るパレスチナの姿が大きく異なることに失望し，「観光客が熱狂的な期待をもっているパレスチナは彼らが書く本の中にしか存在しない」，「憂鬱な景色の土地の中でもパレスチナは最高位に位置する」（McKeithan 1958: 292, 302）など，得意の辛辣なユーモアを混ぜた記述を多く残している。

トウェインが記した移動中の村や人々の様子についての描写は，シオニストの間で人気となり，19 世紀後半から始まったパレスチナへのユダヤ人入植を先導した「民なき土地に土地なき民を」というスローガンの裏付けとして使用されるようになったと言われている（Mackey 2009）。この「裏付け」は現在でも継続しており，2009 年，マーク・トウェインの *The Innocents Abroad* はイスラエルでヘブライ語翻訳版が新たに出版されたことを記念して，ネタニヤフ首相が英語版とヘブライ語版をセットで米国オバマ大統領へ贈呈したことが話題になった（Sela 2009）。18 世紀後半から 19 世紀にかけてシオニストを中心に始まったパレスチナの地におけるユダヤ国家の建設を正当化する根拠に旅行文学の記述の一部が引用され，現在の入植地建設や占領の継続を肯定する資料とされていることについては，様々な批判が出されている(Mackey 2009)。

---

[23] 同書の邦訳として，吉岡栄一,錦織裕之訳 (1997)『地中海遊覧記』（上巻）および吉岡栄一,飯塚栄一,錦織裕之 (1997)『地中海遊覧記』（下巻）東京,彩流社がある。なお，羽生(2015)は，原文タイトルの *The Innocents Abroad* は，日本では長い間 『赤毛布外遊記』（あかげっとがいゆうき）と訳され，「赤毛布」とは明治時代の隠語で田舎者のことを指していたと解説している。

(2) 世界遺産登録

パレスチナの豊富な観光資源の保護管理においては，先に述べた修復・補強許可取得の問題，そして物理的な境界からの浸食が加わることなどにより極めて困難な状況に置かれている。このような状態を打破するため，2002 年からパレスチナ観光遺跡庁は特に保護が必要な文化・自然遺産のリスト化を開始し(Taha 2009)，顕著な普遍的価値として世界遺産への登録を試みている。中でもベツレヘムの聖誕教会の世界遺産登録は，観光遺跡庁が長年チャレンジをしてきたにもかかわらず，パレスチナが独立国家でないため正式なユネスコの加盟国として認められず，申請ができない状態に置かれていた。しかし時間をかけ国家どうしの付き合いを深め，パレスチナを国家として認める国々[24]を増やしていった結果，2011 年 11 月ユネスコ総会で多数決の賛成を取り付け，パレスチナは独立していない状態でユネスコへの加盟を果たした。その後，観光遺跡庁はユネスコに正式に申請図書を提出し，最終的に 2012 年 7 月にはベツレヘムの「キリスト聖誕教会と巡礼路」の世界遺産登録を行うことに成功した。そしてこのユネスコ加盟が拍車を掛け，パレスチナの国際的地位の承認をサポートする国が増えた結果,2012 年 11 月の国連総会では日本を含む世界の 138 か国が賛成票を投じ，パレスチナは国連のオブザーバー国家資格の承認を得ることに成功した(ウィン 2011)。これは実際の独立や国家承認ではないものの，キリスト聖誕教会の世界遺産登録という観光資源価値の承認が，国際レベルでの地位の承認を得ることに貢献した例であると言える(酒井 2011)。

3. 観光業とパレスチナ問題

「聖地(Holy Land)」として知られるパレスチナにおける主な観光客は，欧米からの巡礼と遺跡訪問が目的のインバウンド（外国人旅行者）による来訪が 8 割を占めるが，それ以外の目的で訪れる観光客は少ない(MOTA 2012a)。訪問客数については第二次インティファーダ時(2000-2005)に激しい落ち込みをし，一時パレスチナの観光業界は壊滅状態になったが，その後，徐々に回復し，ハマス政権がガザの実行支配を始めた 2007 年以降も順調に伸び続け，2012 年には前年比 18%増の 225 万人以上の観光客がパレスチナを訪問し，その

[24] パレスチナ自治政府と正式に国交を持ちパレスチナ大使館や代表部を設置している国は世界で約 100 か 国、パレスチナを国家として承認している国は 130 か国以上ある(駐日パレスチナ常駐総代表部ワリード・ シアム大使からの聞き取り，2013 年 10 月 24 日）。

うち宿泊客は25%増の180万人となり,前年と比べて12%増の伸びを見せた(MOTA, 2012b)。2013年に観光はパレスチナGDPの2.5%にあたる2億5000万ドルを生みだし，全雇用の約2%にあたる約17,000件の雇用も生み出したと言われている（Portland Trust 2013: 5）。しかし2014年夏に起こったガザ攻撃により，再び観光客は減り，2018年まで低迷した。その後2019年に約352万人の観光客がパレスチナを訪問するまでに回復し，2018年と比較して15.4%増加したと観光遺跡大臣は発表している[25]。

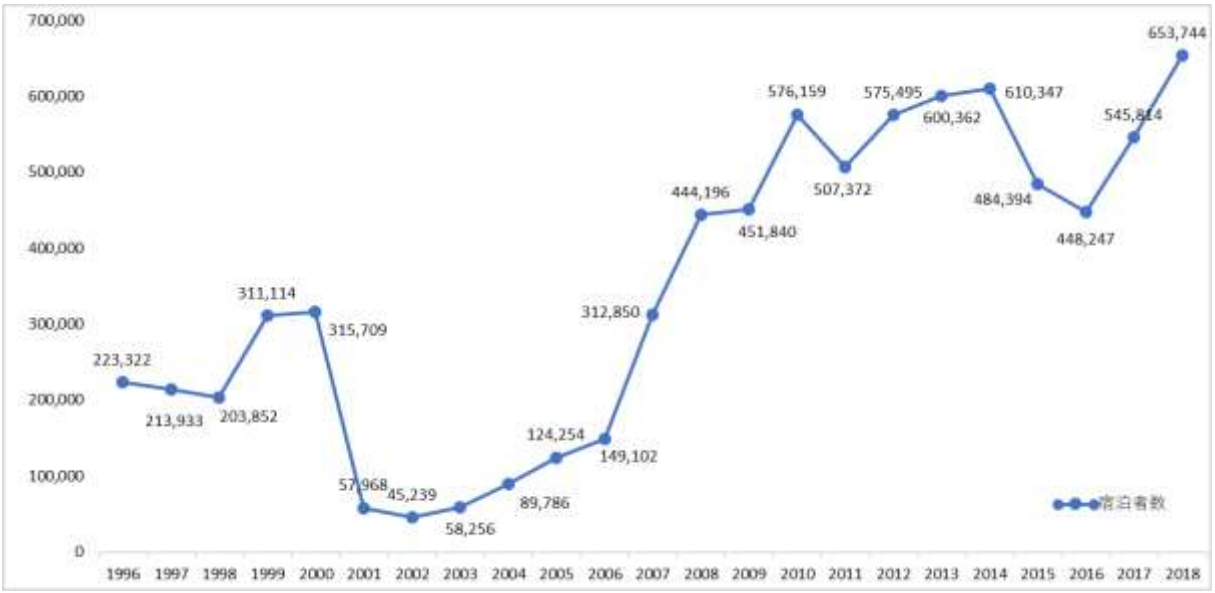

図 4 パレスチナにおける宿泊客の推移（1996年 - 2018年）

出典：パレスチナ中央統計局（PBCS）[26] より筆者作成

しかし，パレスチナにおける観光の大部分はイスラエル業者による大型ツアーにより行われ，そのほとんどがイスラエル側に宿泊するようツアーが組まれているため，観光業における利益の 9 割以上はパレスチナ人に享受されていないという問題が指摘されている（Kassis 2013）。数字の上では観光がパレスチナのGDPに占める割合は14%であると言われているが，結局その9割以上の利益はイスラエル業者によって得られているため，パ

[25] “Orthodox patriarchs arrive in Bethlehem ahead of Christmas midnight mass”, Wafa, Palestinian News & Info Agency, 6 January 2020 http://english.wafa.ps/page.aspx?id=4OJLmQa114646262874a4OJLmQ (2020年5月31日閲覧)

[26] PBCS Hotel Stays 1996-2018 http://www.pcbs.gov.ps/Portals/_Rainbow/Documents/T.S-Tourism-An-e-2018.html(2020年5月26日閲覧)

レスチナ側が得ることができる割合はわずか 5〜6 パーセントにすぎないということが懸念されている（ICC-Palestine 2013: 4）。このようなことから，パレスチナの観光は，イスラエル観光業者の独占状態から抜け出し、パレスチナ業者が利益をダイレクトに得ることができる観光の形態を模索することが求められている。またこれらの数字は，日帰り観光客を含んでいるため，実際にパレスチナが受ける利益に反映されているとは言えない。パレスチナ内に宿泊する観光客の数は年間約60万人泊前後にとどまっている(図4参照)。2019 年の年間の観光客数が，352 万人だとすると，宿泊客はその 2 割に満たない計算になる。また観光客はベツレヘムに集中していることから，パレスチナのそのほかの観光地を回ることが少ない。このため，目下パレスチナ観光における目標はパレスチナ内での宿泊観光客を増やし，ベツレヘムに集中する観光客に他の観光地も回ってもらう事となっている。

(1) パレスチナ観光統計の現状

序章 4 節「研究方法」で触れたが，パレスチナは占領状態にあるため国境の管理はすべてイスラエルにより行われている。このため，出入国ビザの発給などを利用した来訪者数のカウントや来訪目的別の算出ができない(PCBS 2013b)。パレスチナ観光遺跡庁は，パレスチナを訪問する観光客の数を把握するため，主要な観光地にツーリズム・ポリスを配置し観光入込客数をカウントし四半期ごとにまとめている。しかしこれには東エルサレムとガザにおける入込客数が含まれておらず，西岸の主要観光スポットにおけるカウントが分かるのみである[27]。入込客数については，同じツアーグループが複数の観光地をを訪問した場合，重複してカウントされる恐れがあるため，実際の観光客数を把握するには適さないという指摘がパレスチナ内においてもなされており，観光統計収集方法の改善が求められている（ICC-Palestine 2013: 29-31）。

パレスチナの観光統計に含まれる観光客には，日帰りの「訪問客(visitors)」と「宿泊客(hotel guests)」があり，それらの内訳は以下の 4 つの区分に分けられている。第 1 は外国人，第 2 は「48 年アラブ人」または「48 年パレスチナ人」と呼ばれる，1948 年のイスラエル建国以降にイスラエル国籍となったパレスチナ人がパレスチナ観光をする場合のカテゴリー，第 3 は西岸地区に居住するパレスチナ人，そして第 4 はガザに居住するパレ

[27]ファトヒ・ファラシーンパレスチナ中央統計局への聞きとりより（2013 年 11 月 13 日）

スチナ人のカテゴリーである（PCBS 2013a：16）。なお 2012 年以降はガザの宿泊者客数はデータがないため含まれていない（PCBS 2013a）。

パレスチナ中央統計局（PCBS）は，また，上記で述べた宿泊客数の統計をアラブホテル協会(AHA)の報告により 4 半期ごとにまとめている。この統計には西岸のみでなく，東エルサレムとガザのホテルからの宿泊者数の情報が含まれている。このため西岸，ガザ・東エルサレムを含めたパレスチナ全体のホテル宿泊客の統計情報を収集することができるようになっている[28]。しかし，これも序章 4 節「研究方法」で触れたように，同協会にはガザと西岸の主なホテルはほぼすべて所属していると言われ，ホテルがカウントする宿泊客数であるため，比較的信頼できるデータだと言われているものの，同協会に所属するホテルにおける宿泊者数のみの傾向しかわからないという難点がある。しかしこのような統計の収集方法は観光遺跡庁による収集が開始された 1996 年から同じ方法でカウントされているため，観光客の動向や長期的傾向を見るには一貫性があると言える。本論文では上記の点を考慮し，パレスチナの観光動向を検討する際には，主に宿泊客数を使用している。

(2) ネガティブなイメージとの闘い

パレスチナについてはテロや戦争の報道から危険であるというイメージが強く，観光客向けに発信される渡航情報は，渡航への注意の喚起，または渡航の回避を促すものが大半を占めており[29]，豊かな観光資源についての情報はほとんど語られることがない。このためパレスチナ観光における課題は市場のシェアや宿泊観光客を伸ばすだけではなく，パレスチナについての強いネガティブなイメージを払拭することにあると言える。

ネガティブなイメージは紛争の報道などで取り上げらえるものによるだけではなく，イスラエルのツアーガイドやオペレーター，または巡礼指導者が，観光客に対して「パレスチナ人はテロリストなので，絶対に話しかけてはいけない」と注意し，土産物を買わせず，レストランに立ち寄らせないようにさせるなどの，倫理上問題とされる言動がみられていることが指摘されている（Solomon 2012）。これは「ネガティブ・キャンペーン」と呼ばれ，観光客にパレスチナ人に対するネガティブなイメージを植え付けるメッセージを発することや，パレスチナ内での滞在時間を短い時間になるようにツアー内容を組むことなどによ

[28]ファトヒ・ファラシーン，パレスチナ中央統計局観光統計局長の聞きとりより（2013 年 11 月 13 日）

[29] 外務省海外安全ホームページでは，パレスチナについてラマラ，ジェリコと 90 号線を除いた西岸地区全域とガザの全域について「渡航の延期をお勧めします」となっている。「イスラエル及び西岸・ガザ地区に対する渡航情報（危険情報）の発出」（外務省海外安全ホームページより）。

り，意図的にパレスチナの観光業を発展させないようにすることを指す （Suleiman & Mohamed 2011: 41)。これにはイスラム関係の遺跡について歪曲した説明を行うことや，全く説明をしないなどの行為も含まれる(飛奈 2008: 227)。このためパレスチナ主導によるマーケティングの開発と,パレスチナ人スタッフやガイドを使ったツアーを増やすなどの，宿泊以外の方法でパレスチナ側に裨益をもたらすことを念頭においた観光の開発と情報発信が求められている。

(3) パレスチナ C 地区における観光資源

パレスチナの C 地区には重要な観光資源である，死海や断崖絶壁に建つセント・ジョージ修道院，ウォーキングツアーで有名なワディ・ケルト渓谷，そしてイエスが洗礼を受けたとされるバプティズム・サイト，死海文書遺跡，またヘロデ王の冬の宮殿などが存在する。前述のように C 地区では建造物の修復・建設許可の取得が困難となっているが，実際には観光地の開発どころか観光標識を立てることさえも難しい状況となっている。標識を立てた場合には取り外されてしまうため，A 地区や B 地区のある地点までは標識があっても，C 地区に入って以降は標識が見当たらないことや，重要な遺跡であるにもかかわらず標識が全く立てられていないことも珍しくない。一般には地元の人間でない限り，どこからが A 地区または B 地区でどこからが C 地区となるのかを把握することは難しい。しかもほとんどの観光客はこの A・B・C 地区の事情を知らないため，外部者である観光客が目的地までたどり着けないケースも発生している。

対照的にイスラエルは死海文書が発見されたクムラン遺跡，イエスが洗礼を受けたとされるバプティズム・サイト，ヘロデ王が建設したと言われる古代砦跡ヘロディオンなどの主要観光資源を，イスラエル自然・公園管理局 (Israel Nature and Parks Authority: INPA) の管轄下に置き，サイトの修復，遊歩道，接続道路や標識，周辺地域の整備を行い，大型バス用駐 車場，土産物屋，レストラン，トイレなどを備えた観光施設の開発を行い，大きな収益をあげている。このようにイスラエルが管理・開発し，収益を上げている重要な文化遺産や観光資源は C 地区内に合計 15 か所あると言われる[30]。

[30] オルタナティブ・ツーリズム・グループ(ATG: Alternative Tourism Group)は、1967 年以降にイスラエルに 占領・併合された地域、主に東エルサレム、ヨルダン川西岸地区 (C 地区) 、およびゴラン高原を調査し、 イスラエルが管理管轄し入場料などから収益を上げている文化遺産・観光地は合計 32 か所あることを報告している (ATG Study Centre, 2014: 5) 。

仮に死海の湖岸部分のみでも，パレスチナ人による観光開発が認可された場合，見込まれる利益は年間約 1 億 2,600 万米ドルであり，それは 2011 年のパレスチナの GDP 約 1%に相当すると言われている(World Bank 2013: ix, 24, 45)。しかしこれらの地域の多くは，入植地を分離するためのチェックポイントや入植地付近の武装したセキュリティーガードにより，パレスチナ人とパレスチナ車両の入域が制限されていることなどにより事実上，C 地区におけるパレスチナ人による観光開発は大きく阻まれていると言える。

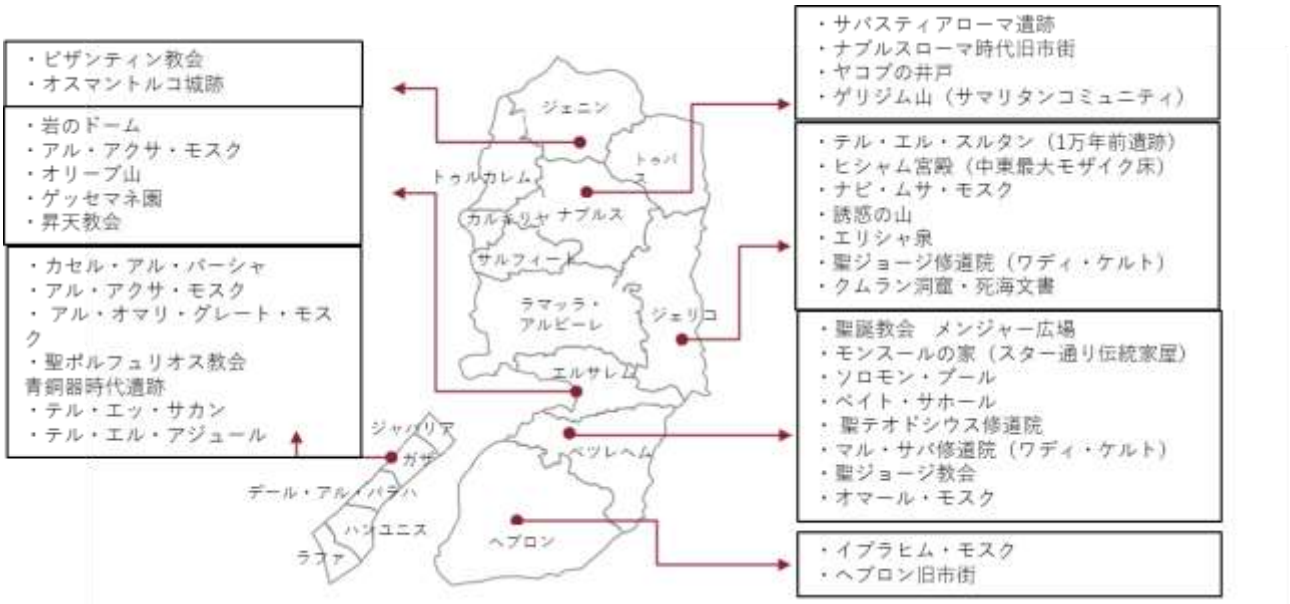

図 5 パレスチナの多様な観光資源

出典：Portland Trust（2016: 39 ）より転載の上，筆者による和訳

(4) パレスチナにおける観光業の担い手と問題点

現在パレスチナの観光を支え，リードしているのは東エルサレムにある観光業者とベツレヘム周辺の一部の NGO，そしてイスラエル内に居住するイスラエル国籍を持つパレスチナ人である。これは従来パレスチナ観光がエルサレム・ベツレヘムの巡礼観光を中心に発展してきたことに由来している。観光遺跡庁についてはパレスチナのほとんどの省庁が事実上の首都であるラマラに置かれているのに対し，観光遺跡庁については大臣執務室と本部機能はベツレヘムにあることや，慣習的に観光遺跡大臣はベツレヘム出身のキリスト教徒が選任されるという点を見てもその特徴を見る事ができる[31]。

[31] アリ・アブスルールパレスチナ観光遺跡庁認可局長からの聞き取り（2012 年 12 月 26 日）より（肩書は当時のもの）。

観光遺跡庁の予算はパレスチナ自治政府の他の省庁と比べて少ない部類に入ると言われ，そのほとんどは職員の給与に割り当てられている。ドナー依存型の自治政府の予算は恒常的に不足しており，イスラエルからの制裁措置により税金の返還金が停止されることもしばしばあるため，観光遺跡庁が行うことができる事業規模は限定されている。主な業務は中東の他の国々における観光省のケースと同様に，パレスチナ内に広がる莫大な規模の文化遺産の管理と盗掘・破壊行為などから遺産を守る業務であるが，それらの業務量も多大であるため観光遺跡庁が実際に観光振興に割くことができるスタッフと予算は非常に限られている[32]。

民間や NGO による観光活動は，3 つの異なる地域（西岸地区，東エルサレム，イスラエル）に居住し，異なるパスポートと身分証を持つ(PASSIA 2011: 381)パレスチナ人が連携することにより成り立っている。また西岸地区内に約 500〜600 か所以上設置されているチェックポイントにより(UNOCHA 2010)，交通の規制，ID チェックや拘束などが行われるため，パレスチナにおける観光の運営と発展は大きく阻害されている(World Bank 2007)。このような移動上の障害と入域規制を克服するため，観光客が主に出入りするテルアビブのベン・グリオン空港の出迎えは東エルサレム ID をもつパレスチナ人[33]やイスラエル国籍のパレスチナ人が担当し，西岸地区でのツアーには西岸のパレスチナ人が対応するという方法がとられている[34]。このような連携を活用し，パレスチナ各地で作成された手工芸品や土産物用の食品などを，外国人や観光客が多く集まる東エルサレムに持ち込み販売し，その利益を西岸やガザの生産者へ還元することを活動の目的としているフェアトレード・ショップも見られる[35]。個人や一つの組織のみでは対応できない移動の障壁を異なる ID を持つパレスチナ人が互いに連携することで乗り越える努力がなされていることは特筆すべきである。しかし時にはイスラエルと西岸の両方を通行できる東エルサレムやイスラエル

---

[32] 同上

[33] 西岸地区のパレスチナ ID を保持するパレスチナ人は，エルサレムに入ることが非常に困難であるため，西岸とエルサレムの両方に出入りができる東エルサレム ID の取得を希望する者は多い。しかしそれは非常に困難となっている。イスラエルにより，エルサレムのアラブ系の人口比を抑える政策がとられていることから，エルサレム出身でない配偶者やその配偶者との間の子どもに ID を取得させることは困難であり年々その数は減っている。東エルサレム ID を保持するためにはイスラエルへ税金を支払う義務が発生し、保持し 続けるためには多数の複雑な規制が存在する（PASSIA 2011: 385）。

[34] ラエッド・サアデ氏からの聞き取り 2014 年 2 月 27 日。

[35] NEPTO メンバーであり，西岸とガザに 20 以上の生産者グループの製品を扱うフェアトレード・ショップのスンブラ(Sunbula)は代表例である。東エルサレムにショップを置き，ガザを含むパレスチナ各地の障がい者や女性たちが作った彩美しい手工芸品を販売している。Sunbula http://www.sunbula.org (2020 年 8 月 10 日閲覧)

に住むパレスチナ人の経営する旅行会社により利益が独占されるなどの弊害も起こっている。

表 5 所有 ID と通行可能な地域の関係

居住地	パスポート	ID 種類	通行	
① 西岸地区	パレスチナ	パレスチナ	西岸地区	可
			イスラエル（エルサレム）	不可
② 東エルサレム（イスラエル併合下）	ヨルダンが基本場合により第 3 国もあり	イスラエル	西岸地区	可
			イスラエル（エルサレム）	可
③ イスラエル	イスラエル	イスラエル	西岸地区	可
			イスラエル（エルサレム）	可

出典：筆者作成

4. 新しい観光戦略の模索 オルタナティブ・ツーリズムから CBT ネットワークの形成へ

常に外国人観光客が来訪するパレスチナにおいては，客の要望により，地元の人々が通常のツアーには含まれていない場所を案内し，紹介することは日常的に行われて来た。これらは 1980 年代に入ると，エコツーリズムの影響もあり従来のツアーとは異なる視点で自然を体験するツアーや，教会活動の一部で行われていたホームステイ（観光客を民家に宿泊させること），そして農村と民族文化を体験するプログラムなどが NGO により実施されるようになっていった。このように従来の観光とは異なる視点で作られ，実施されていたツアーを明確にオルタナティブ・ツーリズムとして定義づけ，実施を始めたのは，1995 年に設立されたオルタナティブ・ツーリズム・グループ（ATG）である。ATG は観光客（ゲスト）と受け入れ側（ホスト）が同等の立場で利益に見合ったサービスを行うことの重要性を説き，パレスチナ人の視点により観光を作るという新しい視点の提示を始めた。ATG はまた 2007 年，責任のあるツーリズム(responsible tourism)や公正なツーリズム(justice tourism) を実践していた，ホーリーランド・トラスト (Holy Land Trust 第 5 章事例 3)，シラージ聖地研究センター (Siraj Center for Holy Land Studies, 表 11 の 16 番) ジョイント・アドボカシー・イニシアチブ (Joint Advocacy Initiative, 同 9 番)，ベツレヘムキリスト教組織ネットワー ク(Network for Christian Organizations in Bethlehem)，エルサレム・インターチャーチ・センター(Jerusalem Inter-Church Center)，ベツレヘム

大学(Bethlehem University) らと集まり，パレスチナにおける観光のあり方を改める必要性を確認した。そして 2008 年，「パレスチナにおける責任あるツーリズム・イニシアチブ(The Palestinian Initiative for Responsible Tourism)」を開始し，パレスチナが置かれている占領下の状況を観光を通じて変換（トランスフォーム）するための行動変革を観光客と観光業関係者に呼び掛ける「行動綱領(Code of Conduct)」を発表した[36]。

行動綱領は旅行者に呼びかける部分と，観光業関係者に呼びかける部分の 2 部構成となっている。主な内容は，旅行者にパレスチナ旅行をする際には，偏見を持たずに，バランスのとれた旅程で，パレスチナ人とよく接触し，パレスチナの状況，歴史，文化，習慣について学び，旅行中に遭遇する人々，環境，ホストコミュニティに対して思いやりのある態度をとることを奨励している。また，パレスチナで出会った人々が長年にわたって軍事占領下に住んでいることを忘れないで欲しいと喚起し，占領関連のトピックについて話し合うときは敏感に，パレスチナ人の視点に耳を傾けるよう呼びかけている。そして帰国後は，パレスチナでの経験を友人や知人と共有し，旅行前に持っていた偏見とパレスチナを旅行して得た経験から生まれた視点の両方について，批判的に検証するよう促している。後半部分では，パレスチナ観光業関係者へ，（パレスチナの）持続可能な開発に向けての取り組みを行うため，行動綱領の導入と方針の施行に取り組むよう呼びかけている。2008 年，パレスチナの観光遺跡庁，ホテル協会、主要な旅行業者と観光関連の NGO はこの行動綱領に署名し，パレスチナにおける観光のあり方，そして占領状態を観光の力を使って変えていくことを関係者の間の認識とすることに合意した。

[36] 行動綱領の全文は巻末資料 3 を参照。

図 6 パレスチナ観光における行動綱領パンフレット

出典：NEPTO[37]

このようなパレスチナ観光業関係者の動きは 2010 年に入ると，観光を行っている NGO 団体を一つのネットワークとしてまとめ，組織化する動きへ移行していき，NEPTO（パレスチナ体験型ツーリズム・ネットワーク）が創立された。NEPTO は 19 の加盟団体で構成され，それらの団体が行う 50 以上の体験型ツアーを CBT としてまとめ，プロモーションや調整を行っている（表 11：NEPTO 加盟 CBT 団体・設立年・ツアーリスト参照）。 CBT を行う NGO をまとめネットワーク化した NEPTO のような団体が設立されたことは，パレスチナにおける CBT の方向性を大きく転換する動きであると言える。

以下，第 3 章から第 5 章までは，パレスチナ CBT の事例を検証する。

[37] Network or Experiential Palestinian Tourism Organization (NEPTO)
Code of Conduct for Tourism https://nepto.ps/code-of-ethics/ (2020 年 5 月 26 日閲覧)

第 3 章　パレスチナにおけるコミュニティ・ベースド・ツーリズムの展望 被占領地の境界侵食に抗して

本章においては，パレスチナにおいて，観光業をはじめとする経済活動の制約要因となっている制度的・物理的境界がどのようなものなのか，またそれらが住民生活に与える影響について記述した後，それら境界に対する対抗手段として住民が興した CBT の活動内容と効果について論述する。

1. パレスチナにおける様々な境界

序章 6 節 2 項「地理的範囲」で触れたように，19 世紀後半以降， 特に 20 世紀に入ってからは，数次にわたる大きな政治体制の変動が起こり，領土における境界も大きく変動した[38]。例えばイギリス統治領(1920-1948) のいわゆる「歴史的パレスチナ」言われる地域の当時の面積と，現在のヨルダン川西岸地区およびガザ地区を合わせたパレスチナの面積を比較すると，「歴史的パレスチナ」の面積に比べ 22%に減少し，西岸地区にて進行している入植地・分離壁建設により占有される面積を含めると，実際にパレスチナ人が使用できる領土は以前のわずか 8%となり，それも減少傾向にあることが報告されている (Center for Research on Globalization, 2013) 。パレスチナにおける境界の変動は現在でも続いている。特に国際法上違法性が指摘されている入植地や分離壁の建設は現在も行われておりパレスチナ人の生活と人権を侵害する境界として懸念されている(UNOCHA 2013; 2016; B'Tselem 2017[39]; Peace Now[40])。

以下の 3 つの項ではパレスチナにおいて住民生活を阻害する「境界」について検証する。

---

[38] 序章 6 節 2 項「地理的範囲」で述べたが，列強植民地主義の領土と利権争いの狭間で，オスマン・トルコ帝国の終焉からイギリス委任統治開始 (1920 年)，イスラエルの建国 (1948 年)，エジプト (1948 年からガザ地区)，ヨルダン (1950 年から西岸地区)，による統治支配から第 3 次中東戦争を経て，イスラエルによる東エルサレムを含む西岸地区とガザ地区の占領の開始 (1967 年)，またオスロ合意後は占領が続いたままの暫定自治政府が開始 (1995 年) されるなど，パレスチナには数々の政治支配体制の変動が起こっている。

[39] B'Tselem "The Separation Barrier" 11 November, 2017 https://www.btselem.org/separation_barrier (2020 年 5 月 31 日閲覧)。

[40] Peace Now https://peacenow.org.il/en/settlements-watch/settlements-data/population (2020 年 5 月 26 日閲覧) 。

現在パレスチナ内部で見られる主な物理的境界は，西岸地区における A・B・C 地区制度，分離壁とチェックポイント，および入植地である。以下では主要な境界による住民の生活空間の分断と浸食の状況について，住民への影響および観光との関わりの観点から記述をしていく。なお，パレスチナにおいて認識可能なすべての分野における境界形成について扱うことは，膨大な調査と作業が必要とされる。本論文では分析の視点を限定し明確にするため，まずは境界の形成が視覚的に確認できる物理的・制度的境界について取り上げ，それ以外の境界については今後の課題として扱うことにした。しかしそれはパレスチナにおいて社会的，経済的，文化的，精神的な領域における境界が存在しないことを意味する訳ではない。

(1) A・B・C 地区

第 2 章 1 節でも触れたが，1995 年の「オスロ合意 II」（暫定自治拡大合意）により，パレスチナでは占領が続いたまま自治政府が発足した。この「合意」により西岸地区は A・B・C の三区分に分けられ，自治政府が得ることができたのは，A 地区（17.2%），B 地区（23.8%）における行政管轄権であった。主たる水源や自然資源・文化観光遺産およびヨルダン国境に接する渓谷地帯を含む残り約 60%の地域，C 地区は，イスラエルの行政・軍事管轄下に置かれることが制度化された(PASSIA 2011)（図 7 参照）。これにより細かな「海に浮かぶ 166 個の諸島」のような A・B 地区ができあがり，それが現在の西岸地区の姿となった[41]。しかし暫定的合意としてオスロ合意で掲げられていた段階的な自治権の移行は実現されず，約 30 年経った現在でも A・B・C 地区は存続し，境界の形成につながっている[42]。（C 地区の観光資源と開発については第 2 章 3 節 3 項「パレスチナ C 地区における観光資源」を参照。）

C 地区では，イスラエルの行政・軍事管轄下に置かれているため，居住する 15 万人のパレスチナ人の水の入手や，教育・医療 サービスの供給が困難になっているばかりか家屋，学校，井戸や道路などの社会インフラ設備を建設・修復するには，イスラエルの許可が必要となっている (UNOCHA 2013)。しかし，それらの許可を取得することは，非常に困難で，

[41] B'Tselem “Acting the Landlord: Israel's Policy in Area C, the West Bank” (2013) https://www.btselem.org/publications/summaries/201306_acting_the_landlord (2020 年 5 月 31 日閲覧)。

[42] パレスチナ自治と領地管轄の段階的譲渡を試みた「合意」はオスロ合意 I・II 以外にワイリバー合意（1998 年）、シャルムエルシェイク合意（1999 年）などがあるが、いずれも実施に至っていない（PASSIA, 2011）。

許可が下りることはほとんどないことから，イスラエル軍は「建設許可を持たない」または「違法に建設されている」等の理由から，住民の家屋，雨水を貯めた池，水源となる井戸，そして学校などを，破壊している（UNOCHA 2013）。このような形で 1988 年-2016 年の間に，イスラエル軍により出されたパレスチナ人の家屋や建造物に対する破壊命令（Demolition Order）は 16,000 軒以上に上る(UNOCHA 2016)。

第 5 章の事例 3 で述べるホーリーランド・トラストは，　C 地区でイスラエル軍により，住居を破壊された住民のため，ボランティア活動をすることを希望する観光客を募り，資材の調達から住居の建設からトイレやキッチンの基礎工事までのすべてを無償で行っている。

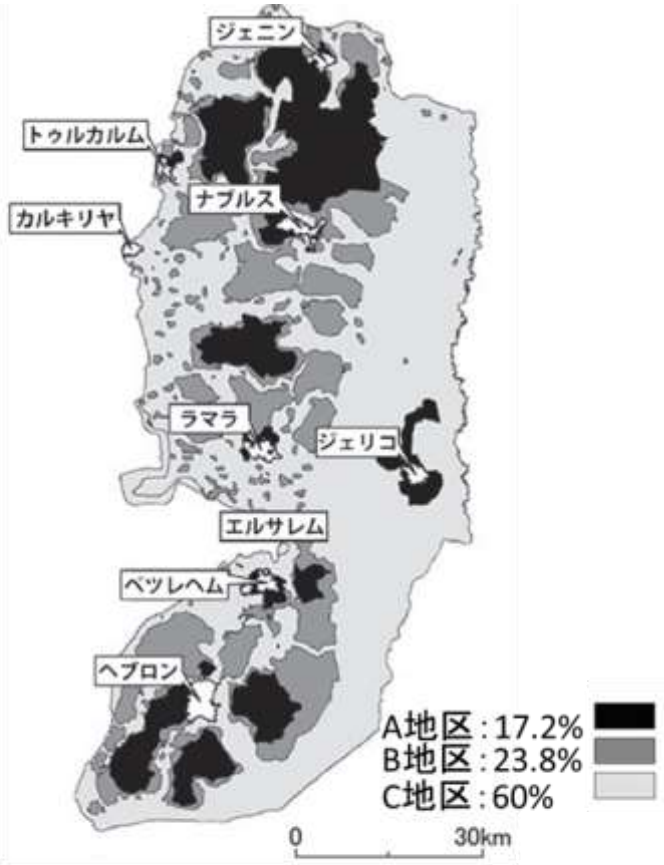

A地区：パレスチナが行政権、警察権を持つ地区
B地区：パレスチナが行政権、イスラエルが警察権を持つ地区
C地区：イスラエルが行政権、警察権を持つ地区

図 7 パレスチナにおける A・B・C 地区の分布

出典：Gordon[43]より転載の上，筆者による地名和訳（高松 2015: 103）

[43] Neve Gordon, “Images of Occupation” [http://israelsoccupation.info/ image-galleries/maps/west-bank] (2014 年 4 月 27 日閲覧).

(2) 「分離壁」による分断

西岸地区で「テロ防止」を名目として建設されている長さ 700 キロ以上の分離壁は，その 建設ルートのうち約 85%がパレスチナ側に入り込み，パレスチナ人の土地を没収する形で建設されている。このため農地や水源へのアクセスの阻害に加えて，交通網・物流の遮断が発生し，パレスチナ人の生活に大きな影響を与えている(UNOCHA 2013)。分離壁の建設により，西岸地区から分断されイスラエル側にすでに取り込まれた地域，および今後取り込まれる予定の地域は合計 73 地域となり，約 18 万 7 千人のパレスチナ人住民の生活が分断されることが予測されている(UNOCHA 2013)。この分離壁は，2017 年 9 月の時点で，約 460 km（全行程の 65%）がすでに完成し，53 km（全行程の 7.5%）が建設中，そして残りの約 200 km が未着工である（B'Tselem 2017[44]）。

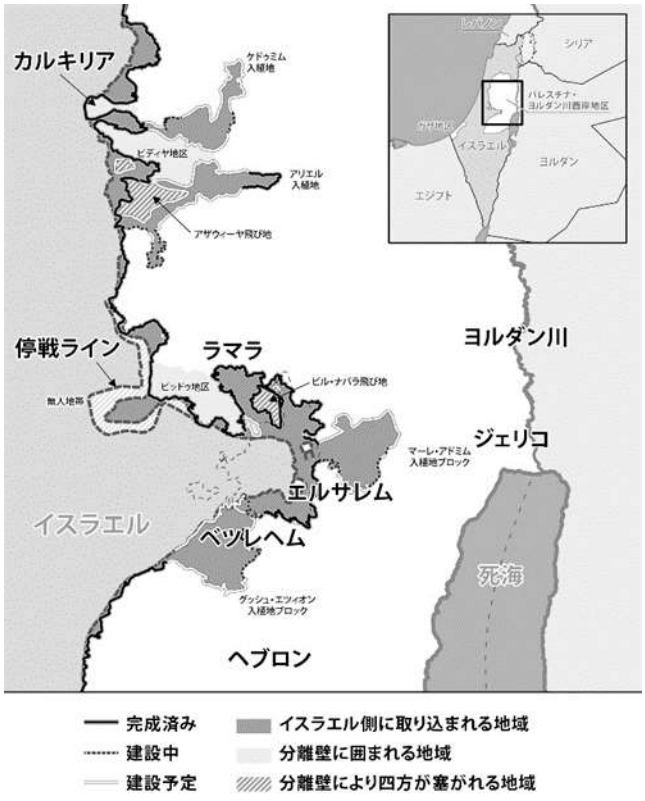

図 8 分離壁建設と住民への影響

出典：国連人道問題調整事務所(UNOCHA 2009)地図から筆者地名和訳(高松 2015: 106)

[44] B'Tselem "The Separation Barrier" 11 November, 2017
https://www.btselem.org/separation_barrier (2020 年 5 月 31 日閲覧)。

図 8「分離壁建設と住民への影響」にもあるようにエルサレムとベツレヘム周辺は分離壁により取り囲まれる地域が集中しており，それらの地域には自然資源や文化遺産が多くみられる。後述の事例 2（バッティール村ランドスケープ・エコミュージアム）は，ベツレヘムに広がる渓谷の湧き水を利用した古代灌漑農法を行う段々畑で知られている。村周辺の地域一帯はすでに分離壁と入植地の建設により囲まれているが，数年前新たに発表された分離壁の建設により，段々畑などの文化遺産が破壊の危機に直面している(MOTA, 2013: 53)。パレスチナにおいては，バッティール村のように世界遺産登録の必要条件である，顕著な普遍的価値（OUV: Outstanding Universal Value）を有すると目されている文化遺産・自然遺産は西岸地区とガザ地区を合わせて 20 サイトある。これらの遺産はイスラエルによる軍事攻撃や分離壁の建設により破壊の危機にあるもの，またはC 地区にあるため管理をすることが困難となっているものがほとんどであるとされている(Taha, 2009)。言うまでもなく，パレスチナ自治政府の自治権は，分離壁や下記に述べる入植地の建設を含む境界形成に対する阻止能力を持たない。このため顕著な普遍的価値を有する文化遺産・自然遺産であっても，直面する破壊や損壊の危機に対して，現時点では実質的な対応策や保護するための方策がない状態となっている。

図 9 住宅地を囲むように建設されている分離壁

壁の左側が東エルサレムのパレスチナ人住宅地。分離壁の高さは約 8 メートル。

出典：筆者撮影

分離壁については，ベツレヘムを中心に，観光スポットになっていることにも注目すべきである。分離壁には，様々な落書きや芸術性のある「グラフィティ」が描かれ，ラマッラやベツレヘムの一部の地域では，各国の著名なグラフィティ・アーティストが描いた風刺画やメッセージを見せるため，観光客を案内して回る各種のツアーができている。顕著な例は，イギリス出身のグラフィティ・アーティストのバンクシ―が 2017 年にベツレヘムの分離壁の目の前に建設した「世界一眺めの悪いホテル」と銘打つ「ザ・ウォールド・オフ・ホテル」（有名なザ・ウォルドルフ・ホテルをもじっている）である。筆者は，2019 年 6 月にこのホテルを訪問し，ホテルが施行している「壁ツアー」に参加した。ホテル経営者のウィサム・サルサー（Wissam Salsa）氏に聞いたところ，2017 年にホテルをオープンしてから 2 年間で，世界各国から約 13 万人の観光客が，ホテルのカフェとホテル内に造られた，ガザを含むパレスチナの占領の様子を説明する資料や映像が見られる博物館（無料）を訪問したと述べた[45]。ホテルは全 9 室で，1 泊 60 米ドルの二段ベッドのあるドミトリータイプから，1 泊 300 米ドル以上するスイートまでがある。人気の「バンクシ―ルーム」の壁面には，イスラエル兵士とパレスチナ住民が武器ではなく，枕投げをしている絵が描かれているほか，ホテル内の各所にバンクシ―のアートが飾られている。また土産物として，バンクシ―のアートや，バンクシ―のアートが描かれた壁のミニチュア，マグカップや T シャツなどを販売し，ホテルのカフェでは定期的に地元のミュージシャンを募りライブも行っている。ホテルの並びの通りには，バンクシ―のアートを絵葉書や冷蔵庫マグネットにした土産物も各種売られており，観光客が立ち寄っている姿が見られた。これは，CBT というわけではないが，先行研究で Isaac（2009）が指摘した，政治的に不安定な占領下に暮らすパレスチナの住民の姿を逆に利点として見せ伝える観光の一形態の成功事例だと言える。

[45] ウィサム・サルサー（Wissam Salsa）氏ザ・ウォールド・オフ・ホテル経営者への聞きとり（2019 年 6 月 5 日）より

図 10 ベツレヘムの分離壁前に建てられた「ザ・ウォールド・オフ・ホテル」
右側に写っているコンクリート壁は分離壁の一部。

図 11 分離壁を見学する観光客①

団体観光客は，ホテルのカフェで飲み物や軽食をとり，ホテル内の博物館を見てから，壁の見学に出るというのが定番の見学コースとなっている。

図 12 分離壁の歴史と建設範囲等を説明する「ウォール・ミュージアム」

図 13 分離壁を見学する観光客②

ベツレヘム・アイーダ難民キャンプ付近に建設された分離壁の一部（図 13）はパレスチナ人の墓地を分断する形で建てられている。墓地には,イスラエル兵がいる見張り台から,ゴミくずやペットボトルに入った尿が落とされ，墓地が汚くなっていることについてガイドが説明した。ツアー客はこの後，アイーダ難民キャンプを訪問し，パレスチナ難民の生

活状況や ID 問題，そして難民キャンプの人口増加問題と足りなくなった居住スペースなどについて，ガイドから説明を受けた。出典：図 10・図 11・図 12・図 13 筆者撮影

(3) 入植地建設

ジュネーブ条約第 4 条などの国際法は[46]，占領する側の権力が，自国民を占領地内部へ移送し，安全保障以外の理由で私有地を没収し，住民を追放するなどの行為を禁じていることから，イスラエルによる入植地の建設は上記の国際法に対する違法行為であると指摘されている。イスラエルの入植地は，西岸の C 地区を中心に拡がり，入植地のみでなく，入植地へアクセスするための道路，それらを周辺のパレスチナ人が暮らす地域と隔離する分離壁，および周辺の水源や自然資源を取り込んで建設されている（UNOCHA 2009）このため，物理的な境界としてだけでなく，制度的な境界として侵害性が高いと言える。現在入植者の人口は西岸，東エルサレムを合わせて 60 万人[47]を超え，その数は今後も増えることが予測されている[48]。（入植地の分布については，次頁図 14 を参照）。

また近年は，入植者による暴力行為が問題となっている。入植者の暴力行為とは，イスラエル入植者による暴力・破壊行為のことを指す。入植地周辺またはこれから入植を予定している地域において，パレスチナ人が所有する農地への放火，物品の破壊，また観光資源でもある樹齢数千年以上の樹を含むオリーブ樹一万本以上の引き抜き・ 放火の被害や，墓地や遺跡，宗教的建造物への破壊・損壊等の被害が発生している(UNOCHA 2013)。国連人道問題調整事務所(UNOCHA 2019) は，2009 年から 2018 年までの間に，入植者による暴力行為が 2,756 件発生し，このうち，パレスチナ人が負傷・死傷した事件は 813 件，建物や土地，オリーブ樹を含む器物損壊は 1,943 件発生したことを報告している(UNOCHA 2019)。この中には，2014 年 7 月東エルサレムの 16 歳のアブ・クデール少年が入植者にリンチを受けた後に焼き殺され，遺体が森に遺棄されていた事件や，2015 年 7 月にナブルス県ドゥマ市で，入植者の放火により，18 か月の乳幼児とその父母が死亡した事件が含まれており，

[46] 入植に関連する国際規範は，ハーグ戦法規程第 55 条，ジュネーブ第四条約，国際刑事裁判所ローマ既約，その他国連安保理決議 452 (1979)，465 (1980)などがある。

[47] イスラエル入植地の人口は西岸では 2018 年時点で 427,800 人（Peace Now https://peacenow.org.il/en/settlements-watch/settlements-data/population 2020 年 5 月 26 日閲覧）。それに加えて 1967 年以降，東エルサレムに建設された入植地に 2019 年時点で，218,000 人いると言われている（Foundation for Middle East Peace “Settlement Report: October 11, 2019”, https://fmep.org/resource/settlement-report-october-11-2019/ 2020 年 5 月 26 日閲覧）

[48] Peace Now 同上。

入植者の暴力行為の程度が激化していることが懸念されている(UNOCHA 2016: 5)。2020年は，1月から3月の間にすでに50件の入植者による暴力行為が報告されており，今後の増加についても懸念されているが（B'Tselem 2020[49]），入植者の破壊行為の85%は，証拠不十分などの理由でイスラエル警察による逮捕・訴追などが行われていないことが問題となっている(UNOHCA 2016: 6)。

そして，多くのパレスチナ人は入植地の建設を担う労働者や，入植地のサービス業を担う従業員として，入植地で労働をしている現状があることも，忘れてはならない。パレスチナ中央統計局(PCBS)によれば，2016年に西岸地区の労働人口のうち，約12%がイスラエル入植地で働いていたことを報告している(PCBS 2016)。西尾(2019)は，入植地で働くパレスチナ人労働者たちの多くは，ヘブライ語を操り，イスラエル社会に入り，入植地へ「通勤」していると述べ,イスラエルにとって西岸地区とガザ地区は,1967年の軍事占領以降,安価で便利な労働力の供給源となってきたことを指摘している。入植地建設については,単純に国際法上違法であるというだけではなく，失業率が高く十分な雇用口がないパレスチナにおいて，パレスチナ人は入植地建設や入植地内の単純労働に依存せざるを得ない状況にある。このような観点から，入植地は物理的な境界を形成するという意味だけではなく，パレスチナ人の労働を搾取する形態を固定化し，制度化しているという観点からも侵害性の高い境界であると言える。

[49] "Spike in settler violence during pandemic: Palestinians and homes repeatedly attacked, March 2020"
https://www.btselem.org/video/20200412_spike_in_settler_violence_during_pandemic#full(2020年5月31日閲覧).

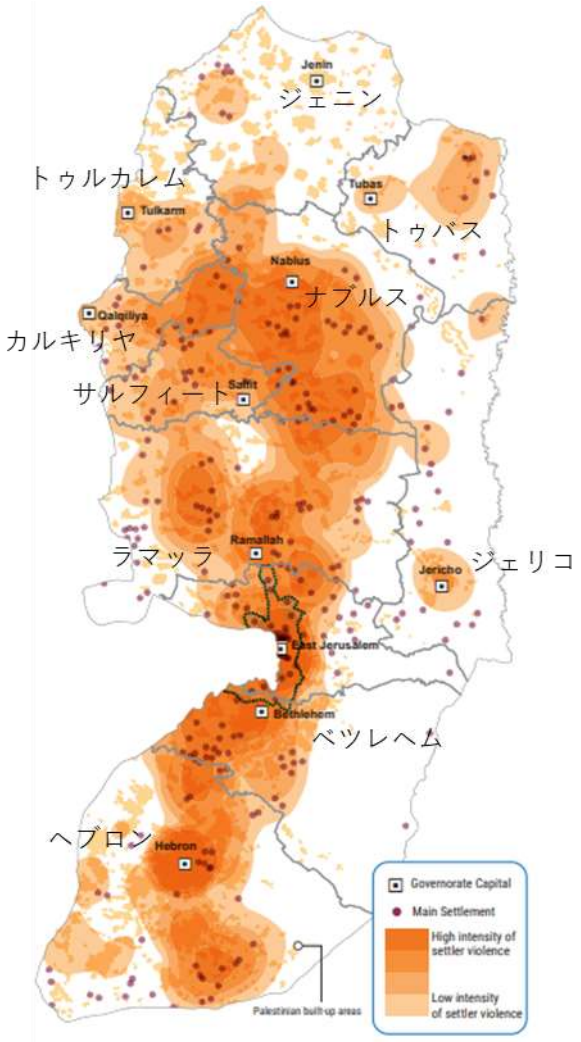

図 14 西岸における入植地と入植者による暴力行為の分布

●＝入植地を示す。色の濃い部分が入植者による暴力事件の発生数が多い地域を示している。出典：UNOHCA (2019) “Settler Related Violence, 2009-2018”より転載の上，筆者による地名和訳

図 15 村の半分以上に入植地が建設されているベツレヘム県フサン村

出典：筆者撮影

上記のように西岸地区においては，A・B・C 地区，分離壁，入植地建設などの制度的・物理 的境界が個別または重層的に機能することで，高い機能の境界が形成され，パレスチナに おけるヒト・モノ・カネの流れを分断し，住民の生活において広範な影響を与えていることが分かった。特に観光においては，主要な観光資源（死海などを含む C 地区）へのパレスチナ人のアクセスを困難にし，文化遺産などの保護・管理ができない状態になっていることが確認された。

2. コミュニティ・ベースド・ツーリズム(CBT)の事例

以下では事例紹介を行うが，序章 4 節「研究方法」で説明したように，本論文では西岸地区において CBT を行う NGO のほぼすべてが加盟している NEPTO から五つの事例を調査対象としている。

NEPTO の加盟団体には独自の方法で観光客を集客している団体が 7 つあり（表 11 の番号では 1，6，7，10，14，16，19），一団体につき，年間数百人から 7,000 人を超える規模の観光客が集客されている。本論文ではこれらの団体のうち，インタビューをすることが可能であったオルタナティブ・ツーリズム・グループ(ATG)，バッティール・ランドスケープ・エコミュージアム(Battir Landscape Ecomuseum)，ロザナ・アソシエーション（Rozana Association)，アブラハム・パス(Abraham Path）の 4 団体に NEPTO 本体を加え，5 事例と

して取り上げている。このうちアブラハム・パスについてはスタッフと資金の不足から，観光客の集客とツアー運営の一部をシラージ聖地研究センター(Siraj Center for Holy Land Studies，表 11 の 16)（以下，「シラージ・センター」）に依頼している。しかしアブラハム・パス のトレッキング・ツアーは年間 1,000 人を超える集客があり，シラージ・センターが受け入れた観光客の数では最も多い規模となっていることから事例に含めている。

事例 1：オルタナティブ・ツーリズム・グループ（ATG）「世界地図にない」パレスチナの「正確な現状」を伝えファンをつくる[50]

ATG はベツレヘムの小都市ベイト・サホールに事務所を置く NGO である。ベイトは家，サホールは夜の見張りを意味し，イエス・キリストが産まれることを告げる光が見えたと言う「羊飼いの野（Shepard’s Field）」があることで知られている。ATG は 1995 年，イスラエル主導の観光に疑問を持った地元住民と研究者によりパレスチナの視点から，ホストとゲストが対等な関係でツアーを実施することを目指し設立された。

多くの観光客はベツレヘムには数時間しか滞在せず，土産物も水も買わないがごみは残し，トイレと水を使っていく。水の限られたベツレヘムの住民にはこれは大きな負担である。イスラエルのガイドは「パレスチナ人はテロリストだ」と言い，観光客とパレスチナ人を接触させない。このままでは年間数百万人がパレスチナ人のことをテロリストだと思い，パレスチナの占領は必要だと思うようになるだろう。パレスチナは通常世界地図に載っていないため，自分たちがパレスチナの現状について語らなければ，だれも語ってくれない。キリスト教徒としても「パレスチナにはイエス・キリストの時代から存在しているキリスト教徒がいることを世界の人に知って欲しい」とベイト・サホールの住民は思っている。

ATG が設立された 1995 年は第一次インティファーダ(1987-1993)の後であり，パレスチナにおける経済は崩壊し失業率が極めて高い時期にあった。はじめは巡礼観光者たちの「地元のキリスト教徒の村を訪問したい」などのリクエストに応えるために始まった活動であったが，地元のパレスチナ人との交流を求める観光客の数は増えて行った。

[50] 以下の記述はラミ・カシス氏（Mr. Rami Kassis；ATG 組織代表）へのインタビューにもとづくものである（2012 年 12 月 31 日，2014 年 2 月 28 日実施）。

しかし第二次インティファーダ(2000-2005)に突入してからは，観光客の数は激減した。そして道路封鎖が強化されたため，食糧の入手が困難となり，生活は悪化する一方であった。パレスチナ人の力ではどうにもならないこの状況を打開するには，「外国人の存在」が必要だと考えた。そこでパレスチナを支援する外国人を呼び寄せる連帯ツーリズム(solidarity tourism)を始めた。インターネットや教会グループ，過去に来訪したことのある旅行客や研究者などに，可能な限りのすべての方法でコンタクトを取り，できるだけ多くの外国人に来訪してもらい，パレスチナの現状を見て語って欲しいというメッセージを発信した。次第に支援をしたいという外国人観光客がインティファーダ中でも来るようになった。この頃，最も苦労したのは道路封鎖の確認であった。デモや軍の動きは常に変化していたため，送迎とツアーをするため，最新の道路状況，安全な観光スポットなどの確認を頻繁に行わなければならなかった。空港からの往復では，何度も車を乗り換え，封鎖ポイントは徒歩でカバーした。

このような努力が実ったのか，パレスチナ観光が壊滅したと言われた 2001 年から 2004 年までの時期でも，ATG は年間 60〜80 組のツアー客（一組当たり平均 10 人〜25 人ほど，年間約 500 人〜1,000 人が参加）を受け入れることに成功した。現在では ATG は年間 3,300 人近い観光客を受け入れている。観光客の出身地はスウェーデン，ノルウェー，アメリカ，イギリス，フランス，スペイン，イタリア，ドイツ，ベルギー，スイス，オランダなど で，日本，インド，韓国，チリ，オーストラリアからも年間数名あり，その 4 割ほどが巡礼観光客，残りはパレスチナに興味を持ち来訪する観光客や研究者である。2008 年や 2012 年のガザ攻撃で情勢が不安定な時期においても，海外の観光客やオペレーターと直接連絡を取り，状況を知らせている。これにより状況が安定したらすぐに来訪してもらうことができている。

また ATG に興味を持つ観光客は真摯にパレスチナの状況を知りたいと思って来る客が多いため，リピーターも見られる。このような客の希望にこたえるため。ATG は住民と観光客が「一対一の相互交流(one on one interaction)」を通じて，質の良い体験ができることを重視している。観光客は，パレスチナについて誤解をしていることが多いが，多くの質問をしながら人々や文化に直接触れることによりパレスチナの現状を知り，帰る時はパレスチナのファンやアクティビストになって帰っていく。

活動の開始時にドナーに資金援助をしてもらい，30 軒のベイト・サホールの住民の家を修復し，観光客を宿泊させるホームステイを始めた。しばらくは 30 軒のままで観光客を受

け入れていたが，その後ツアーを行ういくつかのNGOと連携し，ホームステイを受け入れる家庭を増やし，現在ATGが扱うホームステイ家庭の数は約70となる。彼らは外国人を受け入れることができるよう英語研修を受け，ツアー内容やATGについての概要も説明できるように指導を受けている。これらの70のファミリーはすべてベイト・サホール市内に住んでいる。この中にはNGOからの観光客を受け入れている家庭もある。ホームステイでは客一人一泊あたり約20ドルが家族に手渡され，それには宿泊と朝食が含まれている。

活動開始時からはじめの7年間はドナー資金とルター派教会のバックアップを受けていたが，それ以降は外部からの支援の必要はなくなり，現在では事業収入から7人のフルタイムのスタッフを観光事業からの収益で雇用している。

表 6 オルタナティブ・ツーリズム・グループの活動概要

実施団体名	オルタナティブ・ツーリズム・グループ(Alternative Tourism Group)
活動目的・理念	1995年設立。パレスチナ人との直接の触れ合いの場を設け体験することでパレスチナの現状を伝える。 “Palestine and Palestinians”「パレスチナとパレスチナ人」，“Pilgrimage Guidelines”巡礼などのガイドブック作成
活動地域	事務所：ベツレヘム県ベイト・サホール市。ツアー：ベツレヘム，エルサレム，ヘブロン，ラマラ，ジェリコ，パレスチナ難民キャンプ，テルアビブ，ナザレ，ハイファ，イスラエル入植地，ベドウィン集落，宗教遺跡，地元コミュニティ
主な観光客の出身地	スウェーデン，ノルウェー，アメリカ，イギリス，フランス，スペイン，イタリア，ドイツ，ベルギー，スイス，オランダ，など日本，インド，韓国，チリ，オーストラリアなど。
年間受入客数	約3,300名
	※ 上記データは2014年2月時点のものであり，2014年8月のガザ攻撃の影響により，2015年以降，観光客数が低迷し，2017年1710名，2018年（10月時点）では1600名まで回復した。

出典：筆者作成

事例 2：バッティール村ランドスケープ・エコミュージアム　観光による分離壁建設の阻止[51]

オスマン・トルコ時代の鉄道(ジャッファ・エルサレム鉄道：Jaffa-Jerusalem Railway)の終着駅があったベツレヘム県のバッティール村は，古代からの独特の灌漑方法を行う

[51] 以下の記述はアクラム・バデル氏（Mr. Akram Bader；バッティール村長）、ミシェル・ナセル氏（Mr. Michel Nasser；バッティール・ランドスケープ・エコミュージアム館長）、ウィサム・オワイネ

段々畑で知られている。その方法は，8 つの部族が一日ごとに交代して水路を開け閉めして水を畑に流すというものである。その当番が一巡するのに 8 日間かかることから「バッティールの一週間は 8 日ある」と言われている。イスラエルと現在のパレスチナを分ける第一 次中東戦争(1948-1949)の停戦ラインはジャッファ・エルサレム鉄道の線路上に制定され，その両側約 200 メートルが緩衝地帯になった。この戦争以降ヨルダンが西岸地区を統治したため，合意はヨルダンとイスラエルが交わした。ところが村は線路の両側に広がっているため停戦ラインを受け入れれば，イスラエル側に広がる畑において古代から続く農業を行う事が不可能となり，村人が所有する土地が没収されることになる。そこで，村の賢人として知られるハッサン・ムスタファ氏(1914-1961)は当時の国際社会（イスラエル，ヨルダンおよび国連など）に働きかけ，鉄道の運行を村が阻害しない事を条件にイスラエル側緩衝地帯における土地の所有と，農業を村人が続けることを「ロードス島停戦合意(Rhodes Armistice Agreement)」に盛り込むことに成功した。以来，現在までバッティールの村人は 伝統的農業を両側の土地で続けている。西岸地区内でもイスラエルとの境界においてパレスチナ人の移動を妨げるフェンスやチェックポイントが設けられていないことは珍しい。村人は線路を踏み越えるか，線路の下のトンネルを通るかの方法でイスラエル側の農地へ向かう。トンネル周辺にはセキュリティーカメラが取り付けられており，畑には日々イスラエル兵士の姿が見られるが，村人が行う農作業の阻害はしない。

村人の生活は楽ではない。すでにある分離壁により村人が付くことができる仕事はすべて壁の向こうに行ってしまい，通勤に時間がかかるようになった。このため村の外に引っ越しをする者や，仕事を週 2〜3 日に減らす者が増えている（以上，ミシェル・ナセル館 長からの聞き取り）。

しかし 2004 年，線路の周辺に分離壁の建設計画が発表され，村の分断の危機が再び浮上したが，村には武器もなくお金もない状態である。「ロードス島停戦合意」以来村を守ってきたが，分離壁ができればその苦労が無駄になり村は分断される。では他に何があるのだろうか。あるのはバッティール名物のナスと段々畑か。危機を乗り越えようとしたアクラム・バデル村長は，1980 年代にイタリアで建築学の留学をしていた時に聞いた「エコミュージアム」のことを思い出した。エコミュージアムはある地域をそのま

氏（Mr. Wisam Owaineh；エコミュージアム事務局スタッフ）へのインタビューにもとづく（2014 年 3 月 2 日）。肩書はすべて 2014 年当時のもの。

ま博物館に見立てる方法で，見せたい地域をテリトリー（地理的範囲）として設定し，その中にスポットを作りトレイルで結び，観光客に見せて回るというものである。これであればバッティールの歴史と自然の美しさを詳しく観光客に見てもらうことができる。このアイディアをもとにラマラのユネスコ事務所へ連絡を取り支援を頼んだ。ユネスコ事務所と協力し遺跡や村の伝統について調査を行い，2008 年には古代の灌漑を行う段々畑を含めた渓谷全体を「バッティール・ランドスケープ・エコミュージアム」として開設することができた。この活動は高く評価され，2011 年ユネスコによる表彰を受けた。

しかし分離壁建設の動きは消えていない。そこで村長はイスラエルの弁護士や NGO[52] と 連携してイスラエル裁判所に訴えを起こした。訴訟内容にはイスラエル側にとっても貴重な文化遺産の保護義務があることも訴えのポイントに含めた。これを受けたイスラエル最高裁判所は 2013 年，イスラエル軍に対して分離壁のルート変更を命じ，それができない場合にはできない理由の提示義務を言い渡した。そのため分離壁建設はストップしているが，イスラエルにおいては裁判所による命令は軍によりセキュリティーという名目で覆されることが多いため，効力は弱い。依然として分離壁ができれば村の四方が壁に囲まれてしまうことになる。線路の向こう側の土地も失われ，段々畑を耕すための水源も没収される可能性がある。

さらなる対策としてパレスチナ観光遺跡庁と村は連携し，この地を世界遺産および危機遺産に登録する動きを始めた。2012 年には村長自らが世界遺産登録のパレスチナ代表団に加わりパリのユネスコ本部に足を運んでその重要性と危機を訴えた。このようなことからバッティールに継続して（外国人）観光客を連れてくることは遺産を守る上で重要である。エコミュージアムを成功させ，村人にも仕事を得てもらいたいと考えている（以上，アクラム・バデル村長からの聞き取り）。

東エルサレムのパレスチナ系ツアー会社との連携を始めたことから，昨年は欧米客のトレッキング・ツアーが実施され，昨年は 165 組の観光客がバッティール・ランドスケープ・エコミュージアムを訪問した。村にはドナーの資金で建設した 3 部屋（9 ベッド）

[52] バッティール村の分離壁建設についてイスラエル側で訴訟を起こし，活動の中心になっていたのは，イスラエル，パレスチナ，ヨルダンに事務所を置く環境 NGO の Friends of Earth Middle East(現在の団体名は Eco Peace)である（Barnard & Muamer, 2016）。同 NGO はイスラエル，パレスチナ，ヨルダンを流れるヨルダン渓谷の水資源の平等な分配を目的に，米国やヨーロッパにも広がるネットワークを持ち，水資源の保護・保全に関する活動全般を行っている。

の部屋数を持つゲストハウスがあり，宿泊ができるようになっている。今年に入ってから宿泊客は 20 組以下だが，日帰りでトレイルを歩く観光客は約 7,800 人が来訪している。観光客の出身国は主にドイツ，スカンジナビア国，アメリカ，カナダ，イギリス，イタリア，スペイン，オランダなどである。

バッティール村は段々畑のみではなく村から隣村および先の村まで広がる山々と渓谷の美しさで知られている。自然の湧水が多いことから年間を通して緑が潤う地域であり，パレスチナではトレッキングに適している事で有名なエリアである。また近年は世界遺産登録と分離壁の裁判で話題になっているため，知名度が上がり訪問者が増えている。しかし逆に有名になったことでイスラエルから圧力がかかる可能性があるため，今後も継続して観光活動を行う必要がある。過去の二回のインティファーダはパレスチナにとって大きな痛手を被るものになったが，現在すべてのデモや抗議運動は非暴力で行われている。バッティール村においても暴力に訴えない形の観光を通じて，エコミュージアムを作り世界遺産に登録申請することは，観光によるインティファーダ（民衆蜂起）を行っているのと同じだと思っている。政治力も軍事力もないパレスチナに残された道は観光しかない。

またエコミュージアムには多くの観光客が来るが，ガイドを雇わず自分たちでトレイルを歩く客が多いため，エコミュージアムの収入にはならない。エコミュージアムの運営資金はドナーに頼っているため，ドナーの支援期間が終了すればスタッフを雇い続けることができなくなる。世界遺産に登録された場合，その後の遺産管理をどう継続するか懸念されている（以上，ウィサム・オワイネ事務局スタッフからの聞き取り）。

追記：本調査後，バッティール村が申請したローマ時代から続く伝統的な灌漑農法と文化的遺産景観は，2014 年 6 月 20 日ドーハで開催されたユネスコ会議にて世界遺産および危機遺産として同時に登録が承認された。

そして，2015 年 1 月，イスラエル最高裁判所は，イスラエル防衛省の要請を退け，バッティール村を分断することになる分離壁建設の停止を命じた（Barnard & Muamer 2016: 76)。Barnard & Muamer (2016: 70)は，入植の拡大を支持する入植者の派閥の中に，分離壁を建設することで，それ以上の入植地の拡大ができなくなってしまうことから，バッティール村での分離壁の建設に反対の声が上がっていたこと，そしてイスラエル自然・公園管理局が，分離壁の建設予定地を含むバッティール村周辺に，イスラエルの国立公園を建

てる計画をしていたため，イスラエル最高裁に，分離壁建設に反対する声明を提出していたことも，判決に影響していたと分析している。

当時まだ係争中であったバッティール村の分離壁の裁判について報道した,エルサレム・ポスト紙(2014年9月21日付)[53]は,PLOに代表されるユネスコ加盟国の「パレスチナ国」により申請された，バッティール村のローマ時代の伝統的灌漑農法と文化的遺産景観が，UNESCOの世界遺産に登録されたことを報じ，それを受けイスラエル最高裁判所はイスラエル政府に分離壁の問題に関して，ユネスコの世界遺産・危機遺産登録の影響を10月2日までに評価し，報告するよう求めた。このような最高裁の対応について，同紙は，最高裁がイスラエル政府に,2006年に許可済みの分離壁の建設ルートの再認定を義務付けなかったことを指摘し，バッティール村だけではなく，（バッティール村から東約8 kmに建設されている）グッシュ・エツィオン入植地周辺を含む一帯の地域に建設予定の45 kmにおよぶ分離壁建設計画が弱められたと分離壁建設反対派が見ていることを報じた。また，同紙は,(バッティール村から北東約5 kmに建設されている)エフラット入植地理事会(Council)代表が，2006年のルートは，周辺の開拓（可能な）土地を分断してしまうため，何千もの新しい家（入植地）が建てられなくなるとコメントしていることおよび，グッシュ・エツィオン入植地のフィールドスクール代表が，同分離壁建設は環境に害を及ぼすため，地域の安全を確保するには分離壁ではなく他の方法もあると述べたことを報じている。

このようにイスラエル最高裁が分離壁建設のルート変更を命じた背景には，文化遺産や自然環境の保護という理由だけでなく，イスラエル自然・公園管理局や入植の拡大を支持する入植者からの異なる思惑から，反対の声が上がっていたことも，要因にあったことが伺える。しかし，それはバッティール村の働きかけで「パレスチナ国」により申請された，バッティール村の伝統的灌漑農法と文化的遺産景観がユネスコの世界遺産および危機遺産に登録されたという事実が，大きく影響していたことは言うまでもない。[54]

---

[53]Lazaroff, T, 2014 “West Bank Battir barrier off the table for now-Netanyahu promises to return the issue to government before implantation of any construction plan for the Battir section of the barrier” Jerusalem Post, 21 September https://www.jpost.com/Israel-News/West-Bank-Battir-barrier-off-the-table-for-now-375973 (2020年5月31日閲覧)

[54] なお，ユネスコに見られるパレスチナをめぐる対立は今回が初めてではない。1967年イスラエル軍が旧市街地を含む東エルサレムを占領した翌年の1968年，エルサレム占領に対抗する形で，エルサレム旧市街の文化財を保護し，発掘や移動及び文化的・歴史的特徴の変更を行わないことを求める決議（15 C/Resolution 3.343）の採択が行われた（見原2010:23）。1981年にヨルダンによる申請されたシナゴーグや嘆きの壁などユダヤ教にとって重要な建造物も複数含まれた「エルサレム旧市街とその城壁群」の世界遺産登録の経緯にも，ヨルダンからの申請であるという点について米国政府より異議が出されるなどの対立が見られている（見原2010:25）。近年においては2017年7月，ヘブロン旧市街がユネスコ

なお，序章 6 節 3 項「調査対象」で述べたように，バッティール・ランドスケープ・エコミュージアムは，2019 年末に，資金の不足により活動を停止した。しかし，村の観光活動と，ゲストハウスの運営は，村人の有志であり，バッティール村ランドスケープ・エコミュージアムの設立にアクラム・バデル村長と一緒に，活動開始当初から長年関わってきたハッサン・ムアンマール（上記の Barnard & Muamer 2016 の著者）および，ゲストハウスのオーナーや，バッティール村の女性たちによる手工芸品の制作と販売を行う土産物店主などにより，再開を目指して活動が行われている[55]。

表 7 バッティール・ランドスケープ・エコミュージアムの活動概要

実施団体名	バッティール・ランドスケープ・エコミュージアム （Battir Landscape Eco Museum）
活動目的・理念	2011 年設立。古代から続く伝統的灌漑を行う段々畑，周辺の渓谷，古代遺跡を紹介し遺産価値を伝える。分離壁建設によりこれらの遺産が破壊されることを防ぐ。
活動地域	事務所：ベツレヘム県バッティール村。ツアー：バッティール村内
主な観光客の出身地	ドイツ，スカンジナビア国，アメリカ，カナダ，イギリス，イタリア，スペイン，オランダなど。
年間受入客数	昨年は 165 グループ（1 グループ 15 名から 25 名），2014 年に入り約 7,800 名

出典：筆者作成

の世界遺産および危機遺産リストに登録されたこと，そして世界遺産「エルサレムの旧市街とその城壁群」の保護関連の決議案採択にユダヤ名の「神殿の丘」が表記されていないことに強く反発し，米国政府とイスラエル政府は，ユネスコからの脱退を表明した。（両国は 2019 年末に正式に脱退した。）BBC は，1974 年，ユネスコがパレスチナ解放機構（PLO）を承認したため，米連邦議会が分担金の支払いを停止し，また 1984 年，レーガン政権においてユネスコが政治的に左翼的で財政的に浪費体質だと批判し，脱退したこと，そして 2003 年にジョージ・W・ブッシュ政権下で再加盟したが，2011 年のパレスチナ加盟に抗議して分担金支払いを停止したため，未払い金が積みあがっている点を挙げ，数次にわたるパレスチナをめぐるユネスコに見られる対立の歴史について報道している。「米国とイスラエル，相次ぎユネスコ脱退発表」BBC ニュースジャパン 2017 年 10 月 13 日
https://www.bbc.com/japanese/41605182（2020 年 8 月 10 日閲覧）

[55] バデル・ムアンマール(Bader Muamer) バッティール村ゲストハウスオーナーへの聞きとりより（2020 年 5 月 6 日）。

図 16 バッティール村を走る鉄道路線

線路の右側がイスラエル，左側がパレスチナ側。線路を挟んでチェックポイントなしで村人の畑での耕作と土地所有が認められている。

図 17 バッティールの段々畑と鉄道線路

ローマ時代からの灌漑農業が八つの部族により今でも続けられている。

図 18 水路の水で野菜を洗う村の女性

洗った野菜はベツレヘムの市場に売りに行く。

出典：図 16・図 17・図 18　筆者撮影

事例 3：ロザナ・アソシエーション　観光による文化・伝統の保護[56]

ロザナ・アソシエーションはビルゼイト市を拠点に，観光によりビルゼイト市と近郊農村の持続可能な開発を目指している。ツアーはルーラル・ツーリズム（rural tourism: 地方の伝統的ライフスタイルや野山歩きを楽しむツアー）を行い，農村住民に収入向上の機会を作るための活動をしている。パレスチナでは占領の影響により文化と伝統が失われつつある。このため内外のパレスチナの若者や外国人にパレスチナの伝統や文化を伝えるためのイベントを行っている。

またビルゼイト市内では旧市街の修復を行った。その作業はリワーク（Riwaq: ラマラに拠点を置く伝統建物修復を専門とする NGO，表 11 の 13 番参照）との連携により行われ，人が住まなくなり荒廃していた旧市街の一角が修復された。また観光客が歩いて回ることができるように旧市街の各所に地図や表示を取り付けた。旧市街の中心部には修復後，ビ

[56] 以下の記述はラエッド・サアデ氏（NEPTO 共同創設者およびロザナ・アソシエーション代表）からの聞き 取りにもとづくものである（2014 年 2 月 27 日）。

ルゼイト大学との連携により子どもたちが模型を触って科学を体験できる「サイエンス・ハウス」や，ラマラ，エルサレムなどからの客を家庭料理で迎えるレストラン，そして女性センターやNGO事務所として使われる建物が修復され，旧市街に訪問者を増やすことに貢献している。しかし人々はビルゼイトでは仕事を見つけることができない。近隣のラマラ市に移住するケースや，海外へ出稼ぎに出るケースが見られる。このような問題に対応するため，観光を興しビルゼイトの街を盛り立てたいと考えている。

図 19 ロザナ・アソシエーションが拠点とするキリスト教の街ビルゼイト市

出典：筆者撮影

年に一度行われる「ヘリテージ・ウィーク」はその例であり，一週間の間ビルゼイトの文化と伝統をダンスや音楽などのパフォーマンスで見せ，手工芸品などを出店で売ることで地元の人々，そして外国人や海外のパレスチナ人に楽しみながら理解を深めてもらおうという企画である。ヘリテージ・ウィークは，通常ラダマン（断食月）の前後に行われ，今年で七回目になる。旧市街全体をイベントの「ステージ」として入り組んだ路地と路地が交差するコーナースペースや，教会の広場などにも出店やパフォーマンスを組み込み，旧市街を隈なく観光客に見てもらう演出をしている。涼しくなった夏の夜にリズムの良い音楽が流れ，ライトで照らしだされた石造りの旧市街は，観光客で足の踏み場がないほど込み合うものとなっている。昨年来訪した客の数は一日約4,000人（合計約30,000人）であった。これはパレスチナの警察が取った統計からの報告である。訪問客のほとんどが周辺都市や村からの国内観光客であるが，一部海外から帰省するパレスチナ人とパレスチナに住む外国人が含まれている。出店には国連機関，外国大使館，NGOが出展し，ビルゼイトの認知度を高めるための一助となっている。ヘリテージ・ウィークに訪れる観光客の誘

導，街の清掃を数十人のボランティアの若者を使って行っている。これは若者にイベントのやり方を学んでもらおうという狙いもある。

図 20 ヘリテージ・ウィーク開会式

ヘリテージ・ウィークは伝統的なベドウィン式のウェディングで開幕する

出典：筆者撮影

またロザナ・アソシエーションはスーフィー・トレイル（イスラム哲学の遺跡を周るツアー）も行っている。このツアーの昨年の参加者は約 700 名であった。ツアーを行うためエコツーリズム・ガイド研修を 30 名，およびホームステイ研修（民家で観光客を宿泊させるためのノウハウを教える研修）を 30 の家庭に対して行った。パレスチナにはイスラエルに逮捕され，またはその過程で死亡するなどの理由で一家の働き手である夫を失った女性が世帯主の家庭が多数存在する。そのような家庭に観光客を泊まらせて収入の足しにすることもトレイル作りの狙いの一つである。

パレスチナ観光遺跡庁はエコツーリズム・ガイドの養成を行っていない。しかしエコツアーを行うことは，農村地域に収入をもたらす有効な手段であるため，ロザナ・アソシエーションはエコツーリズム・ガイド研修を独自で行っている。研修を終了した 30 名には試験を実施し，合格者に観光遺跡庁からの認定証を発行してもらっている。この 30 名はパレスチナで初のエコツーリズム・ガイドとなった。今後さらにエコツアーガイドの数を増やしていく予定である。ホームステイの受け入れ家庭については，ATG のトレーニ

ングとは別に，主にジェリコ県から以北のヨルダン渓谷地帯で 70 にまで数を増やした。上記ツアーの実施とトレーニングは後述のアブラハム・パス（表 11 の 18 番）やエコツーリズムやトレッキングで知られるシラージ・センター（表 11 の 16 番）と連携している。

表 8　ロザナ・アソシエーションの活動概要

実施団体名	ロザナ・アソシエーション（Rozana Association）
活動目的・理念	2007 年設立。観光による地域の発展。
活動地域	事務所：ラマラ県ビルゼイト市。活動はビルゼイト旧市街，ツアーはヨルダン渓谷内を回るものも含む
主な観光客の出身地	ドイツ，スカンジナビア国，アメリカ，イギリス，イタリア，スペイン，オランダなど。
年間受入客数	2013 年のツアー参加者は約 700 名（上記の外国人客）。ヘリテージ・ウィーク参加者は 3 万人以上（主に西岸内のパレスチナ人）。2016 年第 8 回，2017 年第 9 回と同イベントは開催されそれぞれ約 4 万人の参加者を募った。

出典：筆者作成。

事例 4：アブラハム・パス　周辺国とつなぐ三つの宗教に共通したホスピタリティ[57]

アブラハム・パスはユダヤ教・キリスト教・イスラム教の始祖アブラハムが神の導きに沿ってイラク，トルコ，シリア，レバノン，ヨルダン，パレスチナ，イスラエル，エジプトを訪ね歩いた伝説に基づき，ロング・トレイル「アブラハム・パス」として現代に再現し，各地をつなぐ試みを行っている。見知らぬ訪問者であるにもかかわらず，アブラハムとその家族が移動の先々で受けた村人からの温かい歓迎，そしてアブラハムが村人へ向けて示した感謝の気持ちを観光客とともに歩くことで追体験しながら，道中に見られる自然の美しさや文化を紹介するツアーを行っている。活動目標は 3 つある。一つ目は地域社会経済の発展と持続可能な観光を行うための触媒となること[58]，二つ目は中東の人々と世界

[57] 以下の記述はジョージ・リシュマウィ氏（Mr. George Rishmawi；アブラハム・パス代表）への聞き取りにも とづく（2014 年 3 月 3 日）。「アブラハム・パス」のアラビア語名は「マサール・イブラヒム・アル・ハリール」で，これは「イブラヒム（＝アブラハム）の道」の意である

[58] 持続可能な開発と観光はパレスチナにおいても重要なテーマである。調査時には CBT 活動において地域の人々の生計を立てる支援を行う試み，そして持続可能な開発を阻害する境界浸食からのインパクトを軽減するための試みが行われている事については確認できたが，持続可能な環境への配慮を持つオルタナティブな観光を提示できているかという問いについては世界各地の CBT 活動と同様に今後の課題とされている。

の人々をつなぐ役目としてトレイルを作ること,そして三つ目は訪問地域の独自の文化や,伝統，そしてホスピタリティを体験する場を提供することなどである。

活動はトルコ，ヨルダン，イスラエル，およびパレスチナで行われている。それらの活動をまとめるためにアメリカに本部が置かれ，エルサレムにもオフィスがある。アブラハム・パスの活動は非営利で，非宗教的，かつ非政治的である。このような説明をする理由は，この地域においては，アブラハムは旧約聖書における名前であるため，アブラハムの歩いた道を再現することがユダヤ教の教えを広めようとしているものと誤解されやすく，またそのため，政治的にイスラエルと連携しているという誤解を受けやすいからである。

団体が活動を開始した当初は米国バーバード大学ネゴシエーション・スクールのチームにより，トレイルを歩くことで中東地域における相互理解を深めると言う発想が活動の基盤になっていた。しかしそのような紛争解決の理念を掲げた活動は，研究者からは支持されたがトレイルが通っている村々では活動としては実体性がなく，受け入れる住民の利益もほとんどなかったため，歓迎はされたが活動としては発展しなかった。そしてパレスチナやヨルダンのツアーは，聖書に名前が出てくる村をトレイルとして歩くのみで，トルコのようにアブラハムにゆかりの遺跡が残っているわけではない。聖書にゆかりの村に滞在することだけで満足する客もいるが，強い宗教的関心からツアーに参加した場合，客の満足度は低いという問題があった。これらの問題を解決するため，活動の目的を地域経済の発展と住民の収入向上へ変更した。このためトレイルが通る村々で約 70 の家庭を選び，ホームステイができるように英語などのトレーニングをシラージ･センター(表 11 の 16 番)と連携して行った。観光客一人につき宿泊と朝食のセットで 20 ドルがホームステイ受け入れ家庭に支払われるようになっている。

パレスチナにおいて活動が始まったのは 2007 年であるが，このような変遷を経て観光客を受け入れるようになったのは数年前である。活動目的を新たにして，トレッキングとしてもツアーを楽しむことができるよう，本来パレスチナのトレッキングが評価されているポイント（野山のもつ魅力，貴重な動植物，変化の多い地形など）を見ることができるルートを作った。そのルートは 2014 年『ナショナル・ジオグラフィック』誌により「世界 10 大新 ウォーキング・トレイル」の第一位に選ばれ，世界のトレッカーの注目を集めている。このような活動からパレスチナはヨルダンやトルコに比べ，アブラハム・パスの中で最も活発に活動している地域となり，昨年は約 1,100 人の観光客を受け入れることがで

きた。NGO だから，パレスチナだからといってサービスの質の妥協はできない。今後も活動を続けていくためには観光客が満足する質の良いツアーを行うことが重要となる。

ツアー以外の活動では，シラージ・センターやその他の観光 NGO と連携し，入植地の 拡大に対抗するため，古代遺跡を包蔵する周辺地域をビルゼイト大学，ナジャハ大学等と 協力しトレイル上のスポットとして開発するための調査をしている。サイトには，緑に囲まれたアルタス村の丘陵，その周辺の遺跡やホルトゥス・コンクルスス(Hortus Conclusus)修道院，そしてソロモン・プールと呼ばれるソロモン王が建設し，後にヘロデ王がエルサレムに水を供給するために拡大した巨大貯水池などがある。このような試みを行うことで貧しい地域の開発とイスラエルの入植地建設に対抗できる仕組みを作りたいと考えている。

表 9　アブラハム・パスの活動概要

実施団体名	マサール・イブラヒム・アル・ハリール （Masar Ibrahim Al Khalil）アラビア語で「アブラハムの道」
活動目的・理念	2012 年設立（実際に活動開始は 2007 年）。中東諸国を結ぶロング・トレイルにより国を越えて人と地域をつなぐ。地域の収入向上。
活動地域	事務所：ベツレヘム・ベイト・サホール市。ツアーはベツレヘム，エルサレム，ヘブロン，ラマラ，ジェリコ，ヨルダン渓谷
主な観光客の出身地	アメリカ，イタリア，フランス，ドイツ，日本人も数名あり。
年間受入客数	約 1,100 名

出典：筆者作成

図 21 ソロモン王が建設した古代貯水池「ソロモン・プール」

段になっている部分がヘロデ王による建設部分。

図 22 アルタス村の語源ホルトゥス・コンクルスス（＝閉ざされた楽園）修道院

出典：図 21・図 22 ともに筆者撮影

事例 5：パレスチナ体験型ツーリズム・ネットワーク(NEPTO)　ネットワーク化による連携と競争力の強化[59]

NEPTO（パレスチナ体験型ツーリズム・ネットワーク）は 2010 年に創立され，19 団体が加盟（1 団体は加盟予定）し，パレスチナの各地で合計 51 の体験型ツアーを実施しているネットワーク組織である。活動目的は CBT 商品の開発，パレスチナのポジティブなイメージの創出，通常の観光商品への「パレスチナ・フレーバー」の加味，地方行政（市・村）と連携した街の保全，リーダー育成，観光計画・方針作成支援などが含まれる。主なツアーはハイキング，自転車ツアー，ホームステイ，伝統的建物の修復，夏季体験プログラム，分離壁などの占領の現状を見学するポリティカル・ツアー，伝統・文化保護・地域活性化のフェスティバル実施，オリーブ摘み・植樹があり，女性協同組合の手工芸品展示などのイベントもプログラムに含まれている。活動範囲は北のジェニン県から南のヘブロン県まで各地の有名観光地とこれから開発される観光スポットをカバーしている。各団体の規模や力は小さいが，団体がまとまり，ネットワークとなることにより大きな力を作ることができると考えている。それぞれの団体が技術や経験を共有し，資金とスタッフを活用することで，より大きなマーケットでのプロモーションと競争力の向上を狙っている。またパレス チナにおいてこのように多様な CBT があるということを宣伝することにより，世界

[59] 以下の記述はラエッド・サアデ氏（NEPTO 共同創設者およびロザナ・アソシエーション代表）への聞き取りにもとづくものである（2014 年 2 月 27 日）。

にパレスチナの存在を知ってもらい，パレスチナにおけるCBTのブランド化をしたいと考えている。そしてパレスチナを占領というイメージだけで見るのではなく，美しい自然や素晴らしい文化に触れ，本来のパレスチナの良さについても観光客に知ってもらいたいと思っている。

NEPTOでは加盟団体どうしの連携ができるようコーディネーションを行っている。例えば，シラージ・センターがトレッキング・ツアーで訪問した村で，損壊の危機にある 伝統建築物を見つけた場合，リワーク（表11の13番）やヘブロン再建委員会（HRC: Hebron Rehabilitation Committee，表11の5番）に連絡を取り，村とそれらの団体をつなぎ，団体の活動地域で修復が行われるよう支援をしている。また技術や経験の共有という点においても，ロザナ・アソシエーション（事例3）がビルゼイト市のヘリテージ・ウィークにより培われた経験を活かし，アルタス・フォークロア・センター(Artas Folklore Center，表 11 の 2 番)のレタスフェスティバルや，サバスティヤ文化青年センター（Sabastiya Cultural Youth Center，表11の15番）によるイベントを開催するため，現地の若者にノウハウを共有し，宣伝面でも支援を行うなどの方法をとっている。

政情の変化が多いパレスチナにおいては，内外の民間企業の活動基盤を築くことが困難である。活動が発展したかと思うと，再び政情が不安定になるため，外国企業は引き上げを余儀なくされ，地元業者でさえも長期の投資が難しくなっている。このため，企業は長期的計画を立てることをやめ，パレスチナでのビジネスを行うこと自体がナンセンスだと考えるようになってしまう。パレスチナでは過去に2回のインティファーダがあり，主要な民間企業はすべて引き揚げて行った。自治政府の機能も弱いため，政情が不安定になった時には頼ることができない。その場合，地元に残り住民を支援するのはコミュニティに根差して活動をしている住民主導の市民団体しかない。現在，第二次インティファーダが終了して 10 年近く経つが，政府機能と民間の基盤の脆弱さについてはあまり変わらない状態である。よってCBT活動を効果的に行い，継続していくためには，地元のNGOによるCBT の振興と，住民のリーダーを育て，活躍の場を作っていくことが重要となっている。パレスチナには数千年にわたり巡礼も含めた観光を受け入れてきた歴史がある。イスラエルの占領が始まってからのパレスチナの観光は規模が小さく，発展しても紛争時には数が減るということを繰り返している。しかし観光はそのような中でパレスチナが継続できている数少ない産業のひとつである。このような意味でもパレスチナにおける観光がもつポテンシャルは高い。

表 10　NEPTO の活動概要

実施団体名	パレスチナ体験型ツーリズム・ネットワーク（NEPTO）
活動目的・理念	2010 年設立。観光により人々の生活をサポートし，伝統・文化遺産，環境の保護を行う
活動地域	事務所はメンバーNGO で持ち回り，活動地域は加盟団体が活動する地域となる。
主な観光客の出身地	スカンジナビア諸国，アメリカ，イギリス，ドイツ，フランス，イタリア，スペインなどの欧米諸国。

出典：筆者作成

3. パレスチナにおける占領地の境界と CBT

(1) CBT の目的と活動内容

これまでに述べた各団体の事例から，CBT の目的と活動内容について以下の点が明らかになった。

まず，CBT におけるツアーを通じて「世界地図に載っていない」パレスチナの存在を外国人観光客が知る機会を提供している。また住民が実施する文化イベント等に接するツアープログラムを通じて，現在のパレスチナの置かれている状況について理解を示し，パレスチナ文化の保護・伝承を支持する層を外国人にまで広げ，対外的なパレスチナのイメージを是正・向上しようとする意図が見られる。さらに野山の自然体験ツアーを通じて，さまざまな地域の住民と観光客とが触れ合う機会を生み出し，国・地域を越えたつながりを作ろうとしている。そして複数の小規模な NGO のネットワーク形成を促し，それぞれの地域の振興，住民の収入向上や CBT の競争力の向上を同時に目指している。

以上のような CBT の活動の成果として，パレスチナにおいて孤立させられたコミュニティと外界，および内部で分断された人々の間のつながりを再構築し，失われつつある文化や伝統の保護・共有に対する支持者の拡大を可能にしていること，また CBT が一部ではすでに世界遺産登録のような国際的承認を得ることまでを可能にするツールとなっていることが確認された。

(2) CBT は住民が受ける境界侵食からのインパクトを軽減できるか

上記の 5 つの事例では，境界浸食に対抗する顕著な 2 つの効果，つまり「観光によるスケール・ジャンプ」および「分断された空間の再構築」が観察された。

(a) 観光によるスケール・ジャンプ

山﨑(2013)は，地理的スケール（空間的広がり）にはローカル／ナショナル／グローバルのレベルがあり，それぞれのレベルで政治が展開するとしたテイラーの研究(テイラー,1991;1992)に依拠しつつ，国家の覇権性，国家間の権力関係を所与とすることなく，ローカルな政治現象であってもグローバルな政治経済的変動が可能であるとしている。さらには一つの地理的スケールで行われている政治的要求や権力がナショナルやグローバルといった別のスケールに拡張し，飛び越えるスケール・ジャンプが，政治権力を行使する中心的手段となることも指摘している。本論文の中ではこのようなスケール・ジャンプの例を，バッティール村の事例に見ることができた。

バッティール村は分離壁建設による村の分断の危機を回避するため，伝統的灌漑農法が行われる段々畑の周辺一帯をエコミュージアムに設定し，観光客にその遺産的価値について伝えるとともに，その地域を世界遺産および危機遺産として登録した。これによりバッティール村というパレスチナのローカル・スケールで展開されていた活動が，世界遺産登録を通じてグローバル・スケールにおける世界共通の問題へと拡大・展開する機会を獲得した。また，世界にパレスチナの存在と分離壁建設の危機について知らしめると同時に，国際レベルの遺産価値の承認と遺産破壊に対する国際的監視機能の取り付けに成功したのである。これはCBTが，ナショナル・スケール（つまり，イスラエルによる占領や独立国家でないという状態）におけるデッドロック（つまり，分離壁の建設をパレスチナ内では阻止できないという状況）をグローバル・スケールに持ち込むことで打破したことを示している。しかし世界遺産登録において中心的役割を担ったバッティール村の村長は，世界遺産登録により，バッティール村の問題が国際的な場で語られるようになったが，それだけでは遺産破壊の危機を免れたとはいえないと言っている。そして，今後危機遺産の指定から脱却し，「分離壁建設から遺産を守るためには，継続して観光客を連れてくることが極めて重要」であると発言している。これは，世界遺産登録により取り付けた遺産保護の監視機能は，観光客が来訪し続けなければ維持・継続されないことを意味し，また同時にそれをやり続ける意志が村にあることを示している。

バッティール村の例は，国家ステータスや武力を持たず，政治・経済におけるあらゆる条件が著しく制限されている占領地のパレスチナにおいて，CBT が境界浸食への対抗手段

として機能しうることを証明している。その背景にはCBTと世界遺産登録を結びつけたバッティール村住民の努力の蓄積と独創性があったことは言うまでもない。

(b) 分断された空間の再構築

パレスチナにおいてはヒト・モノ・カネの流れを阻害する物理的・制度的な境界の存在により，社会と経済の発展が恒常的に妨げられている。しかし本論文で取り上げた事例においては，CBTを通じて外部から観光客を呼び込むことでコミュニティと観光客をつなぎ，そして観光活動を行うことで国境を越えたつながり，また団体どうしをつなぐネットワークを形成する事例が見られた。これによりCBTが，境界浸食による生活の場や社会空間の切断に対抗し，切断されたコミュニティや人のつながりを再構築し，境界を越境するオルタナティブな空間を形成する手段となりうることが分かった。

そしてこのような観光活動（ツアーガイド，ドライバー，土産物屋，レストラン，ホームステイなどによる観光客の受け入れ）が頻繁に行われれば，人や組織をつなぐオルタナティブな空間が日常化され，さらにコミュニティや団体をつなぐ人のネットワークについても常態化されることから，境界そのものを形骸化させ，長期的には境界の存在を無意味化する可能性さえも有していると言えるのではないだろうか。これはCBTが従来から目的としてきた地域の経済振興や活性化といった範囲を越え，パレスチナにおいては分断された空間を再構築する役割を持ち，ひいては物理的・制度的境界を形骸化する可能性さえも持ちうることを示唆している。

(3) どのような活動内容が効果的であるか

では境界浸食に対抗するには，どのような活動が効果的なのだろうか。上記のスケール・ジャンプや分断された空間の（再）構築の例に共通するのは，パレスチナの内外を行き来でき，その場に利害関係を持たず，地域の現状を外部（国際的）に伝えることができる外国人観光客，すなわち国際的監視機能として動くことができる第三者の存在である。

今回扱った事例には含まれていないが，調査で見られたNEPTO団体の活動にも第三者の存在が境界浸食に対抗する顕著な役割を果たしている例がいくつか見られた。ジョイント・アドボカシー・イニシアチブ（JAI: Joint Advocacy Initiative，表11の9番）とATG（事例1）が毎年10月と2月にそれぞれ10日間ずつ実施するツアーは，C地区や入植地付近のパレスチナ人が所有する農地で，外国人観光客がパレスチナ人に同行し，オリーブ

採取（10 月）と引き抜かれたオリーブ樹の跡に植樹（2 月）を代りに行うことを観光事業とする一方，パレスチナ人の農民をイスラエル兵士や民間セキュリティーガードからの狙撃，入植者からの阻害・暴行行為から保護することを目的としている(Reynolds, 2014)。

もう一つはヘブロン再建センター（Hebron Rehabilitation Committee: HRC 表 11 の 5 番）の例である。ヘブロン市イブラヒム・モスク前の旧市街は，イスラエル軍による住民の強制立ち退きが進み，現在ではゴーストタウン化している。空き家になった家屋に住み込んだ入植者が軍を伴い，立ち退き要求に屈せず生活を続けているパレスチナ人家族に対して物品の破壊や暴力行為を行っているとされる。このため HRC はチェコ共和国から HRC で勤務している外国人スタッフ（ゾビネック・ウォジコウスキ氏）を，入植者からの破壊行為といやがらせに対し，旧市街で孤立しながらも闘っているムハンマド・クネイビ氏（Mohammad Qneibi）の住居に間借りさせ 24 時間の監視をさせている。一方，クネイビ氏はヘブロンに来訪する外国人観光客を宿泊やお茶に招き，状況を説明するガイド役をウォジコウスキ氏に担わせ，クネイビ氏が継続して居住するための支援をしている。英語が達者でないクネイビ氏を，アラビア語が堪能なウォジコウスキ氏が，観光客とのコミュニケーションを支援している。[60]

クネイビ氏の自宅は，入植者からの嫌がらせにより玄関のドアを外側から開かないように溶接されたり，ガラスが壊されたりする被害を日々受けている。周辺の住民は入植者からの暴力と嫌がらせから，立ち退いてしまったが，クネイビ氏は自宅と土地の権利書を持っているため，入植者は立ち退きを強制することができない。入植者たちはクネイビ氏の自宅を取り囲むように，隣接する家屋に移り住み，日々嫌がらせを行っていた。入植者からの暴力行為はエスカレートし，2011 年のある日自宅の中庭に大量の爆竹が投げ込まれ，その場にいて妊娠していた妻は，爆竹の爆発音からショックを受け，流産してしまった。妻は臨月であった。入植者たちは，クネイビ氏の自宅を見下ろすことができる隣の家屋に住んでおり,クネイビ氏の妻が中庭にいたところを狙ったのだろうと,クネイビ氏は言う。入植者たちは，身を守るためにイスラエル軍を警備につけており，クネイビ氏の自宅は軍の詰め所からも見下ろされる位置にある。以来，妻と子どもたちは，旧市街から離れた妻の両親の家に移り，クネイビ氏だけが旧市街の自宅に住んでいる。このような状態であるため,HRC が外国人スタッフを自宅の空き室に間借りさせている。HRC の紹介で外国人観光

[60] ムハンマド・クネイビ氏および HRC ゾビネック・ウオジコウスキ氏からの聞き取り，2014 年 7 月 16 日。

客が来るようになり，ウォジコウスキ氏が通訳をやってくれるので，観光客と会話をしてヘブロンの状況を知ってもらうことできのは，非常にうれしい。家族も外国人観光客との出会いを楽しんでいる。外国人がきている間は入植者も攻撃をしてこないので，助かっている。また帰国してもフェイスブックなどで連絡を取り合えるのでそれもうれしいとクネイビ氏は語った[61]。

追記：ウォジコウスキ氏によれば，ウォジコウスキ氏が，滞在していた 2012 年，2014 年，2015 年の 3 年間には約 100 人ほどの外国人観光客が宿泊し，長い場合は数か月滞在した観光客もいたと言う。ウォジコウスキ氏は，一人だけではなく多くの外国人観光客が，クネイビ家を訪問していたことは，入植者の暴力を軽減するサポートとなっていたのではないか，少なくともクネイビ家に「希望」を与え，心の支えとなっていただろうと語る[62]。

図 23　クネイビ氏の自宅に間借りするチェコ人ウォジコウスキ氏

出典：筆者撮影

入植者による暴力行為については，前述のようにパレスチナ全体で増加傾向にあると言われている。ヘブロン旧市街においては 9 割以上の住民はすでに立ち退きをしている。そ

[61] ムハンマド・クネイビ氏および HRC ゾビネック・ウオジコウスキ氏への聞き取り，2014 年 7 月 16 日。
[62] ゾビネック・ウオジコウスキ氏への聞き取り，2020 年 6 月 5 日。

のような中，JAI は，オリーブ植樹・収穫ツアーを 11 年間続け，毎年の参加者は 100 名ほどになっている。HRC についてはツアー活動を始めたばかりであるため，両者の活動の効果は極めて小規模である。しかしこれらの活動は攻撃や境界浸食があることが分かっているポイントに意識的にプログラムを組み，外国人観光客を連れてくることで，暴力行為に対する抑止力を発揮させている例であると言える。

また，観光客を特定の観光スポットのみに案内するだけではなく，バッティール村のエコミュージアムのように，中心となる遺跡とサテライトとして位置づけられる地域内の遺跡とをトレイルでつなぎ，スポットから別のスポットへ観光客を移動して回らせる活動もまた境界浸食への抑止効果を高める手法だと言える。

なお，JAI が 2008 年から 2014 年の間にオリーブ採取・植樹ツアーに参加し連絡可能であった 498 名（有効回答 164 名）を対象に行った調査によれば，参加者の 96.3%がツアーの経験が「非常に良かった／良かった」と回答し，そのうち 7〜8 割が帰国後 6 か月以内に，パレスチナ問題に関する何らかのアドボカシー活動を自国で始めたと回答している(Reynolds 2014)。外国人観光客が帰国後もパレスチナに対する支援の気持ちを持ち続け，それによりパレスチナの状況ついての監視的役割を担う者がでてきていることが分かる。

パレスチナで分離壁反対の抗議デモを毎週金曜日，外国人記者や観光客，NGO 支援者 を集め行っていることで知られるラマラ県ビル・イン村を調査した，イスラエル人研究者 ベルハッサン(Bellhassen)らは，ビル・イン村に外国人が来訪し活動が「観光化」したことが，分離壁の建設ルートがイスラエル側に数キロ押し戻される判決を導くことに貢献したと述べている。特に外国人の定期的な来訪により，イスラエル軍からのデモに対する攻撃がパレスチナ人のみの時よりも緩和され[63]，外国人が占領のパレスチナ住民への抑圧や暴力に対する生き証人となることなどに注目し，外国人記者を含む，訪問者の「観光化」がパレスチナ住民の闘争における成功と関係していること，そしてそれが政治活動における観光の役割について新しい視点を提示していると説いている(Belhassen, Uriely, & Assor 2014)。

本論文の CBT の各事例においてもパレスチナの現状を観光を通じて体験し，それらについて自国に持ち帰り流布すること，そして彼らが帰国後もパレスチナの状況を監視し続け

[63] パレスチナにおいて分離壁に反対抗議デモはビル・イン村のみではなくパレスチナ各地で行われている。 外国人がいることで軍の攻撃が緩和されると言っても，死者・負傷者が発生しており，身体に致命的な攻撃を受けないという意味ではない。

ることは，軍事力や政治力を持たないパレスチナにとって利点となることが明らかになった。ビル・イン村の例においては，抗議デモにおける政治力の増強として外国人観光客の存在が指摘されているが，デモにおいては意図しない結果とはいえ，負傷者が発生している。しかしCBTをツールとすればより非暴力でかつ，観光という楽しみながらできる体験を通して，多様な地域振興型の対抗（対応）方法を展開することが可能となる。これは占領が固定化・制度化され，パレスチナ人の人権が日々侵害されている現状に対して一つの突破口を作る手段としてもCBTが重要な役割を持ちうることを示唆している。このような住民主導型の対抗方法がパレスチナのCBTに見出されていることは，今後の観光と平和創出の研究において有効な視座を提起するものと言えるだろう。

表 11　NEPTO加盟団体・設立年・ツアーリスト（調査時）

	団体名	設立	場所	県	ツアー・メニュー	ツアータイプ
1	オルタナティブ・ツーリズム・グループ Alternative Tourism Group	1995	ベイト・サホール	ベツレヘム	キリスト聖誕トレイル	ハイキング・バイキング
					日帰りツアー各種（旧市街・入植地等）	出会いと探検
					巡礼による転換・ツアー ″Come and See″	出会いと探検
					パレスチナファミリーとのホームステイ	人々と連帯
					オリーブ摘みとオリーブ植樹	人々と連帯
					連帯ツアー（各種）	人々と連帯
2	アルタス・フォークロア・センター Artas Folklore Center	1993	アルタス	ベツレヘム	アルタス村レタスフェスティバル	フェスティバル
3	環境教育センター Environmental Education Center	1986	ベイト・ジャラ	ベツレヘム	自然トレイル・ツアー	ハイキング・バイキング
					オリーブ収穫フェスティバル	フェスティバル
					スプリング・フェスティバル	フェスティバル
					自然史博物館と植物園ツアー	環境とワイルドライフ
					野鳥保護モニタリングツアー	環境とワイルドライフ
4	ハンダラ文化センター Hanthalah Cultural Center	1999	サッファ	ラマラ	サッファ村芸術・文化フェスティバル	フェスティバル
5	ヘブロン再建センター Hebron Rehabilitation Committee	1996	ヘブロン	ヘブロン	ヘブロン旧市街探検と宿泊	人々と連帯
					ぶどうフェスティバル	フェスティバル
6	ヘブロン - フランス文化交流協会 Hebron-France Association for Cultural Exchange	1997	ヘブロン	ヘブロン	ヘブロンと周辺地域ツアー	出会いと探検
					ヘブロンツアーファミリー・ホームステイ	人々と連帯
					ヘブロン「伝統と観光」フェスティバル	フェスティバル
7		1996	ベツレヘム	ベツレヘム	ベツレヘム夏ボランティア・ホームステイ	人々と連帯

	ホーリーランド・トラストHoly Land Trust				崩壊家屋修復・再建サマーキャンプ	人々と連帯
					パレスチナサマー・ロングステイ	人々と連帯
					オリーブ摘みとグルメツアー	人々と連帯
8	エルサレム・ツーリズム・クラスター Jerusalem Tourism Cluster	2010	東エルサレム	エルサレム	エルサレム旧市街ツアー	（未定）
9	ジョイント・アドボカシー・イニシアティブ Joint Advocacy Initiative	2001	ベイト・サホール	ベツレヘム	羊飼いの夜フェスティバル	フェスティバル
10 ▲	パレスチナ文化交流協会 Palestinian Association for Cultural Exchange	1996	ラマラ	ラマラ	ガイド付きパレスチナ探検ツアー	出会いと探検
					伝統的アート・手工芸品展示会	手工芸品・地元製品
11	パレスチナ・フェアトレード協会 Palestinian Fair Trade Association	2004	ジェニン	ジェニン	パレスチナ・フェアトレード協会	手工芸品・地元製品
12	パレスチナ野生生物ソサエティ Palestine Wildlife Society	1999	ベイト・サホール	ベツレヘム	ファクース瓜・フェスティバル	フェスティバル
					エコツーリズムプログラム	環境とワイルドライフ
13	リワーク・建築保存センターRiwaq-Center for Architectural Conservation	1991	アルビーレ	ラマラ	ラマラ丘陵地トレイル・ツアー	出会いと探検
					リウォーク２年祭（旧市街修復際）	フェスティバル
14	ロザナ・アソシエーション Rozana Association	2007	ビルゼイト	ラマラ	スーフィー・トレイル・ツアー	出会いと探検
					ビレッジ・トレイル・ツアー	出会いと探検
					ビルゼイト・ヘリテージ・ウィーク	フェスティバル
					マフトゥール（クスクス）・フェスティバル	フェスティバル
15	サバスティヤ・文化青年センター Sabastiya Cultural Youth Center	2011	サバスティヤ	ナブルス	サバスティヤ伝統と観光フェスティバル	フェスティバル
16	シラージ聖地研究センター Siraj Center for Holy Land Studies	2005	ベイト・サホール	ベツレヘム	自転車ツアー	ハイキング・バイキング
					エルサレム自然ツアー	ハイキング・バイキング
					アブラハムの道ツアー	ハイキング・バイキング
					キリスト聖誕トレイル	ハイキング・バイキング
					カルチャー&ポリティカル・ツアー	出会いと探検
					ファミリー・ホームステイ	人々と連帯
					オリーブ摘みとオリーブ植樹	人々と連帯
					パレスチナ夏祭りツアー	人々と連帯
					羊飼いの夜フェスティバル	フェスティバル
17	スンブラ Sunbula	1996	東エルサレム	エルサレム	フェアトレード手工芸品出店	手工芸品・地元製品

18	アブラハム・パス Abraham Path	2012	ベイト・サホール	ベツレヘム	アブラハム・ロングトレイル	ハイキング・バイキング
19 ▲	バッティール・ランドスケープ・エコミュージアム Battir Landscape Ecomuseum （加盟予定）	2011	バッティール	ベツレヘム	エコミュージアム・トレイル	文化遺産トレイル

出典：NEPTO 観光プログラム・カタログより筆者作成

注：▲印のバッティール・ランドスケープ・エコミュージアムと，パレスチナ文化交流協会の 2 団体は 2020 年 6 月時点で，資金と後継者の問題から活動を停止している。（詳細は序章 6 節 3 項「調査対象」を参照。）

第 4 章　観光を通じた平和創出[64]の可能性　パレスチナにおける日本人現地体験ツアー参加者の調査から

第 3 章では，CBT はローカルからインターナショナルへのスケール・ジャンプや分断された空間の再構築をするという側面があることから，CBT をツールとすれば，パレスチナ住民が受ける境界侵食からのインパクトを軽減し，非暴力でかつ，観光という楽しみながらできる体験を通して，多様な地域振興型の対抗（対応）方法を展開することが可能になりうるという視座を提示した。

第 4 章では，実際にパレスチナ観光に参加した日本人観光客を対象に調査を行い，これにより，まずはじめに観光客にパレスチナに対する意識の変化は見られるのか，次に観光客が紛争地域を訪れることでその地域に平和や安定をもたらすことにつながるのか，という点について検証することを目的にしている。

1. 調査の背景・目的・方法

観光に関わる平和研究の分野では，紛争地において観光を行う事が平和と公正を獲得するためのツールとなる可能性が提起され，その動向が注目されている。本研究は，このような観光に関わる平和研究の分野の新しい問題提起に基づき，既往研究例の少ないパレスチナのオルタナティブ・ツーリズムに焦点を当て，実際にパレスチナ観光に参加した観光客を対象に調査を行った。これにより第 1 に観光客のパレスチナに対する意識の変化が見られるのか，第 2 に観光客が紛争地域を訪れることで，その地域に平和や安定をもたらすことにつながるのかという点について検証することを目的としている。

調査データは，パレスチナ暫定自治政府の青年スポーツ庁（Ministry of Youth and Sports）により 2013 年 11 月 11 日から 15 日にかけてヨルダン川西岸地区（以下，西岸地区）で実施された「パレスチナ・ユース・ウィーク」に参加した日本人参加者を対象に，筆者による参与観察およびアンケート調査（無記名，年齢，性別，職業，回答は選択型，意見感想は自由記述式フォーム）を実施した。そして上記アンケート回答者を対象に，帰国約 1 年後にあたる 2014 年 11 月 20 日から 12 月 10 日に行った追跡アンケート「帰国（1

[64] オリジナルの論文タイトルは「平和構築」であったが，序章において用語の使用を整理し，本論文では，より正確にパレスチナの CBT 活動の状況を記述するため，「平和創出」に用語を変更・統一した。

年）後におけるパレスチナへの関心・関わり」（回答者は 19 名のうち 12 名：男性 4 名・女性 8 名）から得られたデータの 2 種類を使用した。

ユース・ウィーク旅程については「表 12　パレスチナ・ユース・ウィーク・プログラム旅程」を参照。アンケートの質問項目は「資料 1 パレスチナ・ユース・ウィークに関する参加者アンケート」を参照。帰国 1 年後の追跡アンケート質問項目は「資料 2 パレスチナ訪問と帰国後の支援意識に関するアンケート」 を参照。

2. ツアー客回答に見られるパレスチナ観光体験の特徴

まず，パレスチナ・ユース・ウィークの概要は以下のとおりである。2012 年に開始されたこのイベントは，パレスチナ青年スポーツを管轄する高等青年評議会が海外のパレスチナ支援者・理解者を増やす目的で毎年 11 月 11 日から 15 日まで開催するとして開始された。各国の若者を中心とした参加者を対象にパレスチナの現状を知るための各地訪問や文化イベントが組まれており，パレスチナまでの旅費は参加者が支払うが，パレスチナ内の宿泊・交通・食事は主催者がカバーする形態となっている。2013 年 11 月の開催時は，日本以外ではエジプト，ヨルダン，北アフリカ諸国，アイルランド，スペイン，スリランカ，北欧諸国等から合計約 200 名が参加した。この中で，日本からは国別では最も多い 23 名が参加し，その中には東京にある駐日パレスチナ常駐総代表部からのパレスチナ人スタッフ 1 名，および参与観察目的で参加した筆者が含まれている。個人旅行者として 20 人以上の日本人がパレスチナのみを訪問することは注目され[65]，パレスチナの新聞でも報道された（図 27 ツアー参加者写真参照）。

上記の日本人客に筆者が実施した「パレスチナ・ユース・ウィークに関する参加者アンケート」（回答数 19 名：20 代から 70 代までの男性 10 名・女性 9 名）において，パレスチナ訪問前のパレスチナのイメージについて尋ねた質問に対しては，紛争の地：17 人（89.5%），世界三大一神教の聖地：11 人（57.9%），古代文明の地：4 人（ 21.1%），砂漠の世界：3 人（15.8%），その他：4 人（21.1%）という回答が得られた（複数回答可）。

[65] パレスチナに訪問する日本人観光客の統計は「その他の国々」のカテゴリーにまとめられているため，具体的な数字は存在しない。またパレスチナには国境管理と空港施設がないため，観光客の出入りはイスラエル経由となる。このためイスラエルを訪問する日本人観光客数から，その 6 割から 7 割がベツレヘムを含む西岸地区を訪問していると推定されている（ファトヒ・ファラシーン，パレスチナ中央統計局観光統計局長への聞き取りから）。なおイスラエル中央統計局の国別外客数統計によれば，2015 年にイスラエルを訪れた日本人観光客は約 2 万 1 千人であったとされる（イスラエル中央統計局 CBS 2015）。

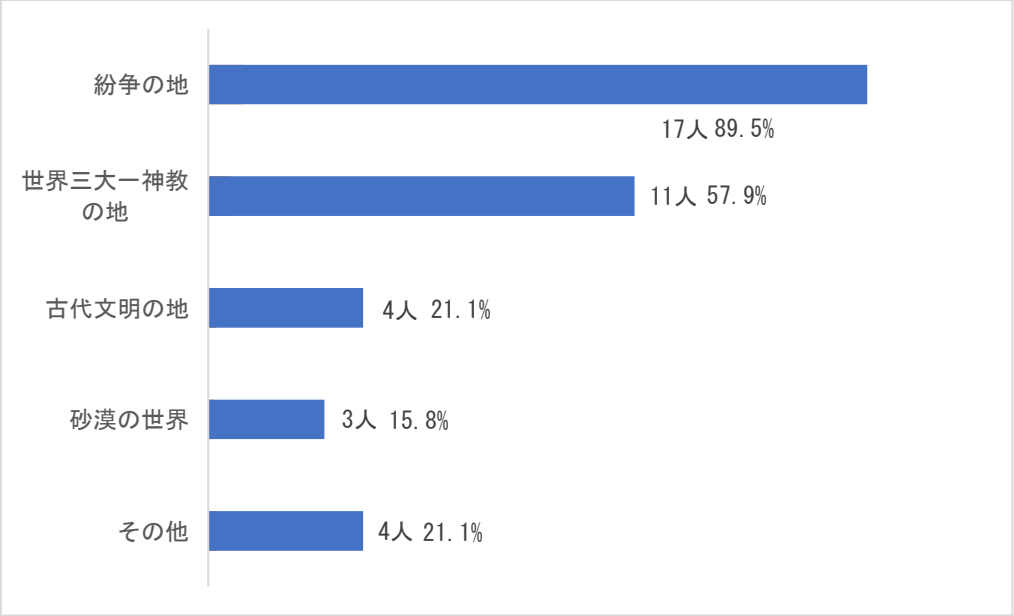

図 24 訪問前のパレスチナについてのイメージ(n=19)

出典：筆者作成

このうち，訪問後にパレスチナのイメージが変わったと答えた回答者の自由記入には以下のような内容が見られた。

- 何よりも驚いたのは，パレスチナ人が非常に親切であるという事です。実際に彼らと接してみてテロを起こすような人々ではないと感じました。訪問前は，アラブ人は過激であるというイメージが強かったのですが，決してそうではありませんでした（女性 20 代）。
- 思ったよりもきれいで食事もおいしく，何より親切で温かい人たちが多かった（女性 50 代）。
- パレスチナ人の温かさ，人情味を感じた。街も予想していた以上にきれいだった。車も整備されていたのは意外（男性 50 代）。

そして訪問で最も良かった点については，「触れ合った人々から温かいもてなしや親切な対応を受けたこと」16 人（84.2%），「パレスチナの現状を知ることができた」11 人（57.9%），「宗教的に重要なサイトを訪問することができた」5 人（26.3%），「砂漠・オアシス等の独特な自然風景を見る事ができた」3 人（15.8%），「食事がおいしかった」3 人（15.8%），「様々な時代の遺跡を訪問できた」2 人（10.5%）であった（複数回答）。

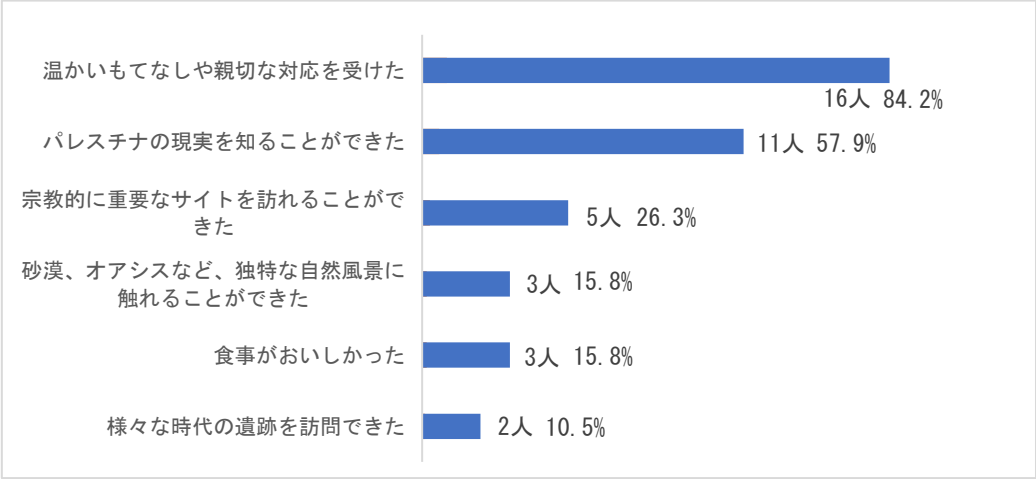

図 25 パレスチナ訪問で最もよかった経験（n=19）

出典：筆者作成

また帰国 1 年後の 2014 年 11 月に実施した追跡調査（回答数 12 名）では，訪問後「パレスチナに関心を持つようになった」10 人（83.3%），「パレスチナ関係のニュース・情報を集めるようになった」9 人（75.0%），「パレスチナ関係のイベント・活動に参加するようになった」8 人(66.7%),また「自分でパレスチナ支援のための活動を開始した」5 人(41.7%)という回答が得られた。

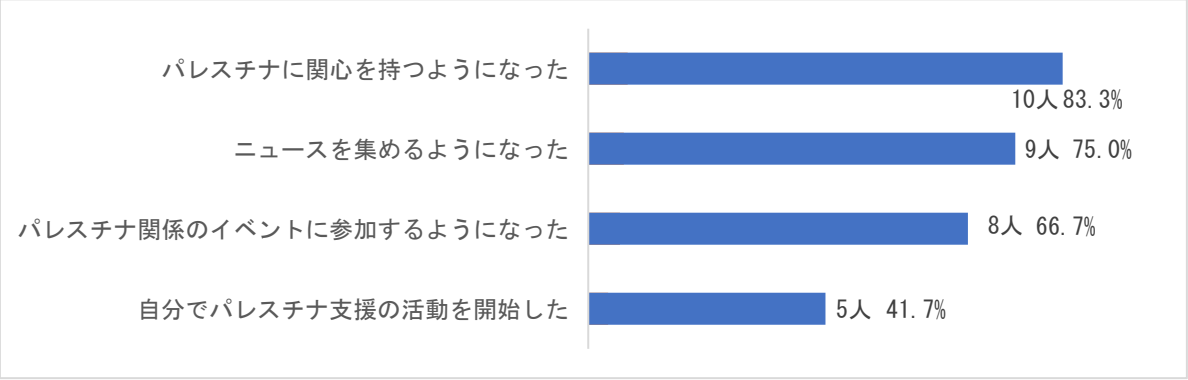

図 26　帰国（１年）後におけるパレスチナへの関心・関わり（n=12）

出典：筆者作成

そして 1 年が経過した後でも継続してパレスチナを支援したいと思わせる，現地での経験については以下のような回答が見られた。

・ マラソン大会で迷子になった際，現地のパレスチナ人が案内してくれて，最終的にゴールまでタクシーで乗せてくれた。お金を払おうとしたが，受け取らなかった。また，路上でパンを焼いている人をバスから眺めていたら，売り物にもかかわらずプレゼントしてくれた。今まで 10 ヵ国ほど旅をしたことがあるが，パレスチナ人は最も親切な人々であると感じた。彼らはイスラエルの支配を望んでいないため，独立の支援をしたいとは思っているが，具体的に行動できていないのが実情である（男性 20 代）。
・ 素朴で人を歓迎し受け入れようとする素質を感じた。厳しい生活環境でも強さと誇りを持って生きている人々に出会った。ジェリコの郵便局で働いている男性は，上司の意地悪にめげずに，丁寧に親切に対応してくれたことが忘れられない。町によって雰囲気は違うが，基本的に嫌な思いをしたことがない。子どもたちは人懐っこく，たくましい。東エルサレムの難民キャンプからの帰りに，バスにパスポートを落としたが，知人を通して私の手元にパスポートが戻ってきた時に，人との繋がりを大事にしている人たちなのではないかと感じた（女性 20 代）。

全体のうち，訪問前からパレスチナ支援の活動を行っていたのは 6 名の回答者であり，このうち以前から活動していたが訪問を機に新しいパレスチナ支援の活動を始めたのは 3 名であり，以前のかかわりがなく支援活動を開始したのは 1 名であった。新たに開始されたパレスチナ関係の活動例は「パレスチナ料理やシンポジウム」，「パレスチナ刺繍の帯をパレスチナからオーダー」，「旅のお話会やパレスチナフェスティバルへの出演，ピース写真展等」，「アニメの企画」また「パレスチナに捧げる音楽 CD 制作」であった。そして「またパレスチナを訪問したい」12 名（100%），「家族や知人にパレスチナ訪問を勧める」11 名（91.7%）という回答を得た。

図 27 ツアー4 日目にアッバース大統領(中央)に招かれた日本人参加者

出典： 2013 年 11 月 15 日付 Al Hayat El Jadeda 紙（筆者：前列右から 2 番目）

アンケート全体を通して，ツアーに参加したことでパレスチナについてポジティブな印象を持ち，占領下に置かれているパレスチナの状況に対する支援の気持ちが芽生えていることが観察できる。しかし，ツアー実施・運営については，全員の参加者がプログラムのタイムマネージメント，事前の説明不足，ツアー目的の説明の欠如，直前のスケジュール変更，ほかの国からの参加者との交流の場の欠如，プログラムとプログラムの間の待ち時間が長すぎる，ホテルが騒がしい，等の点について改善が必要だとコメントしている。

3. ツアーによる効果

(1) ネガティブなイメージの払しょく

まず，本ツアーの実施目的はパレスチナの現状についての正確な理解を促し，支援者層を増やすことを促進するアドボカシーである。また来訪により，それまで持っていたパレスチナに対するイメージを改め，現実に即した状況の認識を促すことである。パレスチナについてはテロや戦争の報道から危険であるというイメージが強く，観光客向けに発信される渡航情報は,渡航への注意の喚起,または渡航の回避を促すものが大半を占めており，観光資源についての情報は皆無と言って良い。また第 2 章 3 節で触れた，観光市場の大半を占めるイスラエル業者からの意図的な妨害や，パレスチナ人に対する歪曲した情報を観光客に伝えるガイドの言動等も報告されている（飛奈，2008）。

今回の調査結果に見られたように観光客は，実際に来訪した体験を通してパレスチナの状況を把握し,小規模かつ地道な方法ではあるがイメージの転換をしていることがわかる。

訪問前は「アラブ人は過激であるというイメージが強かった」けれども「実際に彼らと接してみてテロを起こすような人々ではないと感じた」と言う回答は，観光客が訪問前に持っていたパレスチナについてのイメージを大きく変え，実際の状況に即した認識をするようになったことを示唆している。これは前出の Isaac（2014）が述べたように，責任ある観光客により,紛争地域におけるモラル的規範や住民の存続等についての問いが提起され,観光体験に基づいた現地の正確な状況について知識の生産が行われる事に該当していると言える。

（2）観光を通じた平和の担い手の創出

今回の調査結果では，日本人ツアー参加者がパレスチナからの帰国後，現地で見聞した情報を語るのみにとどまらず，NGO や独自の活動を通じてパレスチナ支援を開始するケースが見られている。無論，訪問先の体験に感化された観光客が帰国後，自主的になんらかの社会貢献活動を興す事例はパレスチナ観光に限定されたことではない。例えばエコツアーに参加した後，環境問題について意識を持った観光客が環境問題を考えるための活動やエコショップ等の事業を自国で開始したという例は数多くあるだろう。しかし，パレスチナの場合には，軍事占領が半世紀近く続いており，国家が成立できない状態に置かれている。そのような状態であることについて，通常のメディアでは限定的な報道しかしておらず，あらゆる情報が抑制されている環境にあるため，現地体験を心に刻んだ観光客が媒体となり，支援活動をパレスチナの外で興すこと，そしてその一連の活動をコミュニティによる自主的な観光活動により展開し続ける事ができることはパレスチナの自立にとって重要な意義を持っていると言える。

またパレスチナのツアー主催者は，パレスチナのみでなくイスラエルについても見学することを奨励することが多い。その両方を見学することで，両者にとって公正な見解を観光客が見出してくれれば良いという考えである。そして日本人観光客の中にもパレスチナのみではなくイスラエルの状況も見た上で自分の判断をしたいと言う発言が見られている。これは観光客が両者に対して公正に観察をしようとする意識を持ち，このためより正確に現実に即した状況の把握を望んでいることを示している。

4. 観光プログラムに求められる「公正さ」

本章で行った研究は，観光に関わる平和研究の最新動向，すなわち当該地域における規範を問い，コミュニティが安定して存続するための環境ついて研究を行う必要があるという問題提起を受け，パレスチナを訪れる外国人観光客の役割を考察したものである。Isaac（2014：97）は，平和構築の担い手は紛争当事者の二者だけではなく，観光客もその役割を担うことが可能であると説いている。本研究ではパレスチナにおいて行われたツアー参加者の調査から，サンプル数は少数であるが，実際に観光で紛争地域を訪れることにより，「観光体験に基づいた現地の正確な状況についての知識の生産」が行われていることが明らかになった。続いて，観光客が自国で家族や知人にパレスチナにおける実体験を語り，帰国後に支援活動を開始する姿が観察された。このような例は，数としては非常に小規模で限定的であるが，帰国後においても現地の状況に理解を示し支援的な活動の担い手となる，つまり「責任ある観光客」として，観光により地域社会に貢献する役割を，自発的に担う観光客が出始めているものと読み取ることができる。

こうした一連の流れは紛争の当事者だけではなく，観光客という第三者が平和創出の担い手として関わるという，観光客による「公正な平和」の創出に新たな視点を加えることを可能にしていると言えるだろう。これまではこうした視点に立っての実証的研究は非常に少なかったが，本研究のような観光客の意識や役割についての研究をさらに深めることで，現在占領が継続しているパレスチナ，またその他の紛争地域において，地域住民の生活や社会的状況を改善することに対する観光のもつ可能性について広く考察することが可能になると考えられる。

先行研究で引用した Blanchard & Higgins-Desbiolles（2013：3)は，平和研究の父ヨハン・ガルトゥングにより触発された研究の流れを受け，「公正な平和」が実現される環境とは，紛争のない状態（＝消極的平和）ではなく，観光客を受け入れる地域の住民にとって，多様な形態の暴力とそれらを生み出す社会的構造が存在しない状態（＝積極的平和）であると指摘している。ここで言う「公正な平和」を実現するために観光はどのような役割を果たすことができるのだろうか。本研究で行ったインタビュー調査では，地域主導型の観光活動を行っている NGO の代表者から，「観光客にはパレスチナだけでなくイスラエルも含めた両者の姿を見てもらいたい」という回答が得られた。そして観光客の方も直接訪問し両者の状況を理解すること望み，実際にそうしていることがわかった。つまり，旅程の中にパレスチナ側だけでなくイスラエルを含めた両者の状況がわかるプログラムとすることにまず公正さが求められているのである。そして，そのようなプログラムから得ら

れた体験について観光客が自国に帰り伝える情報の内容や方法にも「公正さ」が求められていることは言うまでもない。

パレスチナの住民は，これまでの歴史の中で大きな政治変革や紛争を幾度となく経験している。特に 20 世紀に入ってからはイスラエル国家建設や列強植民地主義による領土・利権争いの狭間で，自分たちの意思とは関係なく動く政治情勢の影響を受けてきた（Kassis & Solomon 2013）。このような状況において観光はコミュニティの住民が主体的にパレスチナ発の情報を世界に向けて発信できる数少ないツールであり，住民が観光を行っていくことが，地元の人々のニーズを外に伝え，住民にとっての「公正さ」を検討する場を提供することになっていると言える。その中で，外国人観光客が紛争地域におけるモラル的規範や住民の存続等についての問い，現地の正確な状況について知識の生産を行う事は，「公正な平和」の実現のため，観光客が果たす役割における中核部分をなしているのである。

なお今回の調査は試験的な側面もあるため，一部の責任ある観光客の行動や帰国後の状況を除いて，その後の活動の広がりや現地への影響等については調べることができなかった。そして今回の調査対象となったツアーはモニターツアー的側面もあるため，観光客についてはもとよりパレスチナを支援する意識が強いということも考えられる。今後はこのような影響を抑えた環境で対象を選定する等の工夫をし，現地住民と帰国後の観光客とのつながり等も含め，責任ある観光の具体的な展開状況を調査する等の課題が残されている。

表 12 パレスチナ・ユース・ウィーク・プログラム旅程

11 月 10 日（日）	日本→アンマン・ヨルダン→キング・フセイン橋からパレスチナ車両でピックアップ→ラマラ氏のホテルへ到着
11 月 11 日（月）	アルビーレ市 Josef Plater スタジアムにて殉教者ヤセル・アラファト命日記念シンポジウム・ムービー鑑賞，昼食，アラファト廟訪問，キャンドルライトセレモニーへ参加後，ホテルへ戻り夕食
11 月 12 日（火）	マフムード・ダルウィーシュ博物館見学，Tawfig Abu Wael 氏作成ドキュメンタリー映画鑑賞，昼食，ジェリコへ移動後，ベドウィンによる民族音楽の夕べと夕食，ベドウィンの人々と交流

11 月 13 日（水）	「沈黙の輪」デモンストレーション（自由参加），オプショナル：①ジェリコでのボランティア活動，②ナブルス孤児院（イスラエルにより親が収監されている孤児）訪問，ホテルへ戻り夕食
11 月 14 日（木）	エルサレム・マラソン参加（ラマラ中心部からエルサレム県までの約 10 キロ），昼食，ラマラ文化パレスにて民族ダンスを含む終了式，アッバース大統領との謁見，オフィシャルディナー参加
11 月 15 日（金）	午前中自由行動，午後からビル・イン村分離壁抗議デモ見学（希望者のみバスから降りてデモを見学），日本参加者のみジェリコへ移動しジェリコ市内見学・軽食
11 月 16 日（土）	帰国

出典：「パレスチナ・ユース・ウィーク・プログラム」より筆者和訳・加筆

日本人参加者も外国からの参加者においても，「両者の意見を聞きたい」という希望により，上記のプログラム以外にイスラエルの入植地訪問を行い，個人でテルアビブなどを訪問した者が見られた。

第 5 章　観光と平和：コミュニティ・ベースド・ツーリズム（CBT）における主体「コミュニティ」についての考察 パレスチナの事例から

第 4 章では，パレスチナにおいて行われたツアー参加者の調査から，サンプル数は少数であるが，実際に観光で紛争地域を訪れることにより，「観光体験に基づいた現地の正確な状況についての知識の生産」が行われ，観光客が帰国後もパレスチナにおける実体験を語り，支援活動を開始する姿が観察された。数としては小規模で限定的であるが，帰国後も現地の状況に理解を示し支援的な活動に関わることを通じて，観光客という第三者が帰国後に自国においても，平和創出の担い手として地域住民の生活や社会的状況を改善することに関わっていくという，観光を通じた平和の担い手の創出可能性について検討した。

第 5 章では，CBT の主体となる「コミュニティ」とはどのようなもので，それらのコミュニティにおいて CBT はどのような形態で行われているのかについて分析し，本研究の問題意識である観光が平和創出や地域の安定化に果たす役割について考察する。

1. 本章の目的

本章では,パレスチナで実施されている CBT を事例に CBT を企画する上で主体となる「コミュニティ」がどのようなものなのか，またそれらはどのような形態で行われているのかについて分析し，後述する本研究の問題意識である観光が平和創出や地域の安定化に果たす役割について考察することを目的としている。また，政治的に不安定な地域や占領が継続している地域における観光活動を対象にした研究は極めて少ないことから，本研究ではパレスチナ CBT における「コミュニティ」が形成される背景と住民が占領に対する対抗手段として興すツアー内容の詳細に関するデータの整理を行うことも目的としている。

2. CBT 運営主体の事例分析

パレスチナでは，第 2 章 4 節で述べたように 2008 年，CBT を実施する ATG などの団体が,パレスチナの複数の NGO や教会組織,大学等と協同し,パレスチナの占領下の状況を,観光を通じて変換すること（トランスフォーム）を掲げた「行動綱領（Code of Conduct）」を発表し，パレスチナにおいてはパレスチナ人の視点で主体的な観光活動を行っていくことが重要であるとする指針をパレスチナ観光遺跡庁や主な旅行業者に提示した。以下では

パレスチナ CBT の活指針となる，観光を通じて占領下の状況を変換（トランスフォーム）することを目的とした行動綱領の立ち上げにかかわり，パレスチナ CBT の先駆者的存在と言われる 3 名の団体代表者（ジョージ・リシュマウィ氏，ラエッド・サアデ氏，サミ・アウワド氏）の聞き取り調査から事例を紹介し[66]，CBT 活動を主催するコミュニティについて検証する。

(1) アブラハム・パス

アブラハム・パスが実施する CBT「アブラハム・パス（＝アブラハムの道）」は，ユダヤ教・キリスト教・イスラム教の始祖アブラハムが神の導きに沿ってイラク，トルコ，シリア，レバノン，ヨルダン，パレスチナ，イスラエル，エジプトの約 1,078 キロの道のりを訪ね歩いた伝説に基づくロング・トレイル「アブラハム・パス」を現代に再現したもので，聖書に地名が出てくる村等を含め，アブラハムに縁（ゆかり）のある各所をつなぐ試みを行っている。見知らぬ訪問者であるにもかかわらず，アブラハムとその家族が訪問した先々で受けた住民からの歓迎，そしてアブラハムが住民へ向けて示した感謝の気持ちを客が追体験しながら，道中に見られる自然の美しさや文化を紹介するツアーである。活動目標は以下の 3 つである。一つ目は，地域社会経済の発展と持続可能な観光を行うための触媒となること，二つ目は，中東の人々と世界の人々をつなぐトレイルを作ること，三つ目は訪問地域の独自の文化や，伝統，そしてホスピタリティを体験してもらうことである。

団体理念は米国バーバード大学ネゴシエーション・スクールのチームより提唱された。トレイルを歩くことでツアー客が中東地域についての理解を深めながら，宗教の違いを超えツアーを行うことにより地域経済を発展させ住民の収入向上することが活動目的となっている。このためトレイルが通る村々で約 70 の家庭を選び，ホームステイができるように英語やマナーのトレーニングをシラージ・センター（表 3 ベツレヘム県）と連携して行っている。ホームステイでは観光客一人につき宿泊と朝食のセットで 20 ドルが受け入れ家庭に支払われるようになっている。パレスチナ内の 330 キロのルートは 2014 年『ナショナル・ジオグラフィック』誌により「世界 10 大新ウォーキング・トレイル」の第一位に選ばれ，世界中のトレッカーの注目を集めている。以来特にヨーロッパで人気が広まり，2017

[66] 事例 1 と 2 は「パレスチナにおけるコミュニティ・ツーリズムの展望―被占領地の境界浸食に抗して―」（高松 2015）で用いた 2 事例に情報をアップデートしたものを使用している。

年には 6,335 人，2018 年は 9 月までの時点で 6,609 人がツアーに参加している。ルート自体も人気があるためガイドなしで毎年約 4 万人近くが独自にルートを歩いている（2018 年 9 月時点では 39,125 人であった）。（以上，ジョージ・リシュマウィ代表への聞きとりから。）この CBT を主催するコミュニティは，「信条の縁」によって結ばれていると分析できる。

図 28「アブラハム・パス」中東諸国をつなぐ 1,078km のルート

現在ルートはパレスチナのみで実施している。

出典：Leary, Sebenius & Weiss (2009)より転載の上，国名は筆者による和訳。

(2) ロザナ・アソシエーション（ビルゼイト・ヘリテージ・ウィーク）

ロザナ・アソシエーションがあるラマラ県ビルゼイト市はキリスト教の町として知られている。近年，隣接するパレスチナの事実上の首都となっているラマラ市で仕事を持つ住民が増え，パレスチナ内でめぼしい仕事につくことができないため海外に出稼ぎに出る者も多く，ビルゼイト市の人口が減っている。しかし海外に住むパレスチナ人は夏にパレスチナに帰省することから，パレスチナ人ディアスポラや，イスラエルに住むパレスチナ人，

またパレスチナに住む外国人，そして地元の人々に一週間ビルゼイトの文化と伝統をダンスや音楽などのパフォーマンスを見せ，楽しみながらパレスチナについての理解を深めてもらおうというイベント「ヘリテージ・ウィーク」を企画した。ヘリテージ・ウィークは年に一度，通常ラダマン（断食月）の前後に行い，2017 年で 9 回目を行った。ビルゼイトの旧市街全体に手工芸品や土産物などの出店を出し，入り組んだ路地と路地が交差する地点のスペースや，教会の広場などに出店とパフォーマンス用のステージを組み込み，観光客に旧市街を隈なく見てもらう演出をしている。2017 年来訪した客は一週間の合計で約 40,000 人であった。夏の夜にリズムの良い音楽が流れ，ライトで照らし出された石造りの旧市街は，観光客で足の踏み場がないほど込み合う。出店には国連機関，外国大使館，NGO が出展し，ビルゼイトの認知度を高めるための一助となっている。またこのイベントをビルゼイトの若者（70－80 人）をボランティアスタッフとしてトレーニングする場としている。（以上ラエッド・サアデ代表への聞き取りから。）この CBT を主催するコミュニティは，「民族・伝統文化の縁」によって結ばれていると分析できる。

図 29 ヘリテージ・ウィークの様子

出典：筆者撮影

(3) ホーリーランド・トラスト

ホーリーランド・トラストは 1996 年にベツレヘムの生誕教会のある通りに事務所を構え活動を開始した。ツアーを行うだけではなく，パレスチナ人を対象にエンパワーメント

やリーダーシップ・トレーニング，また非暴力教育や女性の支援などを行っている。活動開始の理由はオスロ合意（1995 年）への「失望」からであった。オスロ合意後，パレスチナではA・B・C 地区制が導入されるなどの顕著な変化が見られ，実際には占領は強化された形になったことから，イスラエルとの形だけの「和平交渉」からはなにも望めないという失望感がパレスチナに蔓延した。占領を終わらせ平和が訪れるためには，国際社会の認識と圧力を高め，平和と公正（peace and justice）のためのアドボカシーが必要だと考えた団体代表のアウワド氏は,参加者がパレスチナの現状を体験できる「旅と出会い（Travel and Encounter)」ツアーを開始した。

団体のプログラムは大きく 3 つの部分構成されている。一つ目は学習者(Student)，二つ目は従事者(Servant)，三つ目は教育者(Teacher)である。「学習者」の主なプログラムには，1 か月かけて地域での活動やアラビア語を学び，ホームステイでパレスチナ料理や民族舞踊（ダブケ）を楽しみ，またアカデミックな観点から地政学や宗教問題についてのレクチャーがパッケージになった「パレスチナ夏の出会い(Palestine Summer Encounter)」がある。

「従事者」のためのプログラムには，イスラエル軍により破壊された住居をボランティア「従事者」として再建するツアーが 1 - 2 か月に一回ある（再建されたC 地区住民と住居は図 31 の写真参照）。また入植者や兵士に阻まれて自分の農地に入れず収穫ができなくなってしまったパレスチナ人農家のために，オリーブ摘みをするというプログラムもある。

アウワド氏はパレスチナに来る外国人は一週間滞在しただけですべてを知った気になり，帰国したらそれっきりというケースが多いと指摘している。このためパレスチナの状況を学んだ観光客には自国に帰り大学や学校，教会，モスクやシナゴーグ等で，「教師」としてパレスチナで行われている不当な行為(injustice)について話をして欲しいと希望している。しかし話し手は「パレスチナに対するバイアスを持っている」と批判されることが頻繁に起こるため，ホーリーランド・トラストは観光客がイスラエル側のストーリーを聞く機会を設け，イスラエルの NGO や入植地に直接連絡し観光客を連れて行くツアーを組んでいる。入植者もこのような申し入れを歓迎し円滑な連携が行われている。

「パレスチナ夏の出会い」プログラムは毎年 60－70 人，オリーブ摘みは約 50 人，破壊家屋修復は約50 人が参加している。それ以外に5－7 日間のフリー観光プログラムがある。これらの活動を通して年間約 1,200 人の外国人を受け入れている。（以上，サミ・アウワ

ド代表への聞き取りから。）このCBTを主催するコミュニティは，「信念（平和創出など）の縁」によって結ばれていると分析できる。

以下にホーリーランド・トラストの活動例として，再建されたバッティール村C地区のアル・カイシ家と住居について，筆者の聞きとり調査から簡単に紹介する。

バッティール村のC地区にあるアル・カイシ家住居は2009年にイスラエル軍により破壊され，ホーリーランド・トラストが募った観光客により2013年に再建された。家族には障害を持つ男の子がいる。この男の子は5歳の時に高熱を患い，母親が（約6 km離れた）ベツレヘムの病院に連れて行こうとしたがイスラエル軍にチェックポイントを超えることが許可されなかったため，（約40 km離れた）ヘブロンの病院に行こうとしたが，ヘブロンのチェックポイントでも通行が許されず，兵士から銃弾を足元に撃たれて脅され，泣く泣く自宅に戻った。息子の高熱は悪化し，薬もなかったため，後遺症から障害が残ってしまった。収入が少なく，息子の障害について，良い医者に見てもらうことができない状態が続き，家族は希望を失っていた。しかしその後なんとか貯めたお金で2009年に家を建てたが，家が完成した約１か月後，突然到着したイスラエル軍のブルドーザーにより，家は2 時間で破壊されてしまった。家族は，二度の大きな災難を経験し，絶望していたが，ホーリーランド・トラストの破壊家屋再建プログラム（Home Rebuilding Program）により，イギリスの人権団体Amos Trustとの連携で，ボランティア観光客が資材を持ち込み，労働力を提供し，家を再建してくれた。家がイスラエル軍により破壊されてから，家族が暮らす場所がなくて困っていたが，ボランティア観光客のお蔭で，アル・カイシ家は再び自分の家に住むことができるようになった。（ホーリーランド・トラストは2008年から2019年までほぼ毎年，アル・カイシ家のように，自宅をイスラエル軍により，破壊されてしまった住民に対して，ボランティア観光客を使って破壊家屋の再建プログラムを行っている[67]。）

[67] Holy Lan Trust “Home Rebuilding 2013” https://holylandtrust.org/2654/home-rebuilding-2013/（2020年5月26日閲覧）。

図 30 住居を再建するボランティア観光客

出典： アル・カイシ家

3. CBT の主体としての「コミュニティ」

ここまでの 3 つの事例により，パレスチナにおける各種の CBT 活動が興される様子を紹介した。以下ではこれらのツアーを企画する上で主体となる「コミュニティ」にはどのようなものがあるのか。事例と筆者がこれまでに行った調査に見られた主体コミュニティを仮説的に 5 つのグループに分類し考察したい。

(1) 「信条・信念の縁」でつながるコミュニティ

まず聞きとり調査においてみられた顕著な側面は，NEPTO に加盟するすべての団体が，「国境がなく地図に載っていないパレスチナ」が占領から生みだされる各種の弊害やパレスチナについてのネガティブなイメージに対しての危機感や不安，または警戒感を感じている点である。そのような状況から個人のみではなく地域全体の安全と利益または安定を獲得するために CBT 活動を興しているとみられる点である。本章ではこのように困難な状況を克服するため，また宗教の壁を超え実際のパレスチナを見て欲しいといった強い信念によりつくり出された観光活動を「信条・信念の縁」としてまとめた。

(2) 「民族・伝統文化の縁」でつながるコミュニティ

このコミュニティには，「ビルゼイト・ヘリテージ・ウィーク」（ロザナ・アソシエーション）のように，人口流出や経済的衰退を克服するため，パレスチナの伝統文化や民族の継承を動機としてつながるコミュニティがフェスティバル等の観光活動を興したものを「民族・伝統文化の縁」としてまとめた。

(3) 「入植地・分離壁の縁」でつながるコミュニティ

パレスチナの CBT 活動にはイスラエルによる入植地建設や拡大，また入植者による村への襲撃，放火，またモスクや民家の破壊や住民の締め出し・立ち退きを防ぐため，さらに分離壁による村の孤立，農地・水源減少，経済低下などが直接の背景となり活動を開始した団体も少なくない。またイスラエル併合下にある，東エルサレムが分離壁により物理的に隔てられ，ユダヤ化が懸念される（飛奈 2009）エルサレム旧市街の多様な民族・宗教を持つ住民をつなぎツアーを実施し，アート展示やライトアップを行うエルサレム・ツーリズム・クラスターのような活動もある。本論文ではそれらを「入植地・分離壁の縁」としてまとめた。

このカテゴリーの顕著な例は，第 3 章 2 節事例 2 で紹介したバッティール・ランドスケープ・エコミュージアムである。この団体は，分離壁の建設計画を阻止するため村内にウォーキング・トレイルを設置し，村に数千年前から伝わる灌漑農法を含めた文化遺産をユネスコの世界遺産・危機遺産に登録することで，分離壁の建設についてイスラエルの裁判所より差し止め命令を獲得することに成功した（高松 2015）。

また本章事例 3（ホーリーランド・トラスト）のように，入植地や分離壁の建設により立ち入りできなくなった土地がイスラエルの不在財産法により没収されることを防ぐため，それらの土地にオリーブを植樹し，収穫時にはオリーブ摘みを行うツアーが行われている。オリーブ樹はパレスチナに古くからあり少ない水で成長し，一度植えればほとんど世話がいらない。何もしなければ没収される恐れのあるパレスチナ人の土地を守るため，楽しみながら体験できるオリーブ摘みや植樹を観光活動として取り入れた工夫は特筆できる点である。

(4) 「自然・環境の縁」が結ぶコミュニティ

パレスチナの自然環境の破壊や固有種・生物の減少を懸念し，自然の美しさや環境保護の大切さを観光客が楽しみながら学び体験するツアーが複数みられる。本章ではそれらを

「自然・環境の縁」としてまとめた。実施するのは環境教育センター及びパレスチナ野生生物ソサエティ，シラージ聖地研究センターの自転車ツアー，エルサレム自然ツアー，バッティール・ランドスケープ・エコミュージアムのエコミュージアム・トレイル等である。

(5) 「経済の縁」が結ぶコミュニティ

最後にパレスチナ内において社会的に弱い立場におかれている若者や寡婦，ベドウィンの生活や雇用を支援する目的で行われている CBT 活動を「経済の縁」としてまとめた。例えばC 地区の古代ローマの遺跡活用した，2018 年で第 9 回目を迎えるサバスティアの音楽フェスティバルのように，NEPTO の CBT 活動のほとんどに地元住民の経済支援を目的にした活動が含まれている。

またイスラエル当局により夫や父親，息子が収監され一家の稼ぎ手を失った家庭や軍との衝突などで夫が死亡し，寡婦になった女性たちを支援するため，アブラハム・パスはトレイルを作る際に地域の観光情報のみではなく地域住民の状況についても調査を行い，経済的に生活が困難な家庭を優先的にホームステイ先として設定し，観光客の受け入を奨励している。このように暫定自治政府の支援が行き届かない西岸の B・C 地区に観光客を訪問させることで支援が届くようにしている CBT 実施側の工夫も特筆すべきである。

4. 考察

(1) CBT 活動の担い手：パレスチナ NGO

パレスチナにおける CBT 活動について検討するには，活動の担い手となっているパレスチナ NGO の成り立ちと特殊性について触れなければならない。

オスロ合意（1995 年）以前は，占領により侵害された権利の擁護や著しく阻害された生活を守るために NGO が「対占領」を目的として設立されていたと言ってよい。しかしオスロ合意後は，多くのパレスチナ住民は，事例 3 のサミ・アワド代表（ホーリーランド・トラスト）が感じたように，「和平交渉」と銘打ちながら，実際には交渉するたびに占領が強化され制度化されていくことに失望した。そして人々の失望感はその後 2000 年から始まった第 2 次インティファーダにつながっていった。一方，パレスチナの NGO の活動は政府ができない機能を補うべくコミュニティの発展，自治や自律を目指し，社会福祉的なサービス，教育・人材育成，貧困者や寡婦の支援などを行う側面が強くなって行った（Abdel Shahi 2004）。CBT 団体も同様に観光を通じて占領下の住民の困難な生活を支援し，むし

ろ積極的にそのような活動を興すことを当然として捉えている。このような側面はパレスチナ CBT の特徴であると言える。

(2) パレスチナにおける CBT の役割と効果

20 世紀に入ってからパレスチナのコミュニティには数々の変化が起こっている。それらには序章 5 節 4 項「パレスチナのコミュニティ」で述べたように，イスラエル建国と占領の開始により，伝統的な人口構成の崩壊や，難民キャンプのように周囲から隔離された恣意的コミュニティの形成が行われたことなどが含まれる。そして湾岸戦争などの影響により出戻りのパレスチナ人が流入し，90 年代に暫定自治政府が開始されてからは，都市部での人口増加や近隣地域のベットタウン化が起こっている。

筆者の聞きとり調査においても，入植地や分離壁などの物理的な侵害や弊害だけではなく，イスラエルやドナーに依存型の経済状況の悪化による出稼ぎ者の海外流出や，若者の失業などが組み合わさり,パレスチナ人の生活に多大な影響を与えている状況がみられた。

事例 2 のラエッド・サアデ氏（ロザナ・アソシエーション兼 NEPTO 代表）は，2 回にわたるインティファーダで，主要な民間企業が引き揚げ，それ以来パレスチナの経済状況には変化が見られず，自治政府にも頼ることができない中，期待できるのは，コミュニティに根差して活動をしている住民主導の市民社会（Civil Society）であると述べ，自治政府の力がおよばない B・C 地区のコミュニティの経済を興し，人材育成や雇用創出を行い，地域の基盤構築を試みる，CBT の役割とポテンシャルに期待を寄せている[68]。

ここで，これまでにみられた CBT の役割や機能について整理をしたい。まずパレスチナにおける CBT は，本論文の第 3 章で述べたパレスチナ人のみでは達成できないデマンド促進の強化（世界遺産登録，破壊家屋再建設）や，パレスチナ人ができない活動の補助（オリーブ植樹・収穫，旧市街保護），またパレスチナの状況についての理解者や支援者，外界とのつながりの手段をつくる役割や国際的な監視機能（分離壁・入植地建設阻止，文化・宗教遺産・自然資源保護）などの役割（高松 2015）を果たしている様子がみられた。これらの機能はパレスチナが外側に向かって発信するデマンドやメッセージを CBT が補助している側面であるといえる。

[68] ラエッド・サアデ氏への聞きとり（2014 年 2 月 27 日）から

上記に加えてCBTがコミュニティの内部へ働きかける動きとして，暫定自治政府の行政や福祉が行き届かない地域にCBT活動を興すことで，コミュニティ開発や社会福祉的ケアを行い，雇用や失業対策，そして人材育成を行い，副収入の創出に結びつけている活動がみられた。

例えばATGはベツレヘムに30軒のホームステイ家庭をつくりツアー観光客を受け入れている。同様にアブラハム・パスもロング・トレイル上に70軒のホームステイ先を設置し観光客を宿泊させている。このようなホームステイ家庭で，筆者が聞き取りをしたバヌーナ家は，収入は夫が入植地建設工事の労働から得る収入のみに限られていることから，ホームステイを受け入れている。年間150－200人近い外国人を受け入れ，そこから得る副収入（1泊20ドル前後）で，子ども2人を大学に進学させることができたと述べている。（ベイト・サホール市ATGホームステイファミリー・バヌーナ家への聞きとりより。）バヌーナ家のように，入植地周辺の住民は，入植地建設のための労働者として働き，収入を得ている。（第2章で述べたように入植地建設には反対しながらも，他の職をみつけることが困難であるため,建設以外の仕事を含めて入植地で働くパレスチナ住民が多くみられる。）

図 31 自宅の後ろに建設されている入植地を指さすホームステイ・ファミリー

出典：筆者撮影

人材育成の活動では，ロザナ・アソシエーションは毎年行う「ビルゼイト・ヘリテージ・ウィーク」において主にビルゼイト大学の学生 70－80 人をボランティアとしてトレーニ

ンしているほか，パレスチナでそれまでに制度がなかったエコツーリズムガイドの認定コースを観光遺跡庁と連携し作り，30 人のエコツーリズム・ガイドを輩出し，NEPTO 団体が行うツアーに派遣している。ロザナ・アソシエーションは他にも ATG やアブラハム・パスと連携し，経験が浅いサバスティヤ・文化青年センターやバッティール・エコミュージアム等の団体にツアー運営や観光ガイドの育成支援を行っている。

次頁の表 13「占領による弊害・侵害と CBT による対抗手段」は，本論文における聞きとり調査および本章の事例分析から得られた結果をもとに，パレスチナ CBT の「コミュニティ」が形成された背景と，住民が対抗手段として興したツアー内容を主体コミュニティ別に分けたものである。この分析により，パレスチナ住民は，占領下に置かれていること，または国がないことによって発生する各種の弊害や阻害（分離壁，入植地，A・B・C 地区制度，ID 区分，移動・物流阻害，外部社会・世界からの孤立，低い知名度・認知度，ネガティブなイメージ），あるいは自治政府が直面している困難な事柄や状況（国境不在，非独立・非承認国家，寡婦・孤児・囚人家族や C 地区住民を含めた対象に行き届かない社会福祉サービス）そして経済社会的状況（経済疲弊・低経済開発，高い失業率，出稼ぎ者・人口流出，文化・伝統遺産破壊・消滅危機，自然資源略奪・破壊）に対して，すべてにではないものの，対抗し，またそれらの弊害から住民を保護し，活動を補助するための手段として CBT や各種の観光活動を興していると言うことができると考える。

表 13 占領による弊害・侵害と CBT による対抗手段

主体コミュニティ	占領による弊害・侵害	CBTによる対抗手段	NEPTOツアー・活動例
信条・宗教の縁	孤立・低い知名度・認知度 ネガティブなイメージ（紛争，宗教，テロリズム等）	外界とのつながり，理解者・支援者ネットワーク構築	全組織
		文化・学習レクチャー・コース	オルタナティブ・ツーリズム・グループ ホーリーランド・トラスト
	国境不在	国境・宗教枠を超えたトレッキングルート	アブラハム・パス
	非独立・非承認国家	国連組織加盟，準国家としての承認，世界遺産登録	ベツレヘム，バッティール，ヘブロンの文化遺産の世界遺産ツアー
入植地・分離壁・制度・物理的障害の縁	分離壁	世界遺産・危機遺産登録，ハイキング・ウォーキングツアー，分離壁周辺・分断コミュニティでのツアー，ホームステイ	オルタナティブ・ツーリズム・グループ ヘブロン再建センター シラージ聖地研究センター アブラハム・パス アルタス・フォー クロア・センター バッティール・ランドスケープ・エコミュージアム
		ポリティカル・ツアー	オルタナティブ・ツアー・グループ ホーリーランド・トラスト
	入植地	没収・立ち入りできない農地でのオリーブ植樹・収穫	ホーリーランド・トラスト ジョイント・アド ボカシー・イニシ アチブ
	入植者による攻撃・破壊行為	破壊家屋再建設	ホーリーランド・トラスト ジョイント・アド ボカシー・イニシ アチブ
		ヘブロン旧市街再建・再開発，ツアー，ホームステイ	ヘブロン再建委員会 ヘブロン - フラン ス文化交流協
	A・B・C地区分離	B・C地区遺跡・村支援，ツアー	オルタナティブ・ツーリズム・グループ エルサレム・ツー リズム・クラスタ ー ロザナアソシエーション サバスティヤ・文 化青年センター
	エルサレムのユダヤ化	エルサレム旧市街ツアー	エルサレム・ツー リズム・クラスタ ー
	ID区分 移動・物流阻害	(1) 西岸地区，(2)東エルサレム，(3)イスラエル国籍などの異なる身分区分，パスポート・身分証保有のパレスチナ人，各区域で分担・連携	全組織
民族・伝統文化の縁	出稼ぎ者・人口流出	パレスチナ人ディアスポラ対象イベント，フェスティバル	ハンダラ文化セン ター ロザナア・ソシエーション
	文化・伝統遺産破壊・消滅危機	危機遺産・伝統的建造物・地区リスト化 歴史地区・旧市街ツアー	リワーク・建築保 存センター サバスティヤ・文 化青年センター
		パレスチナ産品の生産・販売・発展 パレスチナブランドづくり	パレスチナ・フェ アトレード協会 パレスチナ文化交流協会 スンブラ
自然・環境の縁	自然資源略奪・破壊	自然資源・環境理解教育・ツアー 動物保護・観察ツアー	環境教育センター パレスチナ野生生物ソサエティ
経済の縁	経済疲弊・低経済開発 高い失業率	雇用・副収入創出	全組織
	寡婦・孤児・囚人家族	雇用・副収入創出（ホームステイ，英語研修，若者研修等）	全組織

出典：筆者作成

(3) パレスチナにおけるCBT主体としての「コミュニティ」の再考

本章では，パレスチナにみられるCBTの主体「コミュニティ」には，「信条・信念の縁」「民族・伝統文化の縁」「入植地・分離壁の縁」「自然・環境の縁」「経済の縁」という5つのカテゴリーがみられること，またこれらのコミュニティは，パレスチナの住民が占領からくる弊害などから住民を保護し，対抗するための手段とするために形成されていることについて報告した。現代におけるコミュニティの概念については，デランティ（2006）に代表されるように，従来の地縁に基づくコミュニティではなく，脱伝統的かつ多様な形態のコミュニティの姿が提起されている。しかし，いわゆる観光研究やコミュニティ開発論，または地域住民のキャパシティビルディングなどの研究において，特にCBT研究においては,未だ多様な形態のコミュニティを捉えた研究は見られていない。しかし，パレスチナのように占領下にある地域においてCBTを研究するには，従来のコミュニティ概念を超え，本章で提起したように，拡張したコミュニティの概念を取り入れる必要があるのではないだろうか。つまり，従来型のCBTではなく，CBTの概念を拡張して捉えることが，紛争地域においてCBTを研究する上では今後重要になり，このようなコミュニティの捉え方は，パレスチナ以外での，紛争地域や情勢が不安定な地域において，適用可能となるだろう。このことは，少数民族やマイノリティ社会などで，地縁社会が崩壊し，従来的な概念の下での主体性を持ったコミュニティを捉えることが困難な状況にある社会に対し，本章で論じたこのようなコミュニティの捉え方が有効であることを示唆していると言えるのではないだろうか。

第 6 章　結論

本論文では，これまで， CBT 諸活動を事例として，平和でなければできない観光ではなく，観光を通じた平和の創出を検討をするため，パレスチナに見られる CBT 事例の分析を行ってきた。

序章では，パレスチナ観光についての先行研究をレビューし，研究に関わる用語を整理した。用語の整理を通し，国際安全保障の場で武力や国家間のパワーバランスを通じて行われる「平和構築」と，住民が CBT を通じて非暴力で平和を目指す方法＝「平和創出」との区別を明らかにし，観光という軍事力を伴わない民間の手段によって平和を達成することの意義について論じた。

第 1 章では「観光を通じた平和」をめぐる「肯定派」と「否定派」の見解をレビューした後，「観光を通じた平和」に関連してこれまで議論されてきた主なツーリズム形態と研究アプローチを整理した。その上で，観光を通じた平和によりもたらされる「平和」とは，「人権，公正性(justice)，公平性(equity)を尊重する文脈に置いた『公正な平和』」を求めることだとする Blanchard & Higgins-Desbiolles (2013)の提起を確認した。そして一時的に安定しているように見える地域においても，軍事政権や，少数民族に対する圧政，またはパレスチナの占領などの，構造的暴力が存在するため，地域は再び不安定化する可能性が大きいことについて論じ，そのような地域で，「公正な平和」を求める観光を実践することにより，地域の構造的暴力に如何に対抗し得るかについて論じた。

第 2 章では，中東和平（オスロ合意）以降，和平交渉がことごとく失敗し，平和の達成が阻まれているパレスチナにおける「オスロ合意の失敗」の状況をレビューした。また，観光資源としても価値のある文化遺産が危機的状況に置かれていることから，それらの遺産を世界遺産・危機遺産として登録することにより，保護・保全しようとする動きが生まれてきた経緯ついて整理した。またパレスチナ観光が直面する，ネガティブなイメージとの闘いと，C 地区における観光資源の現状，パレスチナにおける観光業の担い手と彼らの抱える問題点や，担い手同士の連携の様子，および観光を使ってパレスチナの占領状態をトランスフォームしようとする行動綱領の提起など，その後のパレスチナでみられた CBT の発展状況について報告を行った。

第 3 章では，パレスチナにおいて，観光業をはじめとする経済活動の制約要因となっている A・B・C 地区制度，および「分離壁」，入植地建設による分断とそれにより形成され

る境界について議論し，それらが住民生活に与える影響についてレビューした。続いて住民がそのような境界に対抗する手段として興したCBT活動について,5つの事例を分析し，CBT の活動内容が，パレスチナにおいて孤立させられたコミュニティと外界，および内部で分断された人々の間のつながりを再構築し，失われつつある文化や伝統の保護・共有に対する支持者の拡大を行うことなどを可能にしていることを確認した。

またこのような事例の分析を通し，CBT は境界侵食から住民が受けるインパクトを軽減するツールになりうることもわった。具体的には，CBT が，世界遺産登録を通じてパレスチナの抱える課題を，ローカル・スケールからグローバル・スケールに移行する，スケール・ジャンプを可能にするツールとなることを確認した。そして，CBT を通じて外部から観光客を呼び込むことで，境界浸食による生活の場や社会空間の分断に対抗し，分断されたコミュニティや人のつながりを再構築することを可能にするツールにもなりうることが分かった。なお，上記のスケー ル・ジャンプや分断された空間の（再）構築の例に共通するのは，パレスチナの内外を自由に行き来でき，その場に利害関係を持たず，地域の現状を外部（国際的）に伝えることができる外国人観光客，すなわち国際的監視機能として動くことができる第三者の存在の重要性であった。

さらに，境界浸食があることが分かっているポイントに意識的に観光プログラムを組み，外国人観光客を連れてくることで，パレスチナ人を保護し，暴力行為に対する抑止力を発揮させられることも確認できた。これはCBTをツールとした，観光という楽しみながらできる体験を通して，多様な地域振興型の対抗（対応）方法を，非暴力の形で展開することを可能にしている。ここで得られた知見は，占領が固定化・制度化され，パレスチナ人の人権が日々侵害されている現状に対して一つの突破口を作る手段としてもCBTが重要な役割を持ちうることを示唆している。

第4章では，「責任ある観光客」が「公正な平和」を追求するという観点から，パレスチナのツアーに参加した日本人参加者の調査から，サンプル数は少数であるが，実際に観光で紛争地域を訪れることにより，「観光体験に基づいた現地の正確な状況についての正確な知識の生産」が行われていることが明らかになった。

そして，観光客が自国で家族や知人にパレスチナにおける実体験を語り，帰国後においても現地の状況に理解を示し支援的な活動の担い手となり，「責任ある観光客」として，観光により地域社会に貢献する役割を自発的に担う姿が見られた。こうした一連の流れからは，紛争の当事者だけではなく，観光客という第三者が平和創出の担い手として関わる

という，観光客による「公正な平和」の創出の可能性，すなわち究極的とも言える民主主義的平和創出の可能性を見出だすことができる。このように観光客の意識や役割についての研究をさらに深めることで，現在占領が継続しているパレスチナ，またその他の紛争地域において，地域住民の生活や社会的状況を改善することに対して観光のもつ可能性について検討することが可能になると考えられる。

第 5 章では， CBT の主体となる「コミュニティ」についてどのようなものがあるのかについて,CBT の主体「コミュニティ」を 5 つのカテゴリーに整理した。明らかになった 5 つの主体コミュニティには，「信条・信念の縁」「民族・伝統文化の縁」「入植地・分離壁の縁」「自然・環境の縁」「経済の縁」がある。これらの「コミュニティ」における CBT の活動をみると，パレスチナの住民が占領によりもたらされる様々な弊害に対して，上記の縁によるコミュニティを作り観光活動を行うことで，CBT を対抗手段または住民の活動を保護・補助する手段として活用している様子が観察された。対抗・保護・補助の手段としては,本論文の第 3 章で述べたパレスチナ人のみでは達成できないデマンド促進の強化や，パレスチナ人ができない活動の補助，またパレスチナの状況についての理解者や支援者，外界とのつながりの手段をつくる役割や国際的な監視機能などの役割（高松 2015）がある。上記に加えて CBT がコミュニティの内部へ働きかける動きとして，暫定自治政府の行政や福祉が行き届かない地域に CBT 活動を興すことで，雇用や失業対策，そして人材育成を行い，副収入の創出に結びつけ，CBT 活動によりコミュニティ開発や社会福祉的ケアを行っている状況があることも明らかになった。

また上記のパレスチナにおける 5 つの CBT の主体「コミュニティ」は，従来の地縁型のコミュニティの概念を拡張するものであり，今後パレスチナ以外での，紛争地域や情勢が不安定な地域において， CBT を研究する上でも重要な考え方になることを指摘した。特に少数民族社会やマイノリティ社会などで地縁社会が崩壊し，従来的な概念の下での主体性を持ったコミュニティを捉えることが困難な状況にある社会に対し，本章で論じたこのようなコミュニティの捉え方が有効であると考えられることを示した。

以上，序章から 5 章までの分析と考察を通じ，パレスチナ CBT が平和創出や地域の安定化に果たす役割は極めて高いことがわかった。そして従来の地縁型のコミュニティ概念を拡張し，紛争地域または地縁が崩壊している社会などにおいて，新しいコミュニティの捉え方をする必要があることを提起し，本論文ではこれを結論としている。

図 32「CBT によりもたらされる効果と留意点」は，これまでに確認したパレスチナ CBT によりもたらされる効果と留意点をまとめたものである。パレスチナの物理的・制度的境界である入植地が主に C 地区の上に建設されており，入植地を保護する目的で分離壁がパレスチナ人の土地の上に建てられている。それらの空間を外国人観光客は，パレスチナ人とは異なり，通行を阻まれることなく自由に行き来ができる。物理的・制度的境界により，分断されたパレスチナコミュニティに，外界とのつながりや，パレスチナ人の声の発信機会をもたらし，またパレスチナの文化遺産や伝統を楽しみながら評価することで，パレスチナのポジティブなアイデンティティの形成を促し，人材育成の機会や経済効果をもたすことを可能にするという流れを表現しながら，CBT 活動が継続しなければ効果を得ることができないという点や，パレスチナにおいては観光が低迷する時期が頻繁にあることについても示している。

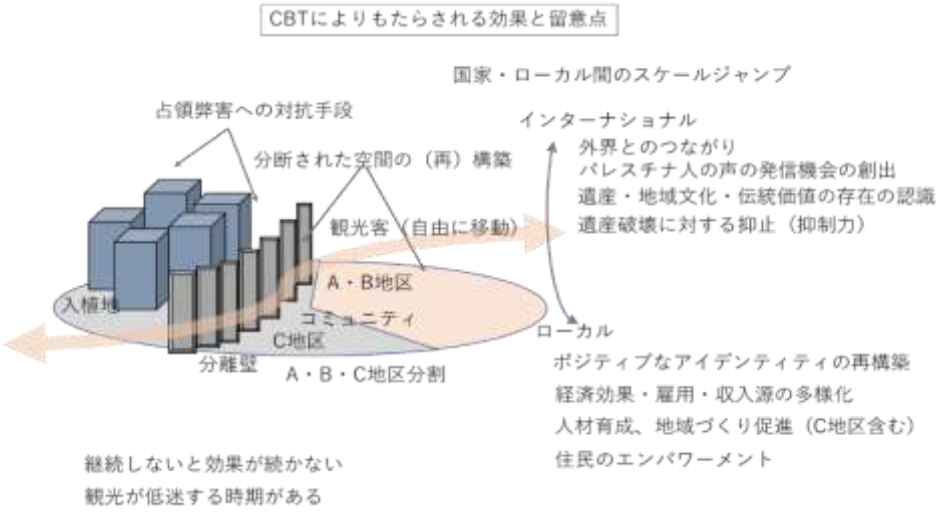

図 32 CBT によりもたらされる効果と留意点

出典：筆者作成

近年，西岸地区は比較的政情が安定しており，一般の観光客も容易に出入国できているが，依然として情勢が変わる可能性は残されている。このためパッケージ・ツアーを扱うマスツーリズム対応の旅行会社には催行リスクが高く手を出しにくい現状がある。一方，本論文で取り上げたパレスチナの CBT 事例は，受け入れコミュニティがいずれも小規模であり，インターネットを通じて参加者に現地の事情を事前に提供し，細かな連絡を取ることが可能な少人数グループ・ツアーの形態である。そのため，情勢が変化した場合にも機

敏に対応することが可能となり催行リスクを減らすことができる。またツアーの実施についても地元住民のコミットメントがあるため安定して持続でき，参加者の細かなリクエストやニーズへの対応も可能となる。さらに，細かな境界が内部を細断し人の移動を制限しているパレスチナのような地域では，小規模グループで時間をかけるウォーキングツアーなどの形態が逆にじっくりと深い体験を提供することにつながる。こうしたCBTの実現により,占領の現状とそこで生き抜く人々の日常について事実に基づいた理解を国外に広め,パレスチナのネガティブなイメージを逆転させることを可能にしている。パレスチナのような環境こそ，CBTのもつ特徴を最大限に発揮させることができるとも言えよう。

オスロ合意から約 30 年経つ現在においても，政治交渉や国際社会の働きかけによる平和構築のイデオロギーには改善の糸口が見当たらない。パレスチナにおいては産業や経済も外部的要因や支援による状況の変化は期待できず，国際社会からの政治的な支援も得ることができない。一方，本論文においてはCBTを行うことで分断・断片化されたコミュニティをつなぎ,暫定自治政府の力が及ばないB・C地区にも観光客を招致して小規模ながら雇用機会や人材育成を実現している様子がみられた。人口の過半数が 30 歳以下を占めるパレスチナにおいて若者の失業率が高いことは社会の大きなストレスを生み出し，地域の不安定化の要因となっている中，コミュニティにおける多様なサポートをCBTという住民の自主的な観光活動により行う事ができることは，地域に安定をもたらすだけでなく，その安定を基盤にさらなる地域の発展を目指す可能性をもたらすことになるだろう。

政治の場においてはパレスチナ住民や一般の観光客は発言力を持たないが，CBT をツールとし，パレスチナにおいても普及してるフェイスブックやSNSを使えば，住民目線の切り口で観光という楽しみながらできる体験から得た新しい発見や魅力を誰もが即座に発信することができる。これによって，観光という誰もが参加できる形態で参加・体験を募ることによる参加者のハードルを下げる効果なども期待できよう。

パレスチナのCBT団体は，パレスチナだけではなくイスラエルとパレスチナの「両方を見て欲しい」と言い，観光客にはイスラエル側も訪問できるように入植地を案内するツアーをイスラエル入植者と連携して組むなど，平等な機会を与える配慮も行われている。このように，観光客が両者の配慮により実施されるツアーに参加することで，究極的とも言える民主主義的平和を創出する可能性も見えてくるのではなかろうか。

本論文を通じて，パレスチナ CBT のもつ役割や効果を明らかにしてきたが，パレスチナ観光は未だ発展途上であり，ツーリズムボード（観光振興協会）のような組織もない中，脆弱な経済・社会基盤において行われていることもわかっている。CBT における企画側のデメリットとしては，例えばパレスチナやイスラエルについては占領や紛争に関連する政治的な問題を抜きにしては語ることができないため，パレスチナの文化や自然を政治問題なしでアピールすることが困難であること[69]，またパレスチナ人同士の連携が少なく組織力が弱いため，活動の立ち上げや資金の不足から外国やドナー組織の支援なしでは活動の立ち上げや活動の継続が困難であること[70]などが挙げられている。

またパレスチナにはツアーオペレーターは多く存在するが，地域が主体となりツアー商品を売り込む DMO（観光目的地マネージメント組織）に関する認識が広まっていないことから，パレスチナ内で CBT 商品を売ることが極めて困難である。これにはパレスチナにはまだツーリズムボードがないことも原因となっている。これらはパレスチナの CBT が今後発展していく上で重要な課題となっていくだろう。

そして，「観光を通じた平和」については事例の検証も不十分であるため，今後より深く検証していく必要があるだろう。平和と観光の関係をどのようにとらえ，その中で CBT の果たせる役割はどのようなものがあるのか，単なる経済活動の枠組みを超えて観光というものを捉えていくべきではないだろうか。これらの点における他の地域での適用可能性，または少数民族や先住民族などの地縁社会が崩壊しているケースが見られる地域における拡張したコミュニティの概念の適用についても，今後の課題としていきたい。

[69] ラエッド・サアデ氏への聞きとり（2014 年 2 月 27 日）から。
[70] ウィサム・オワイネ氏への聞きとり（2014 年 3 月 2 日）から

引用・参考文献

Abdel Shafi S. 2004. “Civil Society and Political Elites in Palestine and the Role of International Donors: A Palestinian View” Gaza Community Mental Health Programme (GCMHP), EuroMeSCopaper, 33, July.

Al Hayat El Jadeda, 2013. “International Delegation received by Ministry of Youth and Sports at the Palestinian Youth Week ”, 15 November. (原文：アラビア語，題は筆者英訳)

Alluri, R., Leicher, M., Palme, K., Joras, U. 2014. “Understanding Economic Effects of Violent Conflicts on Tourism: Empirical Reflections from Croatia, Rwanda and Sri Lanka” in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W. eds., International Handbook on Tourism and Peace, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp.101-119.

Alternative Tourism Group Study Centre, 2014. “Raising Awareness Tourist Locations Occupied Post 1967 by Israel” http://www.atg.ps/resources/file/pages/Raising%20awarness%20on%20tourists%20sites%20final%20version.pdf (2020 年 5 月 29 日閲覧)

_____ “Code of Conduct in English” http://atg.ps/#-6（2020 年 4 月 21 日閲覧）

Barnard, R. & Muamer, H. 2016. “Ongoing dispossession and a heritage of resistance: the village of Battir vs. Israeli settler-colonialism” in Isaac, R. K., Hall, C.M., & Higgins-Desbiolles, F., eds., The Politics and Power of Tourism in Palestine, New York: Routledge, pp.63-78.

Bechmann Pedersen, S. 2017. Peace through Tourism: A Brief History of a Popular Catchphrase. In M. Andrén (Ed.), Cultural Borders and European Integration pp. 29-37.

Becken S. & Carmignami F. 2016, “Does Tourism Lead to Peace?”, Annals of Tourism Research 61,

Pp.63-79.

「米国とイスラエル，相次ぎユネスコ脱退発表」BBC ニュースジャパン 2017 年 10 月 13 日 https://www.bbc.com/japanese/41605182（2020 年 8 月 10 日閲覧）

Belhassen, Y., Uriely, N. & Assor, O. 2014, “The Touristification of a Conflict Zone:The Case of Bil’in,” Annals of Tourism 49, pp. 174–189.

Blanchard L. & Higgins-Desbiolles, F. 2013, “Peace Matters, Tourism Matters” in Blanchard L. & Higgins-Desbiolles F. eds., Peace through tourism: Promoting Human Security through International Citizenship, Oxon, Routledge, pp.1–15.

Britannica ProCon.org https://israelipalestinian.procon.org/historical-timeline-pre-1900/（2020 年 8 月 5 日閲覧）

Boutros-Ghali B. 1992. “An Agenda for Peace: Preventive Diplomacy, Peacemaking and Peace-keeping”, Report of the Secretary General pursuant to the Statement adopted by the Summit Meeting of the Security Council on 31 January 1992: A/47/277-S/24111, 17 June.

B’Tselem, 2020. “Spike in settler violence during pandemic: Palestinians and homes repeatedly attacked, March 2020” https://www.btselem.org/video/20200412_spike_in_settler_violence_during_pandemic#full(2020 年 5 月 31 日閲覧)

_____ 2017. “The Separation Barrier” 11 November, https://www.btselem.org/separation_barrier (2020 年 5 月 31 日閲覧)

_____ 2013. “Acting the Landlord: Israel's Policy in Area C, the West Bank” https://www.btselem.org/publications/summaries/201306_acting_the_landlord (2020 年 5 月 31 日閲覧)

Causevic, S. & Lynch, P. 2013. “Political (In)stability and Its Influence on Tourism Development,” Tourism Management, no. 34.

Central Bureau of Statistics of Israel (CBS) 2016. “Tourist Arrivals and Day Visits by Country of Citizenship 2015”.

Center for Research on Globalization, 2013. “Data Shows that Palestinians now Own just 8 per cent of Historic Palestine,” Global Research News (June 1, 2013) http://www.globalresearch.ca/data-shows-that- palestinians-now-own-just-8-per-cent-of - historicpalestine/5337235 (閲覧日 2020 年 5 月 31 日)

Cohen-Hattab, K & Katz, Y. 2001. “The attraction of Palestine: Tourism in the years 1850–1948” Journal of Historical Geography, 27, 2, pp. 166–177.

Cole, S. 2008. Tourism, Culture and Development: Hopes, Dreams and Realities in East Indonesia. Library of Congress in Publication Data, Channel View Publications, Clevedon.

D’Amore, L. 2014. “Peace through Tourism: An Historical and Future Perspective” in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W., eds., International Handbook on Tourism and Peace, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp. 355-368.

Dasgupta, S. 1974. “Peacelessness and Maldevelopment”, Peace and Peace Research. Bulletin of Peace Proposals, III 5(4), pp.346-7. www.jstor.org/stable/44480268（閲覧日 2020 年 5 月 11 日）

デランティ・ジェラード著，山之内靖・伊藤茂訳 2006.『コミュニティ グローバル化と社会理論の変容』NTT 出版

Eco Peace https://ecopeaceme.org/(2020 年 5 月 26 日閲覧）

EQUATIONS, 2013. “Of Peoples and Places: Tourism and Zones of Conflict in India”, in Blanchard L. & Higgins-Desbiolles F., eds, Peace through Tourism Promotion of Human Security through International Citizenship New York, Routledge, pp.116-134.

Farmaki, A. 2017. “The tourism and peace nexus” Tourism Management 59, pp. 528-540.

Foundation for Middle East Peace, 2019. “Settlement Report: October 11, 2019”, https://fmep.org/resource/settlement-report-october-11-2019/ (2020 年 5 月 26 日閲覧）

船津靖 2011.『パレスチナ―聖地の紛争』中央公論新社

外務省ホームページ「パレスチナ」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/index.html（2020 年 4 月 21 日閲覧）

外務省ホームページ「パレスチナ概況」https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/plo/kankei.html（2020 年 5 月 21 日閲覧）

外務省海外安全ホームページ http://www2.anzen.mofa.go.jp /info/pcmap.asp?id=044&infocode=2013T017&filetype=1&file no=1（2015 年 1 月 4 日閲覧）

Galtung, J. 1976. “Three Approaches to Peace: Peacekeeping, Peacemaking and Peacebuilding”, Peace, War and Defence: Essays in Peace Research, Volume II, pp.282-304.

Galtung, J. “Conflict Theory and the Palestine Problem” Journal of Palestine Studies, Vol. 2 No. 1, Autumn, 1972. pp. 34-63.

_____1969. “Violence, peace, and peace research” Journal of Peace Research, 6(3), pp 167-191.

Ghodieh, A, Abahre, J.S.H & HUANG, H. 2019. “Challenges Facing the Tourism Sector in Palestine: A Chinese Perspective”, Journal of Tourism and Hospitality Management, Vol. 7, No. 1, pp. 10-18, DOI: 10.15640/jthm.v7n1a2（閲覧日 2020 年 5 月 31 日）

Goldner, C. R. 1989. ‘Tourism — A Vital Force for Peace’, Tourism Management, 10, no. 2.

Gordon, N., “Images of Occupation” http://israelsoccupation.info/image-galleries/maps/west-bank (2014 年 4 月 27 日閲覧).

羽生敦子 2015.「マーク・トウェインの旅にみる 近代アメリカのツーリズムに関する一考察 『地中海遊覧記』The Innocents Abroad を事例として」白鷗大学論集第 29 巻第 1・2 合併号, 03 pp.217-247.

長谷政弘編著 1997.『観光学辞典』同文館

広河隆一 2002.『パレスチナ 新版』岩波新書

早尾貴紀 2019.「労働経済から見たイスラエルとパレスチナ――労働機会を求める人、労働力を求める社会」Web 春秋はるとあき，4 月 23 日 https://haruaki.shunjusha.co.jp/posts/1876（閲覧日：2020 年 6 月 7 日）

平和の文化東京ユネスコクラブ https://www.heiwa-unesco.jp/cont5/main.html （2020 年 5 月 24 日閲覧）

平和問題研究連絡委員会 2002.「『平和学』の研究推進の提言―日本の学術研究者等の自省―」日本学術会議 平成 14 年 11 月 26 日

Higgins-Desbiolles F. 2013. “Aboriginal Hostels Limited, A Case of Peace through Tourism in Australia”, in Blanchard L. & Higgins-Desbiolles F., eds, Peace through Tourism Promotion

of Human Security through International Citizenship New York, Routledge, pp. 190-203.

Higgins-Desbiolles F. and Blanchard L. 2010. “Challenging Peace through Tourism: Placing Tourism in the Context of Human Rights, Justice and Peace” in Moufakkir O. & Kelly I. eds, Tourism, Progress and Peace, Wallingford, CABI, pp.35-47.

Holy Lan Trust “Home Rebuilding 2013” https://holylandtrust.org/2654/home-rebuilding-2013/ (2020 年 5 月 26 日閲覧）

Hunt, E.D. 1982, “Holy Land Pilgrimage in the Later Roman Empire A.D.”, the University of Chicago Press, pp. 312-460.

池田光穂 1996.「遺跡観光の光と影　マヤ遺跡を中心に」石森秀三編『観光の二〇世紀（二〇世紀における諸民族文化の伝統と変容 3)』ドメス出版 pp.193-206.

今野泰三, 鶴見太郎 2015.「はじめに」今野泰三, 鶴見太郎, 武田祥英編「オスロ合意から 20 年 ： パレスチナ/イスラエルの変容と課題」(TIAS Middle East research series, no. 9) NIHU イスラーム地域研究東京大学拠点中東パレスチナ研究班, 3 p,i-ix

入江昭 1988.『権力政治を超えて：文化国際主義と世界秩序』岩波書店

International Labour Office (ILO) 2018. “The situation of workers of the occupied Arab territories”

Isaac R.K. 2014. “Responsible Tourism and Development in the Context of Peace-Building” in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W. eds., International Handbook on Tourism and Peace, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp. 87-100.

_____ 2010a. “Palestinian Tourism in Transition: Hope, Aspiration, or Reality”, The Journal of Tourism and Peace Research, 1(1), pp. 16-26.

_____ 2010b. “Moving from Pilgrimage to Responsible Tourism: the case of Palestine”, Current Issues in Tourism, 13:6, pp.579-590, DOI: 10.1080/13683500903464218（閲覧日 2014 年 5 月 15 日）

_____2009. “Alternative Tourism: Can the Segregation Wall in Bethlehem be a Tourism Attraction?” Tourism and Hospitality Planning & Development, Vol. 6, No.3, 247-254.

Isaac, R. K., Hall, C.M., & Higgins-Desbiolles, F. 2016. The Politics and Power of Tourism in Palestine, New York: Routledge

Isaac, R. K. & Platenkamp V. 2010. “Volunteer Tourism in Palestine: a Normative Perspective” in Moufakkir O. & Kelly I. eds, Tourism, Progress and Peace, Wallingford, CABI, pp.148-160.

石井昭夫 2009.「『観光の世界史』のノートから（４）マーシャルプランと国際観光」『国際観光情報』2009-04, pp.19-25.

石井昭夫 2004 「観光と世界平和」ITCJ ジャーナル 8 月, pp.1-2 http://www7b.biglobe.ne.jp/~aki141/tourismtopeace121.pdf（2020 年 5 月 26 日閲覧）。

石森秀三 2005. 「第 5 章 戦争と平和と観光」神崎宜武編著『文化としてのツーリズム歩く・見る・聞く，そして考える』人文書館 pp. 166-211.

Japan International Cooperation Agency (JICA) & JICA & Ministry of Tourism and Antiquities (MOTA) 2014. “Welcome to Palestine, Journey Beyond the Sixth Sense” .

Kassis, R. 2013. “The Struggle for Justice through Tourism in Palestine”, in Blanchard L. & Higgins-Desbiolles F. eds., Peace through Tourism Promotion of Human Security through International Citizenship New York, Routledge. pp. 225-240.

_____ 2008. Alternative Tourism: Possibilities for new forms of tourism in Palestine. Unpublished Master Degree Dissertation, Master in Pilgrimages, Tourism and Cultural Heritage. London Metropolitan University.

_____ 2006. "The Palestinians and Justice Tourism - Another Tourism is Possible" Alternative Tourism Group

Kassis R. & Solomon R. 2013. “The Pilgrimage for Transformation Project Shaping a Tourism for Peace with Justice” in Blanchard L. & Higgins-Desbiolles F. eds., Peace through Tourism Promotion of Human Security Through International Citizenship, New York: Routledge, pp 241-252.

国連広報センターホームページ「国際連合：その憲章と機構」 https://www.unic.or.jp/info/un/（2020 年 4 月 13 日閲覧）

国連広報センターホームページ「平和構築」 https://www.unic.or.jp/activities/peace_security/peacebuilding/（2020 年 4 月 28 日閲覧）

Lazaroff, T. 2014. Jerusalem Post, “West Bank Battir barrier off the table for now-Netanyahu promises to return the issue to government before implantation of any construction plan for the Battir section of the barrier” 21 September https://www.jpost.com/Israel-News/West-Bank-Battir-barrier-off-the-table-for-now-375973 (2020 年 5 月 31 日閲覧)

Leary K., Sebenius J.K. & Weiss J. 2009, “Negotiating the Path of Abraham”, Working Paper 10-49, Harvard Negotiation Project and Abraham Path Initiative.

Lollis E.W. 2014. “Peace as a Destination: Peace Tourism around the World” in Wohlmuther C. & Wintersteiner W. eds., International Handbook on Tourism and Peace, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp. 294-309.

Mackey, R. 2009. “Netanyahu’s Embrace of Mark Twain”, The Lede, 20 May. http://thelede.blogs.nytimes.com/2009/05/20/netanyahus-embrace-of-mark-twain/?_php=true&_type=blogs&_r=0 （2014 年 4 月 30 日閲覧）

McKenzie B. A. 2003. “Creating a Tourist’s Paradise: The Marshall Plan and France, 1948 to 1952”, French Politics, Culture & Society, 21, no. 1, pp.35-54.

McKeithan, D. M. ed. 1958. Traveling with the Innocents Abroad, Mark Twain’s Original Reports from Europe and the Holy Land. Norman: University of Oklahoma Press.

見原礼子 「危機遺産『エルサレム旧市街とその城壁群』の保全に向けたユネスコの役割」外務省調査月報 2010/No.2, pp.21-45. https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/pr/pub/geppo/pdfs/10_2_2.pdf（2020 年 8 月 10 日閲覧）

Ministry of Tourism and Antiquities (MOTA), 2013. Palestine, “Palestine, Land of Olives and Vines, Cultural Landscape of Southern Jerusalem, Battir”, World Heritage Site Nomination Document.

_____ (2012a. “ Palestine, Tourism Statistics 2012”.

_____ 2012b. “Palestine, Destination Palestine 2012 Overview: National Tourism Strategy” Ramallah.

Moufakkir O. & Kelly I. 2014. “Tourism as Peace Education: A Role for Interpretation” in Wohlmuther, C. & Wintersteiner, W. eds., International Handbook on Tourism and Peace, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp. 275-293.

Moufakkir O. & Kelly I. 2010. “Peace and Tourism: Friends not Foes” in Moufakkir O. & Kelly I. eds, Tourism, Progress and Peace, Wallingford, CABI, pp.xvi-xxxii.

Moufakkir O. 2010. “Re-evaluating Political Tourism in the Holy Land: Towards a Conceptualization of Peace Tourism” in Moufakkir O. & Kelly I. eds., Tourism, Progress and Peace, Wallingford, CABI, pp.162-178..

Musyck, B., Jacobson, D., Mehmet, D., Orphanides, S. & Webster, C. 2010. “Divided or Reunited? Prospects for the Cyprus Tourism Industry” in Moufakkir O. & Kelly I. eds., Tourism, Progress and Peace, Wallingford, CABI, pp.212-227.

Nance S. 2009., “The Ottoman Empire and the American flag: patriotic travel before the age of package tours, 1830-1870”, Journal of Tourism History Vol. 1, No. 1, March. pp. 7-26.

Network or Experiential Palestinian Tourism Organization (NEPTO)
Code of Conduct for Tourism https://nepto.ps/code-of-ethics/ (2020 年 5 月 26 日閲覧）

Neumayer, E. 2004. The impact of political violence on tourism. Journal of Conflict Resolution, 48(2), pp.259-281

錦田愛子 2012.「パレスチナ／イスラエル　一国家案の再考～国家像をめぐる議論の展開とシティズンシップ～」法政大学経済学部学会『経済志林』79 巻 4 号 pp.39-63 http://doi.org/10.15002/00007790 （閲覧日：2020 年 5 月 29 日）

錦田愛子 2010.『ディアスポラのパレスチナ人：「故郷ワタン」とナショナルアイデンティティ』有信堂高文社

ODA 評価有識者会議 2006. 「第 2 章 平和構築に向けた国際社会及び我が国の取り組み」『平和の構築に向けた我が国の取り組みの評価～アフガニスタンを事例として～報告書』3 月

"Orthodox patriarchs arrive in Bethlehem ahead of Christmas midnight mass" 6 January 2020, Wafa Palestinian News & Info Agency http://english.wafa.ps/page.aspx?id=4OJLmQa114646262874a4OJLmQ (2020 年 5 月 31 日閲覧)

Palestinian Academic Society for the Study of International Affairs (PASSIA), 2011 ,PASSIA Diary 2011.

Palestinian Central Bureau of Statistics (PCBS) Hotel Stays 1996-2018 http://www.pcbs.gov.ps/Portals/_Rainbow/Documents/T.S-Tourism-An-e-2018.html(2020 年 5 月 26 日閲覧)

_____2019. Population Indicators 2019, http://www.pcbs.gov.ps/site/lang__en/881/default.aspx#Population(閲覧日：2020 年 5 月 29 日)

_____ 2017. "Main Indicators for Hotel Activities in Palestine by Year "1996-2017" .

_____ 2016. Key Indicators, Labor, http://www.pcbs.gov.ps/site/lang__en/881/default.aspx#Labour(閲覧日：2020 年 5 月 29 日)

_____ 2013a. "Hotel Activities in the West Bank Annual Bulletin 2012".

_____ 2013b. "Special Statistical Bulletin on the 66th Anniversary of the Palestinian Nakba."

Palestinian Initiative for Responsible Tourism (PIRT) http://visitpalestine.ps/palestinian-initiative-for-responsible-tourism/（2020 年 4 月 21 日閲覧）

Palestine International Chamber of Commerce (ICC-Palestine) (2013), “Palestine Tourism Sector”, August 2013.

Peace Now, “Number of Settlers by Year”, https://peacenow.org.il/en/settlements-watch/settlements-data/population (2020 年 5 月 26 日閲覧）

Portland Trust. 2013. Beyond aid: a Palestinian private sector initiative for investment, growth and employment, Ramallah, Portland Trust. http://www.portlandtrust. org/publications/beyond-aid-palestinian-private-sector-initiative-investment-growth and-employment (閲覧日：2020 年 5 月 29 日)

Pratt S. and Liu A. 2016. “Does Tourism Really Lead to Peace? A Global View”, International Journal of Tourism Research, 18, no. 1. DOI: 10.1002/jtr.2035 (閲覧日：2020 年 5 月 29 日)

Rees S. 2003. Passion for Peace: Exercising Power Creatively, Sydney, UNSW Press, 2003.

Reynolds, R. 2014. “Study into the Impact of the JAI/ATG Olive Picking and Planting Programs on Participants,” Joint Advocacy Initiative (June 2014) http://www.jai-pal.org/images/publications/JAI_Study_June2014.pdf (2020 年 5 月 31 日閲覧).

酒井啓子 2011.「パレスチナ UNESCO 加盟が持つ意味」ニューズウィーク日本版 11 月 05 日 http://www. newsweekjapan.jp/column/sakai/2011/11/unesco.php（2014 年 5 月 29 日閲覧）

佐々木伸 2019.「第 2 のアパルトヘイトに現実味，イスラエル総選挙，与党続投へ」, Web マガジン WEDGE Infinity, 4 月 11 日 https://wedge.ismedia.jp/articles/-/15896?page=2 （閲覧日：2020 年 5 月 29 日）

Schneider, E. 2019. Touring for peace: the role of dual-narrative tours in creating transnational activists. International Journal of Tourism Cities, 5(2), 200-218.

Sela, M. 2009. “Netanyahu to present Obama with Twain's Holy Land memoir”. Haaretz, 18 May 2009. https://www.haaretz.com/1.5053719 （2020 年 5 月 30 日閲覧）

Shafi, A. S. 2004. “Civil Society and Political Elites in Palestine and the Role of International Donors: A Palestinian View” Gaza Community Mental Health Programme (GCMHP), EuroMeSCopaper, 33, July.

Shehadeh R. 2008. Palestinian Walks Notes on a Vanishing Landscape 2nd ed., London, Profile Books Ltd., 2008.

篠原初枝 2010.『国際連盟　世界平和への夢と挫折』中央公論新社

Smith, C. D. 2007. Palestine and Arab-Israeli Conflict, Sixth Edition, Bedford/St. Martin’s, Boston, 2007.

Suleiman, J.S & Mohamed, B. 2011. “Profiling Visitors to Palestine: The Case of Bethlehem City,” The Journal of Tourism and Peace Research 1, no. 2.

Solomon, R. 2012. “Teaching Violence, Breeding Hate: Settlers Create ‘Hate Tourism’,” International Movement for a Just World (June 28) http://badayl.org/teaching-violence-breeding-hate-settlers-create-hate-tourism/ (2020 年 6 月 4 日閲覧)

Sunbula http://www.sunbula.org (2020 年 8 月 10 日閲覧）

Suzuki T. 2012. “Forming an ‘Activism Bubble’ in Tourism: Peace Guiding at Okinawa’s Battle Ruins”, Tourist Studies, 2012, 12(1), pp.3-27.

Taha H. ed. 2009. Inventory of Cultural and Natural Heritage Sites of Potential Outstanding Universal Value of Palestine, the Department of Antiquities and Cultural Heritage, Ministry of

Tourism and Antiquities, Ramallah.

高寺奎一郎 2004.『貧困克服のためのツーリズム Pro-Poor Tourism』古今書院

高松郷子 2019.「観光と平和：コミュニティ・ベースド・ツーリズム（CBT）における主体「コミュニティ」についての考察 パレスチナの事例から」日本国際観光学会論文集第 26 号 pp117-125.

高松郷子 2017.「観光を通じた平和構築の可能性：パレスチナにおける日本 人現地体験ツアー参加者の調査から」『北海道大学観光学高等研究センター叢書』11. pp.333－334.

高松郷子 2015.「パレスチナにおける コミュニティ・ツーリズムの展望―被占領地の境界浸食に抗して―」『境界研究』5. pp.99－129.

武田淳 2018.「コスタリカのウミガメ観光における地域ガバナンス積極的平和構築のツールとしての観光研究へ向けて」日本国際観光学会論文集第 25 号 3 月 pp.7-14.

滝知則 2014. 「観光と平和の関係をめぐる『楽観論』と『慎重論』」『長崎国際大学論叢』第 14 巻 3 月 pp.91-101.

Tamari S. 2011. “Ottoman Conceptions of Palestine-Part 2 Ethnography and Cartography”, Jerusalem Quarterly, 48, pp.6-16.

田中宏明 2003.「オスロ合意と和平プロセスの構造―仲介と問題解決―」宮崎公立大学人文紀要第 10 巻第 1 号 pp.165-192.

テイラーP. J.著 高木彰彦訳 1991・1992.『世界システムの政治地理（上・下）』大明堂

飛奈裕美 2009,「エルサレムにおけるイスラエル占領政策とパレスチナ人の戦術：住居建設の事例から」イスラーム世界研究第 2 巻 2 号 pp.131-151.

飛奈裕美 2008.「エルサレム旧市街のパレスチナ社会における占領下の諸問題と抵抗―商店街の事例から―」京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究科『アジア・アフリカ地域研究』第 7-2 号，3 月 pp.214-237.

Tomljenovic R. 2010. 'Tourism and Intercultural Understanding or Contact Hypothesis Revisited', in Tourism, Progress and Peace, in Moufakkir O. and Kelly I. eds., Wallingford, CABI, pp. 17-34

Twain, Mark. 1984. The Innocents Abroad and Roughing It, New York, Literary Classic of the United States, Inc.

United Nations Children's Fund (UNICEF) 2020. "Humanitarian Situation Report (State of Palestine) End of Year 2019"

United Nations General Assembly Economic and Social Council (UNECOSOC) 2019. Secretary-General Report on "Economic and social repercussions of the Israeli occupation on the living conditions of the Palestinian people in the Occupied Palestinian Territory, including East Jerusalem, and of the Arab population in the occupied Syrian Golan" A/74/88–E/2019/72, 13 May.

United Nations Conference on International Travel and Tourism, 1963. Rome, 21 August-5 September 1963 : recommendations on international travel and tourism

United Nations Office for the Coordination of Humanitarian Affairs (UNOCHA) 2019. "Settler Related Violence, 2009-2018",West Bank Closure Maps, Humanitarian Atlas 2019, https://www.ochaopt.org/atlas2019/wbthematic.html (2020 年 5 月 31 日閲覧).

_____ 2017. "Israeli Demolition Orders against Palestinian Structures in Area C, 1988-2016" http://data.ochaopt.org/demolitions/index.aspx?id=311650 (2020 年 5 月 26 日閲覧)

_____ 2016. “Israeli Settlements In the Occupied Palestinian Territory including East Jerusalem, and the Occupied Syrian Golan” October 2016

_____ 2013. “The Humanitarian Impact of the Barrier, July 2013” http://www.ochaopt.org/documents/ocha_opt_barrier_factsheet_july_2013_english.pdf (2015 年 1 月 3 日閲覧)

_____ 2010. “West Bank Barrier Route Projections,” (July 2010) https://www.ochaopt.org/content/west-bank-barrier-route-projections-july-2010 (2020 年 6 月 7 日閲覧)

_____ 2009. “ West Bank Barrier Route Projections” https://unispal.un.org/pdfs/WBbarrier_July09_excerpts.pdf (2020 年 5 月 31 日閲覧)

United Nations Security Council (UNSC) Resolution 242 (1967) of 22 November 1967

United Nations General Assembly (UNGA) Resolution 67/19 of 29 November 2012

United Nations World Tourism Organization (UNWTO) https://www.unwto.org/history （2020 年 4 月 28 日閲覧）

Webster C. & Ivanov S. 2014. “Tourism as a Force for Political Stability”, in Wohlmuther C. & Wintersteiner W. eds., International Handbook on Tourism and Peace, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp. 167-198.

ウィン，ハンナ・イングバー 2011.「パレスチナのユネスコ加盟にアメリカが報復」ニューズウィーク日本版（11 月 1 日）https://www.newsweekjapan.jp/stories/world/2011/11/post-2321.php（2014 年 4 月 27 日閲覧）

Wohlmuther C. & Wintersteiner, W. 2014. “ Tourism and Peace – an Emerging Field of Action and Research”, in Wohlmuther C. & Wintersteiner W. eds., International Handbook on Tourism and Peace, Centre for Peace Research and Peace Education of the Klagenfurt University/Austria and UN World Tourism Organization, pp. 17-28.

World Bank. 2013. “West Bank and Gaza: Area C and the Future of the Palestinian Economy” Washington D.C.: World Bank Group http://documents.worldbank.org/curated/en/137111468329419171/West-Bank-and-Gaza-Area-C-and-the-future-of-the-Palestinian-economy (2020 年 5 月 31 日閲覧).

World Bank. 2007. “Movement and Access Restrictions in the West Bank: Uncertainty and Inefficiency in the Palestinian Economy: Executive Summary (May 9, 2007) ” http://documents.worldbank.org/curated/en/964061468339036297/Movement-and-access-restrictions-in-the-West-Bank-uncertainty-and-inefficiency-in-the-Palestinian-economy (2020 年 6 月 4 日閲覧).

山村高淑，小林英俊，緒川弘孝，石森秀三編 2010.『コミュニティ・ベースド・ツーリズム事例研究：観光とコミュニティの幸せな関係性の構築に向けて（CATS 叢書第 3 号)』北海道大学観光学高等研究センター，財団法人日本交通公社

山﨑孝史 2013.『政治・空間・場所：「政治の地理学」にむけて（改訂版)』ナカニシヤ出版

吉岡栄一，錦織裕之訳 1997.『地中海遊覧記』（上巻）東京,彩流社

吉岡栄一，飯塚栄一，錦織裕之 1997.『地中海遊覧記』（下巻）東京,彩流社

Yoshioka T. 2013. “The Floating Peace Village”, in Blanchard L. and Higgins-Desbiolles F. eds., Peace through Tourism Promotion of Human Security Through International Citizenship, New York: Routledge, pp. 135-143.

聞き取り調査（実施順）※肩書はすべて調査時

・ アリ・アブスルール（Ali Absroul）パレスチナ観光遺跡庁認可局長（2012 年 12 月 26 日パレスチナ観光遺跡庁アリ・アブスルール氏執務室にて）

・ ワリード・ シアム (H. E. Waleed Siam) 駐日パレスチナ常駐総代表部大使（2013 年 10 月 24 日駐日パレスチナ常駐総代表部大使執務室にて）

・ ファトヒ・ファラシーン（Fathi Faraseen）パレスチナ中央統計局観光統計局長 2013 年 11 月 13 日（パレスチナ中央統計局ファトヒ・ファラシーン氏執務室にて）

・ ラエッド・サアデ（Raed Saadeh）ロザナ・アソシエーションおよび NEPTO 代表（2014 年 2 月 27 日および 2018 年 11 月 22 日ロザナ・アソシエーション事務所にて，2019 年 1 月 30 日および 2019 年 6 月 6 日 SNS メッセージにて）

・ ウィサム・オワイネ（Wisam Owaineh）エコミュージアム事務局スタッフ（2014 年 3 月 2 日および 2016 年 10 月 16 日エコミュージアム事務局にて，2019 年 6 月 6 日 SNS メッセージにて）

・ ラミ・カシス（Rami Kassis）オルタナティブ・ツーリズム・グル―プ代表（2014 年 6 月 19 日オルタナティブ・ツーリズム・グル―プ事務所にて，2018 年 11 月 22 日電子メールにて）

・ ジョージ・リシュマウィ（George Rishmaw）アブラハム・パス代表（2014 年 3 月 3 日アブラハム・パス事務所にて，2018 年 11 月 22 日電子メールにて）

・ ムハンマド・クネイビ(Mohammad Qneibi) ヘブロン旧市街在住者（2014 年 7 月 16 日ムハンマド・クネイビ氏自宅にて）

・ ゾビネック・ウォジコウスキ(Zbynek Wojkowsk) ヘブロン再建センターコミュニケーシ

ョン・オフィサー兼プロ ジェクト・コーディネーター （2014 年 7 月 16 日ヘブロン再建センター事務所およびハンマド・クネイビ氏自宅にて，2020 年 6 月 5 日 SNS メッセージにて）

・ サミ・アウワド（Sami Awad）ホーリーランド・トラスト代表（2014 年 7 月 2 日ホーリーランド・トラスト，サミ・アウワド氏執務室にて）

・ メルバット・バヌーラ（Mervat Bannoura 母），ナタリー・バヌーラ（Nataly Bannoura 娘），サリー・バヌーラ（Sary Bannoura 息子）ベイト・サホール市 ATG ホームステイファミリー（2014 年 7 月 5 日バヌーラ家にて）

・ アベッド・アル・カイシ（Abed Alqaisi 父），ワファ・アル・カイシ（Wafaa Al Qaisi 母），ムサナ・アル・カイシ（Muthana Al Qaisi 息子）バッティール村 C 地区家屋再建ファミリー（2014 年 7 月 12 日アル・カイシ家にて）

・ ウィサム・サルサー（Wissam Salsa）ザ・ウォールド・オフ・ホテル経営者（2019 年 6 月 5 日ザ・ウォールド・オフ・ホテル・ロビーにて）

・ ハッサン・ムアンマール(Hassan Muamer) バッティール村住民（2019 年 6 月 6 日フェイスブックメッセージにて）

・ バデル・アブ・ハサン(Bader Abu Hassan) バッティール村ゲストハウスオーナー（2020 年 5 月 6 日フェイスブックメッセージにて）

資料１　パレスチナ・ユース・ウィークに関する参加者アンケート質問項目

【問1】 あなたの年齢グループと性別、職業、居住地についてご回答ください。

年齢　20 歳未満、20 代、30 代、40 代、50 代、60 代以上

性別　女性、男性

職業　会社員、自営業、学生、無職　その他（　　）

日本の居住 （都道府県を記載してください。　　）

【問2】 今回のパレスチナ・ユース・ウィークについてはどのようにして知りましたか？

1. パレスチナ代表部を通じて
2. 知人から
3. ウェブサイト・フェイスブックから
4. その他の情報源から

【問 3】パレスチナには

1. 初めて　　2. 二回目　　3. 三回目以上

【問 4】【問 3】で 2 回以上来たことがあると回答された方にお聞きします。

パレスチナに数回以上来訪する理由はどのようなものですか？

1. 旅行・観光 （再度訪問する理由:　　）
2. 仕事
3. その他（　　）

【問5】 今回パレスチナを訪問しようと思った理由についてお聞かせください。

1. 昔から観光で訪れたいと思っていた。
2. パレスチナ問題に関心があった
3. たまたま誘われので
4. その他（具体的にお願いします:　　）

【問 6】訪問する以前はパレスチナについてどのようなイメージや情報をもっていましたか？

1. 世界三大宗教の聖地

2. 古代文明の地

3. 砂漠の世界

4. 紛争の地

5. その他

【問 7】また周辺地域（シリア内戦やエジプトデモな）の情勢が不安定な時期がありますが、それらの状況は今回の訪問の決定に影響しましたか？　また最終的にそのような状況の中でパレスチナに来ることを決定した理由はなんですか。

【問 8】今回の旅行実施に当たり、特別に保険に入るなどの安全対策は行いましたか？

1.　はい　（それはどのような内容ですか：　　）

2.　いいえ（それはなぜですか：　　）

【問 9】実際にパレスチナを訪問した後、訪問前に持っていたイメージや得ていた情報は異なるものでしたか？　異なったとお感じの場合、それはどのように違っていましたか？

【問10】 今回の訪問で最も良かった点はなんですか。

1.　様々な時代の遺跡を訪問できた

2.　宗教的に重要なサイトを訪れることができた

3. 砂漠、オアシスなど、独特な自然風景にふれることができた
4. 親切な人々が親切だった
5. 食事がおいしかった
6. パレスチナの現実を知ることができた

【問 11】また今回のイベントにおいて改善すべき点はなんですか。

【問 12】今回の訪問地で最も良かった場所はどこですか？

場所:

理由:

【問 13】パレスチナ訪問をご家族や・知人の方に勧めますか？

はい→どのような点を勧めますか？

いいえ→理由

【問 14】またパレスチナに来たいと思いますか？

はい　→【問 15】へお進みください。

いいえ（理由をお聞かせください。　　）

【問 15】今後パレスチナを訪問するとすれば、どのようなツアーやパッケージがあったらよいと思いますか

1. パレスチナの巡礼地を回るツアー
2. パレスチナの歴史・文化遺産を回るツアー
3. パレスチナの自然(山・死海など)に触れるツアー

4. パレスチナの食や文化を体験するツアー
5. パレスチナの村や家庭を訪問するツアー
6. パレスチナの難民や分離壁を訪問するツアー
7. パレスチナの砂漠を体験するツアー
8. パレスチナのスパやエステを体験するツアー

【問 16】またパレスチナを訪問する際に周辺国(ヨルダン、イスラエル)についても合わせて回りたいと思いますか？

1. はい(どこ？
2. どれくらいの日数をかけて上記の周遊をしたいと思いますか？日数:　　日間
3. いいえ　→　　理由をお聞かせください。

【問 17】今回の訪問中、ご自身で撮影したパレスチナの写真で最も気に入った風景や光景、人々の様子などがあれば、どのようなものか教えてください。(例:パレスチナ人の子どもと自分が映っているところ等)

【問 18】今回パレスチナで購入したものについて聞かせてください。どのようなものを購入しましたか

【問 19】上記の購入の際金額はいくらくらい使いましたか(円、ドル、またはシェケルでお答えください。)

【問 20】またパレスチナにこのようなお土産が合ったらよいなと思うものがあれば教えてください。

【問 21】日本の人にパレスチナにもっと観光に来てもらうためにはどのような宣伝方法、ツアー内容やサービスがあったら良いと思いますか？

【問 22】通常海外旅行に行く際にはどのような情報を利用していますか

1. 新聞
2. 雑誌
3. 旅行代理店
4. インターネット検索
5. 知人
6. ガイドブック
7. その他（　　）

【問 23】今回の訪問やイベントについて上記以外にコメントや提案などをお持ちでしたら、下記の欄にご記入ください。

ご質問やご提案などございましたら、お気軽にお知らせください。

ご協力ありがとうございました。

出典：2013 年 11 月実施筆者作成

資料２　パレスチナ訪問と帰国後の支援意識に関するアンケート

パレスチナ訪問と帰国後の支援意識に関するアンケート

* Required

1. 質問１：訪問前のパレスチナとの関わり *

パレスチナ訪問前のあなたのパレスチナとのかかわりについてお伺いします。パレスチナに行く前からパレスチナを支援する活動に関わっていましたか？

Mark only one oval.

- ◯ はい
- ◯ いいえ

2. *

上記で「はい」と答えた方はどのような活動をしていたか下記に記入をお願いします。

3. 質問２：帰国してからこれまでのあなたのパレスチナへの関心やかかわりの程度についてお伺いします。

現在の状況に当てはまるものを選んでください。（複数回答可）

Check all that apply.

- ☐ パレスチナについて特に関心はない。または訪問前より関心が少なくなった。
- ☐ パレスチナについて訪問以前より関心を持つようになった。
- ☐ パレスチナについて自主的にニュースや情報を集めるようになった。
- ☐ パレスチナ関係のイベントや活動に参加するようになった。
- ☐ パレスチナの人々を支援する活動の実施・運営に直接かかわるようになった。
- ☐ パレスチナ支援のための活動を自分で開始した。
- ☐ その後もパレスチナを訪問した。

4. 上記でパレスチナへの関心がないまたは少なくなったと答えた方は下記で理由をお聞かせください。

5. 上記で帰国後パレスチナ支援の活動を自分で開始したと答えた方は、どのような活動をされているか下記に記入をしてください。

6. 上記で「その後もパレスチナを訪問した」答えた方は訪問時期と目的を下記に記入をしてください。

7. 質問３：パレスチナ訪問とパレスチナへの関心の関わりについてお伺いします。 *

パレスチナに訪問したことはあなたが現在パレスチナに関心を持つことや、支援をしたいと思うきっかけになったと思いますか？

Mark only one oval.

- ◯ はい
- ◯ いいえ

8. 上記で「いいえ」と答えた方は、下記に理由をお聞かせください。

9. 質問４：パレスチナ訪問中の経験についてお伺いします。

パレスチナの訪問の中の経験でどのような経験が、パレスチナに関心を持つことや、支援をしたいと思うきっかけになったと思いますか？当てはまるものを選んでください。（複数回答可）

Check all that apply.

- ☐ パレスチナの占領などを含む現状を見たこと
- ☐ パレスチナの人々との触れ合い
- ☐ パレスチナの自然
- ☐ パレスチナの文化・歴史
- ☐ パレスチナの食べ物
- ☐ その他

10. 上記で「パレスチナの人々との触れ合い」を選んだ方は、どのような経験だったか具体的にお聞かせいただけますか。下記に記入をお願いします

11. 上記で「その他」を選んだ方は内容を下記に記入してください。

12. 質問５：パレスチナ訪問をご家族や知人の方へ勧めるか否かについてお伺いします。 *

あなたの家族や知人・友人にも、あなたのようにパレスチナを訪問することを勧めたいと思いますか？

Mark only one oval.

- ◯ はい
- ◯ いいえ

13. 上記で「いいえ」を選んだ方は、理由をお聞かせいただけますか。下記に記入をお願いします。

14. 質問１：訪問前のパレスチナとの関わり *

パレスチナ訪問前のあなたのパレスチナとのかかわりについてお伺いします。パレスチナに行く前からパレスチナを支援する活動に関わっていましたか？

Mark only one oval.

- ◯ はい
- ◯ いいえ

15. *

上記で「はい」と答えた方はどのような活動をしていたか下記に記入をお願いします。

16. 質問２：帰国してからこれまでのあなたのパレスチナへの関心やかかわりの程度についてお伺いします。

現在の状況に当てはまるものを選んでください。（複数回答可）

Check all that apply.

- [ ] パレスチナについて特に関心はない。または訪問前より関心が少なくなった。
- [ ] パレスチナについて訪問以前より関心を持つようになった。
- [ ] パレスチナについて自主的にニュースや情報を集めるようになった。
- [ ] パレスチナ関係のイベントや活動に参加するようになった。
- [ ] パレスチナの人々を支援する活動の実施・運営に直接かかわるようになった。
- [ ] パレスチナ支援のための活動を自分で開始した。
- [ ] その後もパレスチナを訪問した。

17. 上記でパレスチナへの関心がないまたは少なくなったと答えた方は下記で理由をお聞かせください。

_____

18. 上記で帰国後パレスチナ支援の活動を自分で開始したと答えた方は、どのような活動をされているか下記に記入をしてください。

_____

19. 上記で「その後もパレスチナを訪問した」答えた方は訪問時期と目的を下記に記入をしてください。

_____

20. 質問３：パレスチナ訪問とパレスチナへの関心の関わりについてお伺いします。 *

パレスチナに訪問したことはあなたが現在パレスチナに関心を持つことや、支援をしたいと思うきっかけになったと思いますか？

Mark only one oval.

- ◯ はい
- ◯ いいえ

21. 上記で「いいえ」と答えた方は、下記に理由をお聞かせください。

_____

22. 質問４：パレスチナ訪問中の経験についてお伺いします。

パレスチナの訪問の中の経験でどのような経験が、パレスチナに関心を持つことや、支援をしたいと思うきっかけになったと思いますか？当てはまるものを選んでください。（複数回答可）

Check all that apply.

- [ ] パレスチナの占領などを含む現状を見たこと
- [ ] パレスチナの人々との触れ合い
- [ ] パレスチナの自然
- [ ] パレスチナの文化・歴史
- [ ] パレスチナの食べ物
- [ ] その他

23. 上記で「パレスチナの人々との触れ合い」を選んだ方は、どのような経験だったか具体的にお聞かせいただけますか。下記に記入をお願いします

_____

24. 上記で「その他」を選んだ方は内容を下記に記入してください。

_____

25. 質問５：パレスチナ訪問をご家族や知人の方へ勧めるか否かについてお伺いします。 *

あなたの家族や知人・友人にも、あなたのようにパレスチナを訪問することを勧めたいと思いますか？

Mark only one oval.

- ◯ はい
- ◯ いいえ

26. 上記で「いいえ」を選んだ方は、理由をお聞かせいただけますか。下記に記入をお願いします。

_____

出典：2014 年 11 月-12 月実施・筆者作成

資料 3　パレスチナ観光のための行動綱領

出典：　Alternative Tourism Group Study Centre, “Code of Conduct in English” http://atg.ps/#-6（2020 年 4 月 21 日閲覧）

A Code of Conduct for Tourism in the Holy Land

A Palestinian Initiative

A. Travellers to the Holy Land

Preparation

To prepare your trip to Palestine, we encourage you to consider including the following in your preparation:

- Choose an inclusive and balanced itinerary that allows you to visit and stay in different places.
- Educate yourself by reading guidebooks, travel accounts and articles about current news and events.
- Establish contact with Palestinians to get up-to-date information about the current situation, safety, local history, culture and customs.
- Approach travelling with a desire to learn rather than just observe. Leave prejudices behind.

Your trip

Adopting a considerate attitude towards the people you encounter, the environment, and host communities when travelling in Palestine helps to make sure that your trip is beneficial both for you as a tourist and for the hosts.

- Your attitude:
    - Respect and learn about the local culture. Although taking pictures is in general welcome, be aware of people's sensitivity about being photographed: always ask first for their approval.
    - Observe local customs. Respect local dress codes and dress modestly.
    - Interact and spend time with local people. Be aware that your cultural values may differ from theirs. They may, for example, have different concepts of time,

personal space, communication and society. Other values are not wrong or inferior, just different.

- Your behaviour:
    - Be aware of short-sighted emotional reactions, such as giving money out of compassion. This can be offensive.
    - Make sure that you encounter and engage with the local communities who are struggling for the respect of their dignity.
    - Support communities in a responsible way, without encouraging them to change their customs in order to adopt yours.
    - When visiting holy sites, allow members of the respective religious community to guide you.
- Your use of natural resources:
    - Co-operate with locals in conserving precious natural resources. Commit yourself to a moderate use when possible.
    - Be open to experience local standards rather than expecting to find the same conditions as in your home town and/or country.
- Support the local economy:
    - Appreciate local expertise by paying adequately.
    - Buy local products.
    - Contribute to ensuring that tourism has a beneficial outcome for the local community.
    - Use local transportation, guides, accommodation, restaurants and markets to benefit the local economy. Consider giving tips where customary.
- Remember that the people you encounter have lived under military occupation for many years. Be sensitive when discussing related topics and listen to their points of view.
- Be inspired by the pilgrim's journey: take your time to live and experience the daily life of the local people.

Returning home

When you return from Palestine do not hesitate to share your experiences with friends and relations. Your Palestinian hosts will be very happy to know that you keep them in your

mind and that you tell their and your stories. In this way, you can strengthen the human side of tourism and enhance its benefits to communities and individuals.

- Share your experience:
    - Think of creating links between your community and the community you visited.
    - Tell the stories of the people you met.
    - Discuss and debrief with other members of your group (if you travelled together with others).
    - Share with your family; inform your community; write articles.
- Stick to the commitments you made during your trip:
    - Remember the promises you made to the local people you met and honour them.
    - Keep the people in your thoughts, pray for them and act when your actions are needed.
- Allow yourself to be enriched by learning experiences:
    - Question your stereotypes/generalisations, both the ones you had before the trip and the ones emerging from your experience abroad.
    - Address prejudices and injustice where you meet them.
- Take action:
- Learn about the involvement and responsibilities of your home country in the Middle East. Expose and confront them when they have been unfair.
- Address statements you do not agree with, such as inaccurate tourism brochures, stereotyped views of Palestine in conversation and inaccurate or biased media portrayals.

B. The Palestinian Tourism Sector

Whilst Palestine has been a destination for travellers for many centuries, the development of a tourism industry that provides services to a large number of tourists is still rather recent. Indeed, the development has not yet been completed and new capacities are being added. Despite this, we believe that the time has come to work towards a more sustainable development of the sector. Therefore, as representatives of the Ministry of Tourism and Antiquities and private companies, associations and civil society organisations, we call on all tourism stakeholders in Palestine to commit to the practices and policies introduced in this Code of Conduct.

Your behaviour towards tourists: treat them honestly and with respect

- Respect the religious belief of visitors and the freedom of religious worship. Appreciate cultural diversity. Respect ways of dressing and food preferences of visitors.
- Tour guides: Provide accurate and useful information to tourists that covers the religious, social and cultural dimensions of Palestine. Do not just tell stories that visitors want to hear and do not repeat stereotypes. Instead of doing this, challenge the visitors by presenting different interpretations. Be aware of your unique role as a tour guide: visitors will draw conclusions about Palestinians from your behaviour.
- Local communities, tour guides and employees in the tourism sector: Help tourists when they are in need. Be hospitable. Interact with visitors on a human level, do not limit your interactions to economic/financial exchanges.
- Authority: The tourist police and other official bodies should deal with tourists in a respectful way.
- Authority and local communities: Undertake efforts to prevent negative and irresponsible behaviour like begging from tourists and exploiting them.

Your responsibility towards local communities. Bear in mind that local businesses have a responsibility towards the people they employ and the communities whose resources they use.

- Pay fair wages.
- Distribute the income fairly amongst product producers, providers, sellers and intermediaries.
- Sell national and local products and handicrafts to tourists. Consider adopting fair trade standards.
- Develop means of communication and opportunities for interaction between Palestinians and tourists.

Engage in human and cultural exchanges for these can increase the benefits from tourism to Palestinian communities.

- Create opportunities for local communities to participate in tourism.
- Increase networking amongst churches and international organisations to explain the Palestinian narrative to complete the picture of people who are familiar with the more well-known Israeli narrative.

Improve Palestinian tourism opportunities by creating new and unique itineraries. In addition, research and develop special Palestinian package tours that can be promoted locally for visitors after they have arrived in the country.

- Develop the competence of the workforce in the tourism industry and their knowledge of Palestinian identity and history. Further, train tour guides in contemporary issues. Develop the awareness of people interacting with tourists (guides, taxi drivers, host families, etc.).
- Integrate culture and heritage into tourist programmes. Improve the image of Palestine through organizing festivals, conferences, workshops and use these cultural events to encourage tourists to spend longer periods of time in Palestine.
- Improve marketing of local handicrafts and national products.
- Raise awareness that programmes of Palestinian travel agencies should include all different aspects of Palestine, i.e. religion, politics, economics, cultural heritage and leisure.

Our responsibility towards the environment

- Introduce environment-friendly principles to the operation of hotels, guest houses and restaurants and inform your guests about your standards. Increase the environmental awareness among Palestinians and provide a tourism that respects the environment.

Responsible business practices in the tourism industry

- Increase transparency in business practices and engage in ethical competition which does not harm the value of tourism.
- Tourists have the right to fair prices and full enjoyment of their trips.